

高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説

特別活動編

平成 30 年 7 月



文部科学省

まえがき

文部科学省では、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行った。新高等学校学習指導要領等は平成34年度から年次進行で実施することとし、平成31年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

本書は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するものであり、高等学校学習指導要領第5章「特別活動」について、その改善の趣旨や内容を解説している。

各学校においては、本書を御活用いただき、学習指導要領等についての理解を深め、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

むすびに、本書「高等学校学習指導要領解説特別活動編」の作成に御協力くださった各位に対し、心から感謝の意を表する次第である。

平成30年7月

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和

目次

● 第1章 総説	1
● 第1節 改訂の経緯及び基本方針	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の基本方針	2
● 第2節 特別活動改訂の趣旨及び要点	6
1 改訂の趣旨	6
2 改訂の要点	7
● 第2章 特別活動の目標	11
● 第1節 特別活動の目標	11
1 特別活動の目標	11
2 特別活動の目標と各活動・学校行事の 目標との関連	18
3 特別活動における「主体的・対話的で 深い学び」の実現	20
● 第2節 特別活動の基本的な性格と教育活動	
全体における意義	22
1 人間形成と特別活動	22
2 特別活動の教育活動全体における意義	25
3 特別活動の内容相互の関連	28
4 特別活動と各教科、総合的な探究の 時間及び道德教育などとの関連	29
● 第3章 各活動・学校行事の目標と内容	36
● 第1節 ホームルーム活動	36
1 ホームルーム活動の目標	36
2 ホームルーム活動の内容	40
3 ホームルーム活動の指導計画	58
4 ホームルーム活動の内容の取扱い	66

● 第2節 生徒会活動	70
1 生徒会活動の目標	70
2 生徒会活動の内容	71
3 生徒会活動の指導計画	76
4 生徒会活動の内容の取扱い	81
● 第3節 学校行事	86
1 学校行事の目標	86
2 学校行事の内容	88
3 学校行事の指導計画	96
4 学校行事の内容の取扱い	100
● 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い	104
● 第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項	104
1 特別活動における生徒の主体的・対話的で 深い学び	104
2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の 年間指導計画	105
3 ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連	110
4 障害のある生徒など学習活動の困難さに 応じた指導内容や指導方法の工夫	112
5 道徳教育との関連	113
● 第2節 内容の取扱いについての配慮事項	115
1 生徒の自発的, 自治的な活動の効果的な展開	115
2 指導内容の重点化と内容間の関連や統合	117
3 ガイダンスとカウンセリングの趣旨を 踏まえた指導を図る	120

4 異年齢集団や幼児, 高齢者, 障害のある人々や 幼児児童生徒との交流等を通して, 協働すること や社会に貢献することの喜びを得る活動の重視	121
5 学校給食に関する取扱い	122
● 第3節 入学式や卒業式などにおける国旗及び 国歌の取扱い	124
● 第4節 特別活動の指導を担当する教師	125
● 第5節 特別活動における評価	127

● 付録	129
● 付録 1 : 学校教育法施行規則 (抄)	130
● 付録 2 : 高等学校学習指導要領 第 1 章 総則	135
● 付録 3 : 高等学校学習指導要領 第 5 章 特別活動	153
● 付録 4 : 中学校学習指導要領 第 5 章 特別活動	158
● 付録 5 : 小・中学校における「道德の内容」の 学年段階・学校段階の一覧表	164

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されるIoTが広がったりするなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習

指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養^{かん}）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が

一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教

育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、総則や各教科・科目等（各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 特別活動改訂の趣旨及び要点

1 改訂の趣旨

中央教育審議会答申において、学習指導要領等改訂の基本的な方向性が示されるとともに、各教科等における改訂の具体的な方向性も示されている。今回の特別活動の改訂は、これらを踏まえて行われたものである。

(1) 特別活動の成果と課題

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。協働性や異質なものを認め合う土壌を育むなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育み、それがホームルーム文化、学校文化の醸成へとつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としている。

一方で、更なる充実が期待される今後の課題としては、以下のような点が挙げられる。

(特別活動において育成することを目指す資質・能力の視点)

特別活動は「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とし、各学校において特色ある取組が進められているが、各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何か、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につなげるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態も見られる。特別活動が各教科等の学びの基盤となるという面もあり、教育課程全体における特別活動の役割や機能も明らかにする必要がある。

(内容の示し方の視点)

内容や指導のプロセスの構造的な整理が必ずしもなされておらず、各活動等の関係性や意義、役割の整理が十分でないまま実践が行われてきたという実態も見られる。

(複雑で変化の激しい社会の中で求められる能力を育成するという視点)

社会参画の意識の低さが課題となる中で、自治的な能力を育むことがこれまで以上に求められていること、キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいこと、防災を含む安全教育や体験活動など、社会の変化や要請も視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力を示す必要がある。

(2) 改訂の基本的な方向性

- ・ 特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よ

りよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は学年、学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされていくことになる。このような特別活動の特質を踏まえ、指導する上での重要な視点を「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つとして整理した。

- ・ 特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力を明確化する。
- ・ 内容については、様々な集団での活動を通して、自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、ホームルームや学校の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、特別活動を要とし、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にする。

● 2 改訂の要点

高等学校においては、義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展させるという観点を重視しつつ、改善の基本方針を踏まえて、次のように改善を行った。

(1) 目標の改善

今回の改訂では、第2章第1節で示すように各教科等の学びを通して育成することを目指す資質・能力を三つの柱により明確にしつつ、それらを育むに当たり、生徒がどのような学びの過程を経験することが求められるか、さらには、そうした学びの過程において、質の高い深い学びを実現する観点から、特別活動の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせることが求められることを示している。

特別活動の目標についても、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。そして、そうした資質・能力を育成するための学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。第2章において詳述するように、この学習の過程は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示したものである。

そして、特別活動の特質に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。第3章以降において詳述するように、集団や社会の形成者としての見方・考え方は、特別活動と各教科等とが往還的な関係にあることを踏まえて、各教科・科目等における見方・考え方を総合的に働かせて、集団や社会

における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けることとして整理することができる。

(2) 内容構成の改善

特別活動がホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の各活動及び学校行事から構成されるという大枠の構成に変化はないが、今回の改訂においては、特別活動全体の目標と各活動との関係について、それぞれの活動や行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることを示した。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。

なお、各活動及び学校行事で育成する資質・能力は、それぞれ別個のものではなく、各活動及び学校行事の特質に応じつつ特別活動全体の目標の実現に向けていくものである。このため、告示上、各活動及び行事の目標の中に育成することを目指す資質・能力を三つの柱で示していない。

〔ホームルーム活動〕の内容の構成については、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、次のように系統性が明確になるよう整理した。

- ・ 小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。
- ・ 高等学校において、与えられた課題ではなくホームルーム生活における課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動に、中学校の経験を生かして取り組むよう(1)の内容を重視する視点から、(2)、(3)の項目を整理した。

これにより、ホームルーム活動の内容の構成の大枠は小・中・高等学校の系統性が明らかになるよう整理しつつ、それぞれの具体的な内容や示し方は、総則や各教科・科目等の学習内容との関係も踏まえながら、各学校段階に応じたものとした。

(3) 内容の改善・充実

特別活動全体を通して、自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、ホームルームや学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にした。

各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。

〔ホームルーム活動〕

- 小学校段階から学級活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を新たに設けた。
- 高等学校において、ホームルームや学校の生活を向上・充実に向けた「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容を、各項目の関連に配慮して整理した。

- 学習の過程として、「(1)ホームルームや学校に生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。
- 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

〔生徒会活動〕

- 内容の(1)を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」として、生徒が主体的に組織をつくることを明示した。
- 学校内の活動に加えて、ボランティア等の社会参画を重視することとした。

〔学校行事〕

- 就業体験活動やボランティア活動等の体験活動を引き続き重視することとした。
- 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

なお、ホームルーム活動（給食の時間を除く。）の標準授業時数は、年間35単位時間とし、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な時間を充てることについて変更はない。

(4) 学習指導の改善・充実

特別活動の目標の実現のため、学校の教育活動全体の中における特別活動の役割も踏まえて充実を図ることが求められることとして、次のような点を示した。

- 特別活動の深い学びとして、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- 特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成する際、社会の一員としての自己の生き方を探究するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるよう配慮することとした。
- ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、ホームルーム経営の充実を図ることとした。
- いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、

個々の生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。

- 異年齢集団による交流を重視するとともに、高齢者や障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習等を通じ、協働することや他者の役に立ち社会に貢献することの喜びを得られる活動を充実することを示した。

第1節 特別活動の目標

学習指導要領第5章第1「目標」で、次のとおり示している。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この特別活動の目標は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の三つの内容（以下「各活動・学校行事」という。）の目標を総括する目標である。

1 特別活動の目標

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

今回の改訂では、各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしつつ、それらを育むに当たり、生徒がどのような学びの過程を経るのかということ、さらにはそうした学びの過程において、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、教育活動の充実を図ることを、各教科・科目等の目標の中で示した。

特別活動においてもこうした考え方に基づいて目標を示した。このことは、これまでの特別活動の基本的な性格を転換するものではなく、教育課程の内外を含めた学校の教育活動全体における特別活動の役割を、より一層明確に示すものである。

(1) 特別活動における「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の視点

特別活動において育成することを目指す資質・能力や、それらを育成するための学習過程の在り方を整理するに当たっては、これまで目標において示してきた要素や特別活動の特質、教育課程全体において特別活動が果たすべき役割などを勘案して、「人間関

係形成」,「社会参画」,「自己実現」の三つを視点として整理した。

これらの三つの視点は,特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり,(4)において述べるように,これらの資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味をもつものである。「人間関係形成」,「社会参画」,「自己実現」の三つの視点が,育成することを目指す資質・能力に関わるものであると同時に,それらを育成する学習の過程においても重要な意味をもつということは,特別活動の学習の方法原理が「なすことによって学ぶ」ということにある。

三つの視点はそれぞれ重要であるが,相互に関わり合っていて,明確に区別されるものでないことにも留意することが必要である。

① 「人間関係形成」

「人間関係形成」は,集団の中で,人間関係を自主的,実践的によりよいものへと形成するという視点である。人間関係形成に必要な資質・能力は,集団の中において,課題の発見から実践,振り返りなど特別活動の学習過程全体を通して,個人と個人あるいは個人と集団という関係性の中で育まれると考えられる。年齢や性別といった属性,考え方や関心,意見の違い等を理解した上で認め合い,互いのよさを生かすような関係をつくることが大切である。

なお,「人間関係形成」と「人間関係をよりよく形成すること」は同じ視点として整理している。

② 「社会参画」

「社会参画」はよりよいホームルームや学校生活づくりなど,集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点である。社会参画のために必要な資質・能力は,集団の中において,自発的,自治的な活動を通して,個人が集団へ関与する中で育まれるものと考えられる。学校は一つの小さな社会であると同時に,様々な集団から構成される。学校内の様々な集団における活動に主体的に関わることが,地域や社会に対する参画,持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていく。また,主権者としての自覚の醸成にも結び付くものである。

なお,社会は,様々な集団で構成されていると捉えられることから,ホームルームや学校の集団をよりよくするために参画することと,社会をよりよくするために参画することは,「社会参画」という意味で同じ視点として整理している。

③ 「自己実現」

「自己実現」は,一般的には様々な意味で用いられるが,特別活動においては,集団の中で,現在及び将来の自己の生活の課題を発見し,よりよく改善しようとする視点である。自己実現のために必要な資質・能力は,自己の理解を深め,自己のよさや可能性を生かす力,自己の生き方を考え設計する力など,集団の中において,個々人が共通して当面する現在及び将来に関わる課題を考察する中で育まれるものと考えら

れる。

(2) 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせる

ホームルームや学校は、生徒にとって最も身近な社会である。生徒はホームルームや学校という社会での生活の中で、様々な集団活動を通して、多様な人間関係の築き方や、集団の発展に寄与することや、よりよい自分を追求することなどを学ぶことになる。生徒は、学年・学校段階が上がるにつれて人間関係や活動の範囲を広げ、特別活動で身に付けたこのような資質・能力と、教科・科目等で学んだことを、地域・社会などその後の様々な集団や人間関係の中で生かしていく。

こうした学習の過程においては、特別活動ならではの「見方・考え方」を働かせることが重要である。今回の改訂で各教科・科目等の目標に位置付けられた「見方・考え方」は、各教科・科目等の特質に応じた、各教科・科目等ならではの物事を捉える視点や考え方であり、各教科・科目等を学ぶ意義の中核をなすものである。特別活動の特質が、課題を見だし解決に向けて取り組むという実践的な学習であるということや、各教科・科目等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践するというところにあることから考え、特別活動の特質に応じた「見方・考え方」は「集団や社会の形成者としての見方・考え方」として示した。

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせるということは、各教科・科目等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることである。こうした「見方・考え方」は特別活動の学習の中で働くだけでなく、大人になって生活していくに当たっても重要な働きをする。

(3) 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する

今回の改訂では、資質・能力を育成するために、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」という学習の過程を示した。

① 様々な集団活動

私たちは社会の中で、様々な集団を単位として活動する。集団と個は、活動の目的によってつながっていたり、生活する地域を同じにするという点においてつながっていたりと様々なものがある。目的や構成が異なる様々な集団での活動を通して、自分や他者のよさや可能性に気付いたり、それを發揮したりすることができるようになる。

学校は一つの小さな社会であり、様々な集団から構成される。特別活動は、各活動・学校行事における様々な集団活動の中で、生徒が集団や自己の課題の解決に向けて取り組む活動である。集団の活動の範囲は学年や学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力は生かさ

れていくことになる。

ホームルーム活動は、学校生活において最も基礎的な集団であるホームルームを基盤とした活動である。卒業後においては、職業生活を共にする職場における集団や、日々の生活の基盤となる家庭といった集団での生活につながる活動である。

日々の生活を共にする中で、生徒は、一人一人の意見や意思は多様であることを知り、時には葛藤や対立を経験する。こうした中で、自ら規律ある生活を送るために、様々な課題を見だし、課題の解決に向けて話し合い、合意形成を図って決まったことに対して協力して実践したり、意思決定したことを努力して実践したりする。

生徒会活動は、主に学校生活全般に関する自発的、自治的な活動である。卒業後においては、地域社会における自治的な活動につながる活動である。生徒会では、生徒会全体が一つの集団であるという面と、委員会活動などにおいて、役割を同じくする異年齢の集団を構成する面もある。いずれにしてもホームルームの枠を超え、よりよい学校づくりに参画し、協力して諸課題の解決を行う活動である。

学校行事は、学年や学校全体という大きな集団において、一つの目的のもとに行われる様々な活動の総体である。卒業後は地域や社会の行事や催し物など、様々な集団で所属感や連帯感を高めながら一つの目標などに向かって取り組む活動につながる活動である。学年や学校が計画し、実施するものであり、生徒が積極的に参加したり協力したりすることにより充実する教育活動である。生徒の積極的な参加による体験的な活動を行うものであり、学校内だけでなく、地域行事や催し物等、学校外の活動ともつながりを持ち、内容によっては、地域の様々な人々で構成する集団と協力することもある。このような学校行事の活動を通して、生徒は多様な集団への所属感や連帯感を高めながら一つの目標に向かって取り組む活動を体験し、育成を目指す資質・能力を身に付けるのである。

② 自主的、実践的に取り組む

特別活動の各活動・学校行事は、一人一人の生徒のホームルームや学校の生活の向上・充実に向け、諸問題への対応や課題解決の仕方などを自主的、実践的に学ぶ活動内容によって構成されている。特別活動の目標や内容で示している資質・能力は、自主的、実践的な活動を通して初めて身に付くものである。例えば、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義を理解し、そうした活動に積極的に取り組もうとする態度を育てるためには、実際にホームルームや学校の生活をよりよくするための活動に全ての生徒が取り組むことを通して、そのよさや大切さを、一人一人が実感を伴って理解することが大切である。また、例えば事件や事故、災害等から身を守る安全な行動を体得するためには、表面的・形式的ではなく、より具体的な場面を想定した訓練等を体験することによって、各教科・科目等で学習した安全に関する資質・能力が実際に活用できるものとなる。このように、集団活動の中で、一人一人の生徒が、自主的、実践的に生活における課題の解決に取り組むことを通して学ぶことが、特別活動の方法原理である「なすことによって学ぶ」ことなのである。この「なすことによっ

て学ぶ」が「体験あって学びなし」と曲解されないように留意すべきである。

特別活動のいずれの活動も、生徒が自主的、実践的に取り組むことを特質としているが、ホームルーム活動の内容(1)及び生徒会活動においては、さらに自発的、自治的であることも特質としている。「自発的、自治的な活動」は、「自主的、実践的」であることに加えて、目的をもって編制された集団において、生徒が自ら課題等を見いだし、その解決方法・取扱い方法などについての合意形成を図り、協力して目標を達成していくものである。生徒の自発的、自治的な活動に係る内容と、それ以外の内容については、本解説第3章で説明するように、学習過程に違いがあるが、いずれの場合にも、生徒の自主的、実践的な活動が助長されるようにする必要がある。この点については本解説第4章で解説する。

③ 互いのよさや可能性を発揮しながら

「互いのよさや可能性を発揮しながら」は、これまでの学習指導要領の目標で「望ましい集団活動を通して」として示した趣旨をより具体的に示したものである。

①で説明したように、特別活動の大きな特質の一つとして、様々な集団での活動を基本とすることが挙げられる。特別活動における集団活動の指導においては、過度に個々やグループでの競争を強いたり、過度に連帯による責任を求めて同調圧力を高めたりすることによってなど、その指導方法によっては、違いを排除することにつながりかねない。例えば、いじめなどに見られるように一部の生徒が排斥されたり、不登校のきっかけになったり、生徒一人一人のよさが十分発揮できなかつたりするなどの状況も危惧される。また、一見するとホームルーム全体で協力的に実践が進められているように見えても、実際には教師の意向や一部の限られた生徒の考えだけで動かされていたり、単なるなれ合いとなっていたりしている場合もある。このような状況は、特別活動の学習過程として望ましいものとは言えない。

集団における合意形成では、同調圧力に流されることなく、批判的思考力をもち、他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようにすることが大切である。そして、異なる意見や意思を基に、様々な解決の方法を模索し、問題を多面的・多角的に考えて、解決方法について合意形成を図ることが、「互いのよさや可能性を発揮しながら」につながるのである。

こうしたことを常に念頭に置き、特別活動における集団活動の指導に当たっては、「いじめ」や「不登校」等の未然防止等も踏まえ、生徒一人一人を尊重し、生徒が互いのよさや可能性を発揮し、生かし、伸ばし合うなど、よりよく成長し合えるような集団活動として展開しなければならない。このような特別活動の特質は、ホームルーム経営や生徒指導の充実とも深く関わるものである。

なお、学習指導要領の前文においても、「(中略) 一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と示されている。

このことは特別活動にとどまらず、学校教育全体で大切にすることを示している。

④ 集団や自己の生活上の課題を解決する

「集団や自己の生活上の課題を解決する」とは、様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志をもって実現したりする生徒の活動内容や学習過程を示したものである。

「なすことによって学ぶ」ことを方法原理としている特別活動においては、ホームルームや学校の生活には自分たちで解決できる課題があること、その課題を自分たちで見出すことが必要であること、単に話し合えば解決するのではなく、その後の実践に取り組み、振り返って成果や課題を明らかにし、次なる課題解決に向かうことなどが大切であることに気付いたり、その方法や手順を体得できるようにしたりすることが求められる。

ここで言う「課題」は、現在生じている問題を解消するにとどまらず、広く集団や自己の現在や将来の生活をよりよくするために取り組む内容を指している。各活動・学校行事における課題については、第3章において解説する。

(4) 特別活動で育成を目指す資質・能力

特別活動では、学んだことを人生や社会での在り方と結び付けて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を意識して身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようになることが重要である。

そこで、指導に当たっては、生徒が互いのよさや可能性を發揮し、よりよく成長し合えるような集団活動を特別活動における「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら展開することを通して、以下のような資質・能力を育むことが大切である。

① 「知識及び技能（何を知っているか、何ができるか）」

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

ホームルームや学校における集団活動を前提とする特別活動は、よりよい人間関係の形成や合意形成、意思決定をどのように図っていくかということを大切にしている。こうした集団活動を通して、話し合いの進め方やよりよい合意形成と意思決定の仕方、チームワークの重要性や役割分担の意義等について理解することが必要である。これは、方法論的な知識や技能だけではなくよりよい人間関係とはどのようなものなのか、合意形成や意思決定とはどういうことなのか、という本質的な理解も極めて重

要である。知識や技能を教授するのではなく、各教科・科目等において学習したことも含めて、特別活動の実践活動や体験活動を通して体得させていくようにすることが必要である。

具体的には、例えば次のように知識や技能を身に付けていくことが考えられる。

- 集団で活動する上での様々な困難を乗り越えるためには何が必要になるのかを理解すること。集団でなくては成し遂げられないことや集団で行うからこそ得られる達成感があることを理解することなど、集団と個との関係について理解すること。また、集団活動の意義が社会の中で果たしている役割や意義、人間としての在り方や生き方との関連で集団活動の価値を理解すること。
- 基本的な生活習慣、学校生活のきまり、社会生活におけるルールやマナー及びその意義について理解し、実践できるようにすることなど、集団や人間関係をよりよく構築していく中で大切にすべきことを理解し実践できるようにすること。
- 現在及び将来の自己と学習の関連や意義を理解し、課題解決に向けて意思決定し、行動することの意義や、そのために必要となることを大切にしなければならないことを理解すること。特に、将来の社会的・職業的な自立と現在の学習がどのように関わるかということを理解し、現在、自分でできることを意思決定し、実践していくこと。

② 「思考力、判断力、表現力等（知っていること、できることをどう使うか）」

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

特別活動では、ホームルームや学校における様々な集団活動を通して、自己の生活上の課題や他者との関係の中で生じる課題を見いだす。そして、その解決のために話し合い、決まったことを実践する。さらに、実践したことを振り返って次の課題解決に向かう。この一連の活動過程において、生徒が各教科・科目等で学んだ知識などを課題解決に関連付けながら主体的に考えたり判断したりすることを通して、個人と集団との関わりの中で合意形成や意思決定が行われ、こうした経験や学習の積み重ねにより、課題解決の過程において必要となる「思考力、判断力、表現力等」が育成される。

具体的には、様々な集団活動の中で、例えば次のようなことができるようにすることが考えられる。

- 人間関係をよりよく構築していくために、多様な場面で、自分と異なる考えや立場にある多様な他者を尊重し、認め合いながら、支え合ったり補い合ったりして、協働していくこと。
- 集団をよりよく改善したり、主体的に社会に参画し形成したりするために、自他のよさや可能性を發揮しながら、主体的に集団や社会の問題について理解し、合意

形成を図ってよりよい解決策を決め、それに取り組むこと。

- 現在及び将来に向けた自己実現のために、自己のよさや個性、置かれている環境を様々な角度から理解するとともに、進路や社会に関する情報を収集・整理し、将来を見通して人間としての生き方を選択・形成すること。また、意思決定したことに向けて努力したり、必要に応じて見直したりすること。

③ 「学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」

(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

人は、実社会において、目的を達成するため、また、自己実現を図るために様々な集団に所属したり、集団を構築したりする。その中で様々な困難や障害を克服し、自分を磨き人間性を高めている。したがって、多様な集団に所属し、その中でよりよい人間関係を形成しようとしたり、よりよい集団や社会を構築することによって、自己実現を図ろうとしたりすることは、まさに学び続ける人間としての在り方や生き方と深く関わるものである。

特別活動では、様々な集団活動の役割や意義を理解し、生徒自身が様々な活動に自主的、実践的に関わろうとする態度を育てることが必要である。

具体的には、例えば次のような態度を養うことが考えられる。

- 多様な他者の価値観や個性を受け入れ、助け合ったり協力し合ったり、新たな環境のもとで人間関係を築こうとする態度
- 集団や社会の形成者として、多様な他者と協働し、問題を解決し、よりよい生活をつくろうとする態度
- 日常の生活や自己の在り方を主体的に改善しようとしたり、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択しようとしたりする態度

● 2 特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連

特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、それぞれ独自の目標と内容をもつ教育活動である。しかし、それらは決して別々に異なる目標を達成することとしているものではない。構成や規模、活動の形態などが異なる集団活動を通して、第1の目標に掲げる特別活動で育成すべき資質・能力を身に付けることを目指して行うものである。

学習指導要領第5章第2では、各活動・学校行事の目標を、次のとおり示している。

いずれの目標も、集団の特質や活動の過程の特徴を踏まえた活動を通して、第1の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示している。学習指導要領において、各活

動・学校行事ごとに育成することを目指す資質・能力を資質・能力の三つの柱に即して具体的に示していないのはそのためであり、各学校においては、こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

(特別活動の目標 (全体目標))

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

1 特別活動の目標

(ホームルーム活動の目標)

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

(生徒会活動の目標)

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

(学校行事の目標)

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

● 3 特別活動における「主体的・対話的で深い学び」の実現

学習指導要領第1章総則第3款の1の(1)において、資質・能力を偏りなく育成するために、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際には各教科・科目等の見方・考え方を働かせ、各教科・科目等の学習過程を重視して充実を図ることを示している。

特別活動においては、生徒同士の話し合い活動や、生徒が自主的・実践的に活動することをその特質としてきた。特別活動における主体的・対話的で深い学びの実現は、各活動・学校行事の学習過程において授業や指導の工夫改善を行うことで、一連の活動過程の中での質の高い学びを実現することである。それは、特別活動の各活動・学校行事の内容を深く理解し、それぞれを通して資質・能力を身に付け、高等学校卒業後も能動的に学び続けるようにすることでもある。

「主体的な学び」の実現とは、学ぶことに興味・関心をもち、学校生活に起因する諸課題の改善・解消やキャリア形成の方向性と自己との関連を明確にしなが、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の活動を振り返りながら改善・解消に励むなど、活動の意義を理解した取組である。

特別活動においては、ホームルームや学校における集団活動を通して、生活上の諸課題を見だし解決できるようにすることが大切である。例えば、自分たちの実態や自己の現状に即して、課題を見いだしたり、解決方法を決めて実践したり、その取組を振り返り、よい点や改善点に気付いたりできるようにすることが大切である。こうした学習過程によって、集団や自己の新たな課題の発見や目標の設定が可能となり、生活を更によりよくしようという次の活動への動機付けとなるなど、生徒の主体的な学びが可能になる。

「対話的な学び」の実現とは、生徒相互の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方や資料等を手掛かりに考えることを通して、自己の考え方を協働的に広げ深めていくことである。

特別活動は多様な他者との様々な集団活動を行うことを基本とし、そこでの「話し合い」を全ての活動において重視してきた。ホームルーム活動や生徒会活動の自治的な活動においては、ホームルームや学校における生活上の課題を見だし、解決するために合意形成を図ったり、意思決定したりする中で、他者の意見に触れ、自分の考えを広げ、課題について多面的・多角的に考えたりすることが重要である。

また、対話的な学びは、ホームルームなど同一集団の生徒同士の話し合いにとどまるものではない。異年齢の児童生徒や障害のある幼児児童生徒等、多様な他者と対話しながら協働することや地域の人との交流を通して自分の考えを広げたり、自分のよさや努力に気づき自己肯定感を高めたりすること、自然体験活動を通して自然と向き合い学校生活では得られない体験から新たな気づきを得ること、就業体験活動を通して働く人の思いに触れて自分の勤労観・職業感を高めること、キャリア形成に関する自分自身の意思決定の過程において他者や教師との対話を通じて自己の考えを発展させることなど、感性や思考力、実

践力を豊かにし、よりよい合意形成や意思決定ができるようになることも、特別活動における対話的な学びとして重要である。

「深い学び」の実現とは、学びの過程の中で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、新たな課題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることで、学んだことを深めることである。

特別活動における「深い学び」の実現には、特別活動が重視している「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉えることが大切である。特別活動において重視する「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点のいずれについても各教科・科目等で育成する資質・能力と様々に関わっている。一連の実践過程で、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科・科目で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために活用していくことが大切である。

そのためには、それぞれの学習過程において、どのような資質・能力を育むことが必要なのかを明確にした上で、意図的・計画的に指導に当たることが、「深い学び」の実現につながるのである。

第2節 特別活動の基本的な性格と教育活動全体における意義

特別活動は、様々な集団活動を通して、自己や学校生活を捉え、課題を見いだし、その改善・解消に向け、よりよい集団や学校生活を目指して行われる様々な活動の総体である。その活動の範囲は学年・学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力は生かされていくことになる。このことから、特別活動の基本的な性格を次のとおり捉えることができる。

1 人間形成と特別活動

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきている。しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての生徒の生き方に影響するものとなっている。すなわち、これからの複雑で変化の激しい社会において、将来、社会的・職業的に自立して生きるための「生きる力」を育成することが、一層求められている。

特に、グローバル化や情報化の進む社会において、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に選択・判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、多様な他者と共に生き、課題を解決していくための力がますます重要となる。

加えて、平和で民主的な国家及び社会の在り方に責任を有する主権者として、また、自己の個性や能力を生かして活躍する自立した人間として、基本的な生活習慣の確立、適切な判断や意思決定に基づき、主体的に社会参画をすることが、強く求められているところである。

このような複雑で変化の激しい社会をたくましく生きていかなければならない生徒には、多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力や、希望や目標をもって生きる態度を身に付けることが重要である。

これまで、特別活動は、学校における集団活動や体験的な活動を通して、各教科・科目や道德教育等で身に付けた力を、実際の生活において生きて働く汎用的な力とするため人間形成の場として、教育課程上の重要な役割を担ってきた。また、生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や実際の生活において生きて働く力とするための人間形成の場として機能してきた。

学校は人と人とが関わり合う一つの社会である。生徒は、多様な他者と関わり合って生き、特別活動を通して学校における生活の向上に努め、多様な他者と関わり合ってよりよく生きようとすることを学ぶのである。

このような資質・能力は、学校の教育活動全体を通して育成されるものであるが、特に、特別活動は、学校における様々な集団活動や体験的な活動を通して、生徒の人間形成を図ることを特質としており、極めて大きな役割を担うものである。

(1) 学校生活や学びの基盤としての集団づくり

特別活動は、ホームルームや学校の様々な集団づくりに重要な役割を果たしている。

特別活動では、学校の内外で、多様な他者と関わり合う集団活動の機会が豊富にある。ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通して、生徒は、多様な集団活動を経験し、集団における行動や生活の在り方を学び、よりよい集団づくりに参画する。

特にホームルームの集団づくりは、生徒一人一人のよさや可能性を生かすと同時に、他者の失敗や短所に寛容で共感的なホームルームの雰囲気醸成する。ホームルーム活動における自発的、自治的な活動や、ホームルームとして学校行事に取り組むことを通して、ホームルームに所属する生徒一人一人が、ホームルームへの帰属意識や生活上の規範意識を高め、自分の居場所として安心して学習に励むことのできるホームルームづくりにつながっていく。また、ホームルーム活動を通して、個々の生徒の生活や学習上の課題を解消することや、学ぶ意義についての理解を深め、自己の進路の実現を図ろうとする、自己実現に向けた生徒の活動を通して、生徒が各教科・科目等の学習に主体的に取り組むことができるようになっていく。

このような指導は、個々の生徒の学校生活の基盤づくりや教科・科目等における学習環境づくりに欠くことのできない重要な役割を担う。なお、こうした指導について生徒指導の視点からは、学業指導と呼び、ホームルームにおいて学びに向かう集団づくりを行うことが重要である。

一方、集団づくりにおいて、「連帯感」や「所属感」を大切にすあまり、ともすれば、教師の期待する生徒像や集団の姿からの逸脱を許容しないことで、過度の同調圧力につながりかねないという問題もあった。

また、グローバル化や情報化の進展する社会において、現在の社会がどのような社会であるかということ基準にするのではなく、将来とは予測することが困難なものであるという前提で生徒が学習することが必要なものが何かを提起する必要がある。例えば、近年、地域を問わず、外国籍の生徒やいわゆる外国につながる生徒が学校に増えてきているように、様々な社会的・文化的背景をもつ他者と共に生活するということが急速に身近になりつつある。また、実際に他者と対面する現実空間だけでなく、インターネットなどを通じた仮想空間での他者との関わりも増え、地域や国という境界を超えて人と人とのつながりが広がっている。このような社会の変化において、生徒は、多様な他者と関わり、未知なる文化に向き合って生きることになる。人と人との関わりも変容していく社会において、生徒には自立した人間として他者とよりよく協働することができる資質・能力を育むことが求められている。

こうしたことを踏まえ、特別活動における様々な集団活動においては、それぞれの活動過程が、一人一人のよさや可能性が認められるものでなければならないことを、特別活動の目標において明確に示した。

このように学校生活や学習の基盤としての集団づくりは、生徒の現在及び将来に強く関わるものであり、これまでも特別活動として特に大事にしてきたものを今回の改訂においても改めて明確にしたものである。

(2) 発達的な特質を踏まえた指導

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的としている。学校教育においては、生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育を組織的に行うことが必要であり、高等学校教育においては、中学校との円滑な接続や高等学校卒業後の進路との接続も視野に入れつつ、高校生の発達の段階を踏まえた教育活動の充実を図ることが求められる。

高等学校段階の生徒たちの成長の過程における主な特徴としては、自我の形成もかなり進み、身体的にもほぼ成熟し、独立や自律の要求が高まっていくことが挙げられる。また、所属する集団が増加し人間関係もより広がり、さまざまな役割や期待に応えながら人間関係を築いていくことが求められる時期である。

このように高校生の時期には、自我の形成や心身の発達により自主独立の要求が高まることから、生徒の自発的、自治的な活動をできる限り尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合って、互いに尊重しよさを認め発揮し合えるような集団づくりができるように導くことが大切になる。しかし、生徒の自主性が高まるとはいえ、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない生徒も少なくないため、教師の適切な指導や個別的な援助などが必要である。そのためには、生徒の心情をよく理解するとともに、指導の在り方の工夫に努め、生徒の自主的、実践的な活動を促していくことが大切である。

また、学校生活においても、新しい友達や教師との出会いや、社会的関心の広がり、そして進路の選択など新しい環境や課題に直面していく時期である。そうした中、生徒は、人間としての在り方や現在及び将来における自己の生き方について模索し、進路の選択などにかかわる不安や悩みなど重要な課題に直面するが、個々の価値観が多様化し、人間としての在り方生き方にも様々な変化や問題点が生じている現代の社会にあっては、すべての生徒が在り方生き方を自覚し、これを深められるとは限らない。なかには、自己に不安をもち、自己を見失う生徒もおり、また、挫折や失敗にこだわって、自信のない生き方をしている生徒も少なくはない。特に、高校生の段階においては、理想を求めることに急で、とかく現実を否定する傾向も強まるため、生徒はこの時期特有の様々な不安や悩みをかかえることになり、生徒の中には、無気力傾向などに陥ったり、非行に走ったりする者も見られる。現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いと考えたりする「閉じた個」ではなく、他者、社会、自然などの環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った「開かれた個」として成長していくことが大切である。そのためには、学校における多様な集団活動の充実を図るとともに、社会的な体験を重視し、人間としての在り方や生き方の自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに生きるための態度や能力を養う特別活動の充実が重要である。

なお、本解説においては、特別活動の場面における教師から生徒への適切な働きかけを全て「指導」と表現するが、その中には、単に教師が望ましいと考える方向へと導こうとする（狭い意味での「指導」）だけでなく、生徒自らが成長しようとしたり、生徒同士で互いに成長し合おうとしたりすることなどを促す（「援助」）ことの、両方の側面から関わっていく必要がある。

2 特別活動の教育活動全体における意義

特別活動は、「集団活動」と「実践的な活動」を特質とすることが強調されてきた。

ホームルームや学校における集団は、それぞれの活動目標をもち、目標を達成するための方法や手段を全員で考え、共通の目標を目指して協力して実践していくものである。特に、実践的な活動とは、生徒がホームルームや学校生活の充実・向上を目指して、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味している。したがって、生徒の実践を前提とし、実践を助長する指導が求められるのであり、生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とすることが大切である。

この特質を継承しながら、さらに次の教育的意義が、今回の改訂では強調されている。

(1) 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

特別活動は、学校生活を送る上での基盤となる力や、社会で他者と関わって生きて働く力を育む活動として機能し、人間形成の中でも特に、情意面や態度面の資質・能力の育成について強調してきた。今回の改訂では、各教科・科目等を通して育成することを目指す資質・能力として「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むことを重視している。そのために重要なことは、目標に「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み」とあるように、自主的、実践的な活動を重視するということである。様々な集団活動の中で、「思考力・判断力・表現力等」を活用しながら他者と協力して実践することを通して、「知識及び技能」は実感を伴って体得され、活動を通して得られたことを生涯にわたって積極的に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」が育成されていく。特別活動の内容は、各教科・科目等に広く関わるものであるが、こうした特徴をもつ特別活動だからこそ目指すことができる資質・能力を育むことが大切である。

このため、今回の改訂では、特別活動全体を通して育成することを目指す資質・能力を第1の目標において示すとともに、各活動・学校行事の特質を踏まえて育成することが期待される資質・能力についての基本的な考え方を、各活動・学校行事の目標の中で明示したところである。

(2) ホームルーム経営の充実と特別活動

特別活動は、教育課程全体の中で、特別活動の各活動・学校行事において資質・能力を育む役割だけではなく、全教育活動を通じて行われているホームルーム経営に寄与することから学習指導要領では次のとおり示されている。

学習指導要領第1章総則第5款の1の「(1)学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。」と示されている。これに対応して、学習指導要領第5章特別活動第3の1の「(3)ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として

ホームルーム経営の充実を図ること。」と示されている。

ホームルームは、生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となる場である。生徒は、学校生活の多くの時間をホームルームで過ごすため、自己とホームルームの他の成員との個々の関係や自己とホームルーム集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教師は、個々の生徒が、ホームルーム内でよりよい人間関係を築き、ホームルームの生活に適応することで、各教科・科目等の学習や様々な活動の効果を高めたいと考え、ホームルーム内での個別指導や集団指導を工夫していく。ホームルーム経営の内容は多岐にわたるが、ホームルーム集団としての質の高まりを目指したり、教師と生徒、生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることは、その中心的な内容である。そのため、ホームルーム担任が学校の教育目標やホームルームの実態を踏まえて作成したホームルーム経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行い運営・展開されるものである。その点では、生徒が自発的、自治的によりよい生活や人間関係を築こうとして様々に展開される特別活動は、結果として生徒が主体的に集団の質を高めたり、よりよい人間関係を築いたりすることになる。

ホームルームがよりよい生活集団や学習集団へと向上するためには、教師の意図的・計画的な指導とともに生徒の主体的な取組が不可欠である。ホームルーム経営は、特別活動を要として、計画され、特別活動の目標に示された資質・能力を育成することにより、更なる深化が図られることとなる。

こうしたことを通して、本章第2節の1の(1)で説明したような、学びに向かう集団づくりの基盤となり、各教科・科目等で主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を行う上では、こうした基盤があることは欠かせないものである。

(3) 各教科・科目等の学びを実践につなげる特別活動

特別活動では、各教科・科目等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては、地理で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら、実際の災害に対してどのように身を守ったらよいのか、実際に訓練しながら学ぶ。このように、各教科・科目等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく。食育、安全教育、健康教育など、現代的な教育内容や課題についても、各教科・科目等の特質に応じて育まれた資質・能力を、実践的な集団活動を通して、統合的で汎用的な力に変え、実生活で活用できるようにするということが求められる。

また、学習指導要領第1章総則第5款の1の(3)では、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と新たに特別活動を要とするキャリア教育が示された。キャリア教育は学校教育全体で行うという前提のもと、自らのキャリア

やこれからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組をキャリア形成につなげていくための要として、特別活動を位置付けることとなった。こうした視点からも、特別活動を通して、各教科・科目等で学んだことを実生活で活用できるものとしていくことが求められている。

これらのことは、小学校、中学校、高等学校いずれの段階における特別活動においても重要であるが、高等学校においては、初等中等教育の締めくくりとして、現在の生活についてはもとより、社会生活及び職業生活など生涯にわたっての生活に生かしていくという態度を養うことが大切である。

(4) ホームルームや学校の文化を創造する特別活動

各学校における特別活動の取組は、休み時間や放課後、地域などにおける教育課程外の活動や学校独自の活動などと相まった活動として行われている。

生徒は、これらの活動を通して、例えば、ホームルームや学校におけるルールや校則に関わる活動、地域と連携した活動や地域行事等への参画、生徒が相互に関わる集団形成などからホームルームや学校の創意ある活動から、校風やホームルームの雰囲気醸成するなど、ホームルームや学校の文化を創造するのである。

「文化」という言葉は、生活様式・習慣や伝統・芸術など、使用する立場によって多様に使われるが、一般的には「豊かな人間性を^{かん}涵養し、創造力と感性を育む等、共に生きる社会の基盤を形成するもの」と理解される。

特別活動の取組に照らすなら、特別活動の全ての活動は、ホームルームや学校の文化の創造に直接関わる活動と言えるのである。具体的には、各活動・学校行事やそれに関わる放課後や休み時間、地域等での準備等の活動を通して、教師や生徒相互理解や新たな人間関係の構築、自己の再発見、後輩に引き継ぎたい学校固有の伝統や行事などを体験し、そこから自己やホームルームとしての成長や生きる糧を実感するとともに、学校生活の思い出やアイデンティティーを確立するなど、生徒の人間形成に顕在的、潜在的に影響を及ぼす風土が培われ、多くの教育的な効果が期待できるのである。特別活動の充実がホームルームや学校の文化の創造につながるとともに、特色あるホームルームや学校の文化が特別活動の充実にもつながるといえる。

さらに、特色あるホームルームや学校の文化の創造は、地域文化の創造とも関わるものである。「社会に開かれた教育課程」の観点から、生徒の主体的な活動を指導する具体的な方策や、自校の実践を地域社会と共有することなどが大切である。

特別活動の指導に当たっては、これらの教育的意義を理解して効果的な指導計画を立てる必要がある。その際、ホームルームや学校の文化を自発的、自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させることが極めて重要である。例えば、長い伝統を有する学校において受け継がれている伝統や校風は教育上の財産と言えるものであるが、それらを継承すること自体が目的ではなく、それらを通して生徒にどのような資質・能力を育みたいのかという本質を大事にして、生徒が発展的に新しいものを生み出していくことができるようにすることが大切である。

● 3 特別活動の内容相互の関連

学習指導要領第5章第3の1の(2)では、次のとおり示している。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

ホームルーム活動、生徒会活動は、主に生徒による自発的、自治的な活動を効果的に展開する実践活動である。したがって、これらの活動における一貫した指導によって身に付けた資質・能力が相互に生かされ、ホームルームや学校の生活づくりに参画する態度や自治的な能力がより一層身に付くことになる。

また、特別活動における各活動・学校行事は、集団の単位、活動の形態や方法、時間の設定などにおいて異なる特質をもっており、それぞれが固有の意義をもつものである。しかし、これらは、最終的に特別活動の目標を目指して行われ、相互に関連し合っていることを理解し、生徒の資質・能力を育成する活動を効果的に展開できるようにすることが大切である。

ホームルーム活動は、生徒の学校における基礎的な生活単位とも言うべきホームルーム集団を基盤として行われる活動であり、学校生活の全般に関わる事柄を扱うので、特別活動の各活動・学校行事の中心となる教育活動である。特に、内容(1)「ホームルームや学校における生活づくりへの参画」は、自治的な能力を育成する要として、生徒会活動や学校行事への参加や協力及び活動の仕方をはじめ、それらの活動の過程で生じる様々な問題への対処の仕方なども、基本的にはホームルーム活動で取り上げることになる。このことを通してホームルームや学校の形成者としての自覚を深め、社会性を培い、個性を伸長するとともに、よりよい人間関係の構築やホームルームや学校の文化の創造につながるものである。また、ホームルーム活動の指導において、生徒の自主的な実践活動の積み重ねにより身に付いた資質・能力が、生徒会活動、学校行事においても発揮される。一方、生徒会活動や学校行事で育まれた自主的、実践的な態度や自分への自信がホームルーム活動で発揮されるなど、往還の関連があると言える。

生徒会活動は、生徒の自発的、自治的な集団活動を継続的に展開するという特質をもっている。生徒会活動やホームルーム活動の内容(1)は、主に生徒による自発的、自治的な活動を効果的に展開する実践活動である。したがって、これらの活動における一貫した指導によって身に付けた態度が相互に生かされ、ホームルームや学校の生活づくりに参画する態度や自治的な能力がより一層身に付くことになる。また、生徒会活動の内容(2)は、学校行事への協力であり、相互の関連を図った指導が求められる。

学校行事は、年間を通して、学校生活に折り目や変化を与えるとともに、生徒会活動の成果を発表する機会としての意義も多分にもっている。しかも、この成果の発表の機会を得ることは、次の活動への意欲付けになり、継続的な活動をより発展させることにも役立つことになるなど、生徒会活動と学校行事も相互に関連し合うという面をもっている。

このようにホームルーム活動と生徒会活動、学校行事とが、相互の関連の下に円滑な運営が進められるようにするためには、計画の段階や活動の場面での教師の適切な指導が必要になるとともに、計画的、継続的な指導の場や時間が必要になる。この役割を果たすのが主にホームルーム活動の時間であると考えられる。したがって、ホームルーム活動における適切な指導の在り方は、生徒会活動や学校行事の充実の基盤であり、この各活動・学校行事の密接な関連を図ることによって、特別活動の全体が充実し、その目標を達成していくこともできるのである。そのためには、入学から卒業までを見通した学校としての特別活動の全体計画、相互の関連を図った各活動・学校行事ごとの年間指導計画を立てることが極めて重要である。

4 特別活動と各教科、総合的な探究の時間及び道德教育などとの関連

学習指導要領第5章第3の1の(2)で、次のとおり示している。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成

されており、それぞれが固有の目標やねらいをもつ教育活動である。そして、それぞれの教育活動が直接的、あるいは間接的に関連をもち、相互に関連し補充し合いながら、それぞれのねらいを達成することにより、全体として各教科・科目等の枠を超えたつながりの中で、高等学校教育の目的や目標を達成することができる。

(1) 各教科・科目との関連

特別活動は、実践的な活動として、様々な集団活動において、自己や集団の生活上の課題の解決に取り組むものである。このため、各教科・科目等で獲得した資質・能力などが、集団活動の場で総合的に生かされなければならない。逆に、各教科・科目等で育成された資質・能力は、特別活動において、実生活上の課題解決に活用されることによって、「思考力、判断力、表現力等」は鍛えられ、「知識及び技能」は実感を伴って体得されたり、各教科・科目等を学ぶ意義の理解が深まったりするなど、より確かなものとなっていく。

各教科・科目等で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うためには、生徒は失敗を恐れずに行動することができたり、他の生徒と互いの考えを伝え合ったり協力し合ったりすることができるような、ホームルームにおける生徒同士の人間関係や、教師と生徒の信頼関係があることが重要になる。これまで述べてきたように、特別活動はホームルーム経営の充実に資するものであり、特別活動の充実により各教科等の主体的・対話的で深い学びが支えられるという関係にもある。逆に、各教科・科目等における主体的な学習や対話的な学習を通して、生徒同士の信頼関係が深まり、それによって特別活動がより充実することが考えられる。

このように、生徒一人一人の資質・能力の育成という視点だけでなく、学びに向かう主体的で協働的な集団づくりという視点からも、各教科・科目等の学習と、特別活動は、互いに支え合い、高め合う関係にあるといえる。

特別活動の目標を達成し、ひいては各学校の教育目標をよりよく実現するために、他の教育活動との関連を十分に図って特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画を作成して、指導することが大切である。

特別活動における集団活動は、多様な意見を話し合っって合意形成したり、体験したことや調べたことをまとめたり発表し合ったりする活動が多く展開されることから、言語力の育成や活用の場として重要な役割を果たしている。例えば、国語科との関連においては、国語科で身に付けた「話すこと・聞くこと的能力」が特別活動においてよりよい生活や人間関係を築いたり、合意形成するための話し合い活動に実践的に働いたりすることになる。また、特別活動で養われることになりよりよい生活を築くために話し合ったり、意見をまとめたり、発表し合ったりするための資質・能力が、国語科における「話すこと・聞くこと的能力」、「書くこと的能力」を養うための学習においても生かされることになる。

また、ホームルーム活動や生徒会活動などで行われる調査・統計の結果を効果的にまとめたり、説明したりするなどの基礎となる能力は、各教科・科目等で培われるもので

ある。

学校行事においては、健康安全・体育的行事（体育祭など）と保健体育科、文化的行事（文化祭、音楽鑑賞会など）と芸術科などとの関係のように、各教科・科目等の学習と深い関わりをもつものが多い。逆に、生徒会役員選挙と公民科のように様々な行事の経験が各教科・科目等の学習に生きるなど、学校行事と各教科・科目等は深い関わりをもっている。

ここに例示したものに限らず、特別活動で育成することを目指す資質・能力や内容は、各教科・科目等の学習と深い関わりをもっている。第4章で説明するように、特別活動の全体計画等を作成するに当たっては、こうした各教科・科目等との関連について十分考慮することが必要である。

(2) 道徳教育との関連

特別活動と道徳との関連については、学習指導要領第5章第3の1の(5)で、次のとおり示している。

(5) 第1章総則の第1款2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

生徒の豊かな道徳性は、家庭、学校及び社会生活など様々な環境の中で多様な経験を通して育成されるものであり、学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものである。特に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや、小・中学校と異なり特別の教科道徳が設けられていないこともあり、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動の全体を通じて行うことにより道徳教育の充実を図ることが大切である。

特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げており、公民科の「公共」及び「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面として重視する必要がある。その意味で、特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成にとって重要な機会である。

特別活動における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、以下に示すような特別活動の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

特別活動におけるホームルームや学校生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場であり、特別活動が道徳教育に果たす役割は大きい。特別活動の目標には、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道徳教育でもねらいとする内容が含まれている。また、目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての在り方生き方」、「自己実現」など、道徳教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道徳教育において果たすべき役割

は極めて大きい。

具体的には、例えば、自他の個性や立場を尊重しようとする態度、義務を果たそうとする態度、よりよい人間関係を深めようとする態度、社会に貢献しようとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、より高い目標を設定し諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性を大切にして集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して身に付けたい道德性である。

ホームルーム活動においては、内容「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」は、ホームルームや学校の生活上の諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して課題解決していく自発的、自治的な活動である。このような生徒による自発的、自治的な活動によって、よりよい人間関係の形成や生活づくりに参画する態度などに関わる道德性を身に付けることができる。

また、ホームルーム活動の内容「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」では、自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成、男女相互の理解と協力、国際理解と国際交流の推進、青年期の悩みや課題とその解決、生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立を示している。さらに内容「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」では、学校生活と社会的・職業的自立の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の醸成、主体的な進路の選択決定と将来設計を示している。これらのことについて、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、粘り強く取り組み、よりよい生活態度を身に付けようとすることは、道德性の育成に密接な関わりをもっている。

生徒会活動においては、全校の生徒が学校におけるよりよい生活を築くために、問題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して課題解決していく自発的、自治的な活動を通して、異年齢によるよりよい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画する態度などに関わる道德性を身に付けることができる。

学校行事においては、特に、就業体験活動やボランティア精神を養う活動や自然の中での集団宿泊体験、幼児児童生徒、高齢者や障害のある人々などとの触れ合いや文化や芸術に親しむ体験を通して、よりよい人間関係の形成、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道德性の育成を図ることができる。

(3) 総合的な探究の時間との関連

特別活動と総合的な探究の時間との関連を考えるに当たっては、まず、それぞれの目標や内容を正しく理解しておく必要がある。

両者とも、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を総合的に活用・発揮しながら、生徒が自ら現実の課題の解決に取り組むことを基本原理としている点に、共通性が見られる。体験的な学習を重視すること、協働的な学習を重視することも同様である。自己の生き方についての考えを深める点においても通じるところがある。

両者の目標を比べると、特別活動は「実践」に、総合的な探究の時間は「探究」に本質があると言うことができる。特別活動における「実践」は、話し合って決めたことを

「実践」したり、学んだことを学校という一つの社会の中で、あるいは家庭を含めた日常生活の中で、現実の課題の解決に生かしたりするものである。総合的な探究の時間における「探究」は、物事の本質を探ってみ極めようとしていくことである。

特別活動の特質である「実践的に取り組む」とは、実生活に生かし、学びが実生活の中で生きることを体得するという意味をもっており、他の教科・科目等で学んだことやそれらを横断的・総合的に捉えたことを実生活の中で生かすことができるかという実践の場としての役割を重視している。したがって、学んだことを現在及び将来の生活改善や集団づくりに実際に生かすことができるかを意図した指導が重要である。

特別活動における「解決」は、実生活における、現実の問題そのものを改善することである。総合的な探究の時間における「解決」は、一つの疑問が解決されることにより、更に新たな問いが生まれ、物事の本質に向けて問い続けていくものである。その学習の過程においては重なり合う面もあるが、目指しているものそのものが本質的に異なるのである。

以上のような点を踏まえ、両者のそれぞれの目標や内容に沿った指導を行うことを前提とした上で、両者の関連を図った指導を行うことも効果的である。例えば、総合的な探究の時間で学んだ内容が、特別活動における実際のホームルームや学校の生活に生かされ、そこで体得したことが次の探究的な学習の問いにつながるなどの両者の特質を生かし合った関連が考えられる。

特別活動においては、ホームルームや学校における各種のグループや異年齢集団などにおいて活動が行われるものであるとともに、自然体験活動やボランティア活動などの社会体験などの体験活動を重視したり、幼児、高齢者、障害のある人々との触れ合いを大切にしたりすることとしており、このような点においても総合的な探究の時間と共通性がある。

以上のような点を踏まえ、両者の関連を図った指導を行うことが重要である。

具体的には、特別活動として実施する集団宿泊において、例えば、数日間実施するうち、探究的な学習として実施したり、このことに関連して事前や事後に指導をしたりする部分について、総合的な探究の時間として行うなどが考えられる。その際、とりわけ特別活動の学校行事については、その趣旨と総合的な探究の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切である。また、このことにより、体験活動がダイナミックに展開されるようにするなど、学校全体として体験活動が充実されるようにする必要がある。

総合的な探究の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合も考えられる。このため、学習指導要領第1章総則第2款の3の(3)のケにおいて、このような場合について、総合的な探究の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができることとする規定を設けている。

具体的には、総合的な探究の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な探究の時間の趣旨を踏まえ、例えば、次に示すような自然体験活動やボランティア活動

を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。

総合的な探究の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と同様の成果も期待できると考えられるような場合

総合的な探究の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果も期待できると考えられるような場合

その際、学校行事は、目標と五つの種類の学校行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、よりよい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要がある。

(4) 生徒指導等との関連

学習指導要領第5章第3の1の(3)において、次のとおり示している。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

また、学習指導要領第1章総則第5款の1の(2)においても、「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と示している。

生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。このことは、「個性の伸長」や「社会的な資質・能力の育成」の役割を担ってきた特別活動で大切にされ、深い関わりを指摘されてきたところである。

特別活動の指導は、個々の生徒や集団での生活や活動の場面において、生徒の自主性や自発性を尊重しながら展開されるものであり、生徒の積極的な活動が展開されていく

ためには、深い生徒理解と相互の信頼関係を前提とした生徒指導の充実が不可欠である。また、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、特別活動の目標と重なる部分も多くある。

特別活動と生徒指導との関わり方として、次の三点を挙げることができる。

- ア 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ
- イ 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ
- ウ 集団としての連帯意識を高め、集団（社会）の形成者としてのよりよい態度や行動の在り方を学ぶ

これらの内容は、ホームルーム活動と深い関わりがある。特に、ホームルーム活動の内容「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」と、内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」においては、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指して、地域や学校、生徒の実態に応じて、ホームルーム活動の時間に計画的に指導することになる。

生徒指導の推進に当たっては、生徒が規範意識を高め、集団や社会の形成者としての自覚と責任感をもって自律的に行動できるよう、学校として計画的・組織的に指導することが必要である。特別活動における生徒指導という視点で見ると、特別活動の特質である集団指導の場面での在り方、特にホームルーム活動における指導が重要になってくる。

生徒指導は、学業指導、適応指導、進路指導、社会性指導、道徳性指導、保健指導、安全指導、余暇指導などの部面に分けて考え、計画されることがある。いずれの部面も、特別活動の全体、なかでもホームルーム活動の活動内容と密接な関連をもっており、このことからホームルーム活動の時間は、生徒指導が中心的に行われる場と言えるのである。

また、人間としての在り方生き方の指導は、進路指導においても、基本とされており、特別活動の各内容においても、人間としての在り方生き方の指導としてのキャリア教育の視点に立った進路指導との関連を一層重視しなければならない。

なお、特別活動と生徒指導との関連については、本解説第4章第1節の3「ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連」や、第4章第2節の3「ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る」も含めた総合的な理解が求められる。

第1節 ホームルーム活動

1 ホームルーム活動の目標

学習指導要領第5章第2の〔ホームルーム活動〕の1「目標」で、次のとおり示している。

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

ホームルーム活動は、共に生活や学習に取り組む生徒で構成される集団である「ホームルーム」において行われる活動である。ホームルーム生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことに協働して実践したり、個々の生徒が当面する諸課題などについて自己を深く見つめ、意思決定をして実践したりすることに自主的、実践的に取り組む活動により、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。

「ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践」するとは、ホームルーム活動の内容「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」における一連の活動を示している。「ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題」とは、ホームルームや学校での生活上の諸問題を生徒が自ら発見し、全員で解決すべき課題を示している。「解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践する」とは、生徒が見いだした課題について、一人一人の思いや願いを意見として出し合い、互いの意見の違いや多様な考えがあることを大切にしながら、ホームルームとしての考えや取り組むことについて合意を形成して決定することを示している。また、合意形成したことについて、必要な役割や仕事を決めたり、それらを全員で分担したりするとともに、協力してやり遂げることを示している。

「ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりする」とは、ホームルーム活動の内容「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び安全」及び内容「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」における一連の活動である。教師があらかじめ学校として作成した年間指導計画に即し、ホームルームとして取り上げる題材を設定して話し合うことを効果的に生かすことを示したものである。ここでの「自己の課題」は、生徒一人一人が、自らの学習や生活の目標を決め

て、その実現に向けて取り組めるものでなければならない。「ホームルームでの話し合いを生かして」、「意思決定」することとは、教師の適切な指導のもとで、例えば、ホームルームの生徒に共通する課題が何かをつかむこと、一人一人の課題の原因や解決しなければならない理由や背景などを探ること、多様な視点から解決方法を考えて見つけること、話し合いを生かして自己の具体的な実践課題を意思決定し、粘り強く努力することなどがある。

なお、「自己の課題の解決」とは、ホームルーム活動の内容「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の取り上げる題材の特質を示したものであり、「将来の生き方を描くため」については、内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」で取り上げる題材の特質を示したものである。

ホームルーム活動においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

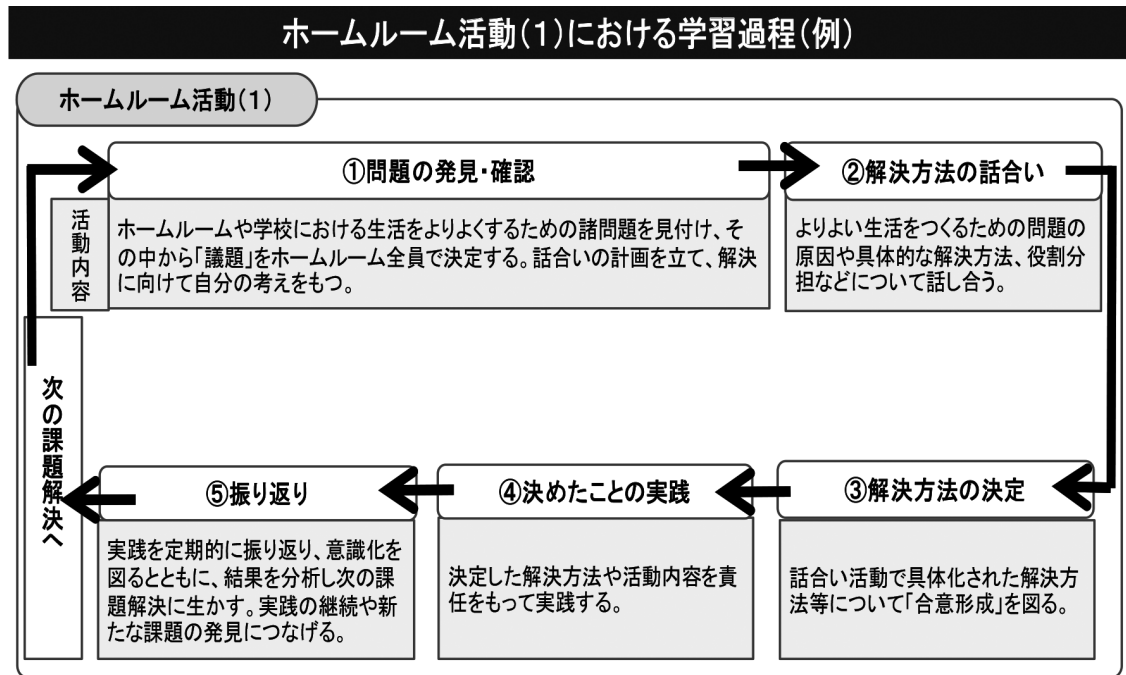
- ホームルームや学校における集団活動や主体的かつ自律的な生活を送ることの意義を理解し、そのために必要となることについて理解し身に付けるようにする。
- ホームルームや学校及び自己の生活、人間関係をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ホームルームや学校における集団活動を通して身に付けたことを生かして、人間関係をよりよく形成し、他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、その実現に向けて、主体的に日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。

ホームルーム活動において育成することを目指す資質・能力は、「問題の発見・確認」、「解決方法の話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」といった学習過程の中で育まれる。こうした学習過程において、生徒が自発的、自治的なホームルームや学校の生活づくりを実感できるような一連の活動を意識して指導に当たる必要がある。

ホームルーム活動の各内容項目「(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画」と「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」は、以下のような特質があることを踏まえた学習過程とする必要がある。

「(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画」における「問題の発見・確認」とは、ホームルームや学校での生活を向上・充実させるため、ホームルームや学校での生活上の問題から、ホームルームの生徒に共通する課題を見いだすことを示している。その際、教師の適切な指導の下に生徒によって提案される話し合いの内容を一般的に「議題」と称する。課題の具体的な例としては、集団生活の進め方に関わる諸問題への対応、生徒会活動や学校行事への参加や協力の在り方などが挙げられる。「解決方法の話し合い」、「解決方法の決定」とは、議題についての提案理由を基に、一人一人の思いや願いを大切にしながら意見を出し合い、分類したり、比べ合ったりして、ホームルームとしての考えをまとめて決める「合意形成」までの過程である。「決めたことの実践」とは、生徒が合意形成に基づいて協働して取り組むとともに、一連の活動を振り返り、次の課題解決へとつなげていく「振り返り」につなげていくものである。こうしたホームルーム活動(1)の学習過

程は、例えば次のように表すことができる。



なお、合意形成とは、全員の意思の統一という意味ではなく、実践内容についての合意であることに留意し、個々の考え方や意思、価値観等を相互に認め、尊重し合えるように指導することも大切である。

高等学校において、「合意形成」を図る活動については、以下の点に留意する必要がある。

一つは、課題に対して、一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で、合意形成に向けた話し合いに臨むようにすることである。高等学校段階の生徒たちの成長の過程における主な特徴としては、自我の形成もかなり進み、身体的にもほぼ成熟し、独立や自律の要求が高まっていくことが挙げられる。しかし、生徒の自主性が高まるとはいえ、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない生徒も少なくない。他人の目が気になったり、自分の意見を主張することをためらったりしがちである。意見の対立を避けようと当たり障りのない発言をしたり、どうせ何も変わらないという意識を持っていたりもする。このように、自分なりの意見や意思を形成しようとする事自体に消極的になるということもある。このため、ホームルームや学校の生活を向上・充実させるための課題を自分事として捉え、解決に向けて自分の意思をもつことができるような活動の過程にする必要がある。

もう一つは、合意形成に基づき実践するに当たって、自分自身に何ができるか、何をやるべきかということを中心に考えて、意思をもつことである。合意形成を図る過程においては、それぞれの意見を主張しながらも、決まったことに対しては、協力しながら責任を持って自分の役割を果たしていくことが大切であるが、単に「決まったことだから、やるしかない」という受動的な姿勢ではなく、合意形成に基づき、集団の形成者として、自分の個性を生かして何ができるかを主体的に考えて意思をもって取り組むことができるようにする必要がある。特に、高校生の段階においては、理想を求めることに急で、とかく

現実を否定する傾向も強まるため、生徒はこの時期特有の様々な不安や悩みをかかえることになり、生徒の中には、無気力傾向などに陥ったり、非行に走ったりする者も見られる。

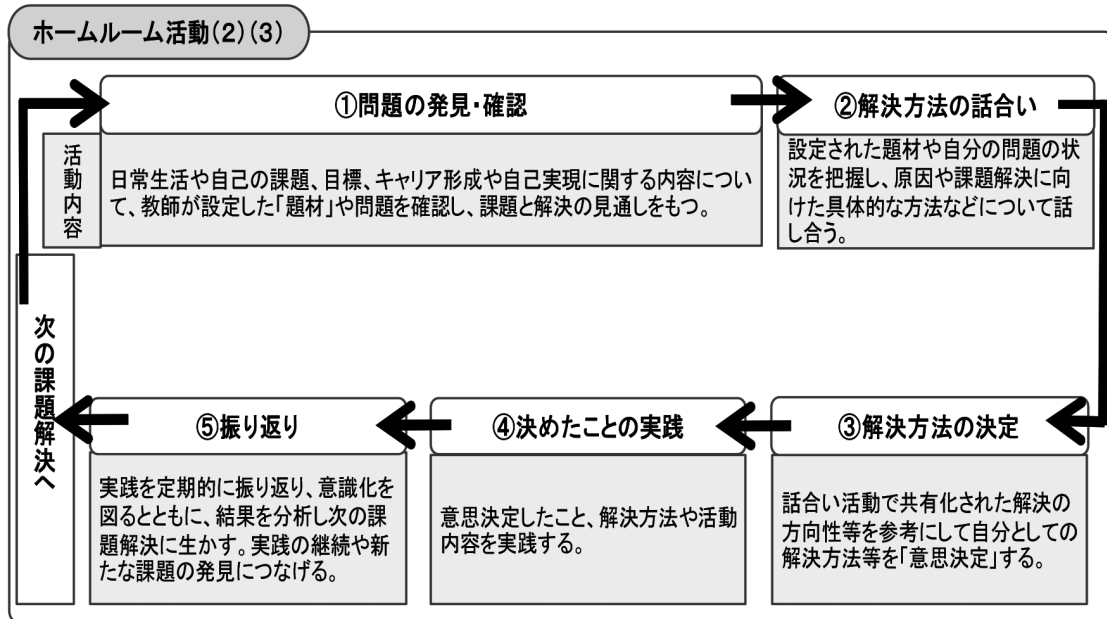
この二つの視点はそれぞれつながっている。ホームルームや学校の課題を自分事として捉え、自分なりの意思をもって合意形成に臨んでこそ、合意形成したことに対して主体的に取り組もうという意欲を持つことにつながる。特に高等学校の段階においては、ホームルームや学校の課題を自分事として捉えることが、よりよい社会づくりや地域社会への貢献など、自分自身の意思や取組、存在そのものが広く社会に影響を与えるものであることを自覚させることになる。

こうした点を大事にした活動の過程となるよう教師が計画的に指導することがあってこそ、合意形成を図る活動が、自主的・実践的なものになり得るといえる。

ホームルーム活動の内容「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」においては、(2)は現在及び将来における生活上の課題、(3)は現在及び将来を見通した学習や在り方生き方に関する課題という違いがあるが、問題の発見・確認、解決方法の話合い、解決方法の決定、決めたことの実践、振り返りという基本的な学習過程は同じである。なお、ホームルーム経営や生徒の発達段階を踏まえ、教師がこれらの活動で取り上げたいことをあらかじめ年間指導計画に即して設定したものを「題材」と称す。ここで言う「問題の発見・確認」とは、「題材」に基づいた資料やアンケート結果から生徒一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだして、解決の見通しをもつことを示している。「題材」の具体的な例としては、健康や防災、国際理解と国際交流、現在及び将来の目標や在り方生き方などが挙げられる。「解決方法の話合い」、「解決方法の決定」では、話合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして自分に合った解決方法を自分で決める「意思決定」までの過程を示している。「決めたことの実践」、「振り返り」については、意思決定しただけで終わることなく、決めたことについて粘り強く実践したり、一連の活動を振り返って成果や課題を確認したり、更なる課題の解決に取り組もうとする意欲を高めることが重要であることも意図して示したものである。

ホームルーム活動(2)、(3)の学習過程は、例えば次のように表すことができる。

ホームルーム活動(2)(3)における学習過程(例)



2 ホームルーム活動の内容

学習指導要領第5章第2の〔ホームルーム活動〕の2「内容」で、次のとおり示している。

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合っ決めていくこと。

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケー

ションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする事。

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

(3)一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

高等学校のホームルーム活動は、それぞれの特質に応じて(1)、(2)、(3)の活動内容に分類される。ここに示したそれぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して、取り扱うものとして複数の内容項目が示されている。

(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

この内容は、主として自発的、自治的な集団活動の計画や運営に関わるものであり、教師の適切な指導の下での、ホームルームとしての議題選定や話し合い、合意形成とそれに基づく実践を重視した活動である。また、日々のホームルーム経営の充実と深く関わる活動である。

ホームルーム活動(1)においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- ホームルームや学校の生活を向上・充実するために諸問題を話し合って解決することや他者を尊重し、協働して取り組むことの大切さを理解し、合意形成の手順や活動の方法を身に付けるようにする。
- ホームルームや学校の生活を向上・充実するための課題を見だし、解決するために話し合い、多様な意見を生かして合意形成を図り、協働して実践することができるようにする。
- 生活上の諸問題の解決や、協働し実践する活動を通して身に付けたことを生かし、ホームルームや学校における生活や人間関係をよりよく形成し、多様な他者と協働しながら日常生活の向上・充実を図ろうとする態度を養う。

ここで取り上げる課題は、ホームルームの生徒全員が協働して取り組まなければ解決できないものでなければならない。例えば入学や進級時の新しい学校生活に慣れることや様々な集団活動に参画して人間関係を築くことなどがある。入学から卒業までの間に、学校生活への適応も含めて解決しなければならない様々な課題に取り組むとともに、ホームルームや学校における生活をつくり上げていく。

このようにホームルーム活動においては、ホームルームの形成者である生徒全員に共通する課題を取り上げ、自主的、実践的な活動を通してホームルームや学校生活づくりを図ることが求められる。

しかし、ホームルームや学校での生活を送る上では様々な問題が生じる。その中にはホームルーム全体で方向決定するだけでは解決されない問題もある。例えば、ホームルーム内の人間関係のあつれきの対処の仕方、分担した仕事の遂行に伴う悩みの解決、ホームルーム内での個人的な過ごし方などは、ホームルームにおける合意形成では解決されにくい問題であり、ホームルーム活動の(2)や(3)の活動内容との関連も図りながら教師が指導していくことが大切である。

指導に当たっては、規律あり安定した学習環境において自分らしさを発揮して活動し、自らの生き方や将来に対する夢を膨らませ目的意識を明確にすることのできる、心の居場所となるようなホームルームづくりが大切である。

また、生徒それぞれがホームルームの形成者として、ホームルーム生活の充実・向上に主体的に取り組むとともに、その活動を基盤にして生徒会活動や学校生活全般の充実・向上を図ることが大切である。以下の三つの内容項目では、その内容の特質から、主に生徒の自発的、自治的な活動を支える資質・能力の育成を重視した活動が望まれる。

特に、高等学校入学当初は、新しい人間関係を築くとともに新しい集団に適応するための大切な機会であり、中学校との連携を図り、個々の生徒に十分配慮した指導が必要である。

ホームルーム活動(1)に関する内容には、次のようなものがある。

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

この内容は、ホームルームや学校での生活の充実・向上を図るために、そこで生じる人間関係や生活上の様々な問題について、生徒一人一人が自覚と責任感に基づき、協力して自主的、実践的に解決していこうとするものである。ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を生徒が見だし、話し合い、合意形成を図り実践し、振り返ることまでが主な内容となる。

ここで育成を目指す資質・能力としては、例えば、生活上の課題を見だし、互いの意見や考えを認め合いながら話し合い、合意形成することができるようにすること、合意形成したことに基づき、多様な他者と協力しながら人間関係や日常生活の改善を図ろうとすることができるようにすることなどが考えられる。また、そうした過程を通じて、多様な他者とよりよい人間関係を形成し、協働して日常生活の向上を図ろうとする態度を育てることも考えられる。

この内容は、特別活動における自発的、自治的な活動の中心となる内容である。特に、ホームルームや学校における生活上の諸問題について生徒一人一人がホームルームや学校の形成者としての自覚と責任感に基づき、話し合いによって、協力して解決することができるようにすることが、生徒会活動において自発的、自治的な活動を行っていく上でも基盤となる。ホームルームや学校における生活をよりよくするための課題としては、ホームルーム内の課題だけではなく、学校の課題についても、他者と協力し、自分事として主体的にその解決に関わろうとしたり、生徒会活動や学校行事にも積極的に関わろうとしたりすることが大切である。また、そうした過程の中で、中学校までの経験を十分に生かせるようにすることが大切である。

ホームルームや学校における生活をよりよくするための課題としては、例えば入学や進級の際のオリエンテーション、ホームルームにおける生活のルールを見直す活動、いじめの未然防止や暴力のないホームルームづくりなどが考えられる。生徒一人一人がホームルームや学校における生活の課題を見だし、互いの意見を認め合いながら、工夫して諸問題の解決に当たるよう取り組むことが必要である。

なお、集団生活では様々な問題の発生が予想されるが、それらの問題全てがホームルームにおける合意形成に適しているわけではない。このため、ホームルームにおける問題の内容や性格によっては、教師による個別の指導により解決を図るべきものもあることに留意することが必要である。生徒の自発的、自治的な活動とするためには、学校として生徒に任せることができない条件を明確にして指導することが大切である。それには、例えば、個人情報やプライバシーの問題、相手を傷付けるような結果が予想される問題、教育課程の変更に関わる問題、校内のきまりや施設・設備の利用の変更などに関わる問題、金銭の徴収に関わる問題、健康・安全に関わる問題など

が考えられる。

ホームルームや学校での集団生活に関わる生徒個々の問題の解決のためには、教師が積極的に関わって指導することも大切である。特に入学当初は、新しい人間関係を築くとともに新しい集団に適応するための大切な機会であり、中学校との連携も図り、個々の生徒に十分配慮した指導をしていくことが大切である。

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

この内容は、ホームルームが集団としての機能を発揮し、ホームルーム内の生活の充実や改善・向上を図るために、ホームルーム内に組織をつくり、生徒一人一人がホームルームの形成者として果たすべき役割を自覚し、協力しながら責任をもって行う活動を展開することである。

この内容において育成を目指す資質・能力については、例えば、ホームルームにおける生活上の役割を担う活動やグループ活動等の意義を理解し、話し合いを通してホームルームとしての目標の実現のために必要な組織を考えたり、自他のよさを生かした役割を分担したりして、互いに高め合うことができるようになることが考えられる。また、ホームルームや自己の課題解決に必要な役割を自覚し、実践することにより、ホームルームや学校の生活を向上させようとする態度を育てることも考えられる。その際には、民主的な手続きや自治的な活動の仕方についての教師の適切な指導が求められる。

ホームルーム活動が組織として効果的に行われるためには、ホームルームの形成者のすべてが互いの個性を尊重しながら、何らかの役割を分担し、協力し合うことが必要である。生徒は、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画することによって、有意義なホームルーム生活を経験できるだけでなく、集団への帰属意識を高め、協力、親和、責任、友情などのもつ意義を実践の中で体得することができるからである。なお、活動に際しては、ホームルームの全員が自己の役割に対する責任と喜びをもち自主的な活動を展開する中で、よりよいホームルームにするための様々な創意工夫ができるように配慮する必要がある。

具体的には、ホームルーム内の組織づくりと役割の遂行、自主的・自律的な活動やルールと集団生活の向上、ホームルーム生活の充実のための工夫などについて題材を設定し、グループやホームルーム全体で話し合ったり、活動したりすることが考えられる。

また、「主体的な組織づくり」とは、自分たちがホームルームの生活づくりの主体であるという自覚を高めるとともに、目標などを生徒の間で共有化し、その実現に向けて生徒一人一人のよさを生かした組織づくりを考えることである。振り返りを行う

際には、形式化、形骸化しないよう、自分たちが活動した結果、目標の達成に近づくことができたかやホームルームの生活が向上したか等の評価の視点を明確にし、次の活動への意欲を促すことが必要である。

なお、ホームルームは学校生活の基本単位であり、その組織と活動は、ホームルーム独自のものであるが、学校生活の充実を図るためには、生徒会の組織との関連を十分に図ることも大切である。つまり、ホームルームと生徒会の組織や枠割分担が相互の関連をもち、実際に活動を進めていく上で密接な連携を図ることができるような組織とすることが大切である。また、活動に際しては、学校の全員が自己の役割に対する責任と喜びを感じ、よりよい学校生活にするための様々な創意工夫ができるように配慮することが重要である。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合っ

て決めること。

生徒は、ホームルームの形成者の一人であると同時に、学校の形成者の一人でもある。この内容は、生徒会や、学校行事に取り組む各種の集団、部活動などの任意の団体、教科・科目を選択履修する際にホームルームとは異なる学年、学科等の枠を超えた多様な集団における活動及び学校行事等を通して学校生活の向上を図るために、ホームルームとしての提案や取組を話し合っ

て決める活動である。よりよい人間関係を築きながら、様々な集団生活への適応を図るとともに、それらの活動を通して生徒自ら学校やホームルームでの生活を充実させていくことである。

この内容において育成を目指す資質・能力については、例えば、ホームルームの枠を超えたり、異年齢集団と協働する意義を理解したりするとともに、異なる意見を理解しようとする努力や力を合わせた取組が集団活動の向上やよりよい人間関係の形成につながることを理解することや、学校における多様な集団生活の目標やきまり等を理解した上で、それらのためにホームルームとして取り組むべきことを考え、主体的な活動ができるようになることが考えられる。また、こうした過程を通して、多様な集団活動に積極的に参加し、他者と協力した自己の課題解決や学校、地域社会における生活全体の向上を図ろうとする態度を育てることが考えられる。

「ホームルームとしての提案や取組」とは、具体的には、生徒会活動や学校行事への参加や協力、生徒総会の議事を取り上げた討議や学校行事へのホームルームとしての参加の在り方、生徒相互の話合いを展開することが考えられる。

話合いを通してこのような資質・能力を身に付けていくためには、ホームルームや学校生活への適応を図るとともに、必要に応じて、集団生活のマナーとルールを守りながら自主的、実践的な活動を進めることについての指導を行っておくことも重要で

ある。

上級生などの経験等を活用したガイダンス、地域の文化・スポーツ団体やボランティア団体の人々を招いての講話などを活用することも考えられる。なお、生徒は学校内の多様な集団活動に加えて、学校外では、地域社会などにおける様々な集団での活動に参加することもある。また、家庭、地域社会、時には各種の青少年団体やスポーツクラブなどの集団の一員として活動を展開する場合もある。学校における様々な集団での活動を経験することにより、生徒は、学校内外のいずれの集団においても、それぞれの集団が目的を達成するためには、集団で取り組む課題を見いだして、目標を立て、その目標を達成するために、各自が責任を果たし、互いに協力し合って集団の生活の向上を図ることが大切であるということについて理解を深めることができるようになる。

この内容に関しては、生徒会活動や学校行事の単なる準備や練習、片付けの時間にならないように十分留意する必要がある。

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

この内容は、日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康や安全に関するもので、生徒に共通した問題であるが、一人一人の生徒の理解や自覚を、意思決定とそれに基づく実践等を重視する活動である。ホームルーム活動の内容(1)「ホームルームや学校における生活づくりへの参画」が、教師の適切な指導の下、生徒が共通の問題として取り上げ、協力して実践するという学習過程であることとの違いに留意し、関係する教科・科目等における学習や、個別の生徒指導等との関連を図りつつ、教師が意図的、計画的に指導する必要がある。

ホームルーム活動の内容(2)においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて主体的に取り組むことの意義を理解し、適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けるようにする。
- 自己の生活や学習への適応及び自己の成長に関する課題を見だし、多様な意見を基に自ら意思決定をすることができるようにする。
- 他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成しようとしたり、他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしたりするとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとする態度を養う。

この内容では、ホームルーム活動の目標に「話し合いを生かして」とあるように、生徒が共通する問題を取り上げ、話し合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己の課題の解決方法などについて意思決定し、強い意志をもって悩みや葛藤を乗り越えながら粘り強く実行していく活動が中心になる。指導に当たっては、ホームルームの

生徒の相互理解を深め、共に課題の解決に取り組んでいこうとする意欲を育て、自他の尊重に基づく健全な生き方を探求できるよう工夫することが大切である。また、生徒が意思決定したことを将来にわたって生かすことができるように助言することが大切である。その際、生徒にとって切迫感のある題材を取り上げたり、生徒が自分事として捉えることができるよう、指導方法や提示する資料の工夫を行ったりすることが重要である。各教科・科目及び総合的な探究の時間などの指導との密接な関連を図り、学年や生徒の発達段階に即して計画的・系統的に指導を行うことが大切である。

ホームルーム活動の(2)は、アからオまでの五つの内容からなり、いずれについても題材として様々な取り上げ方が可能なものであるが、指導に当たっては、日常のあらゆる教育活動を通して進められる生徒指導との関連を図り、自己探求や自己の改善・向上の視点から、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、社会の中で自己を正しく生かす資質・能力を養うことと広く関わらせながら指導することが大切である。

この活動の進め方に当たっては、指導の効果を高めるために、各教科・科目担任の専門性を生かした指導や、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの専門性を生かした指導が行えるよう配慮するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ったり、個に応じた指導を工夫したりする必要がある。

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

この内容は、ホームルームや学校内にとどまらず、より広い意味での人間関係の在り方を考え、様々な集団の中での人間関係をよりよく形成していくことができるようにするものである。自己の個性を見つめ、それを大切にしていくことは、自己肯定感を高め、自己の確立や自己実現を図るための基盤となる。また、他者の個性を理解し互いに尊重し合うことは、自己理解を一層深めるとともに、豊かな人間関係を育てていくことにつながる。

この内容において育成を目指す資質・能力については、例えば、学校生活や社会生活において互いを尊重し合うことが重要であることを理解し、自己の個性を肯定的に捉え、自他のよさや可能性に気づき、それらを生かして協力し合える人間関係を築くことができるようになることが考えられる。また、そうした過程を通して、他者への思いやりを深め、共に生きる人間として豊かに成長しようとする態度を育てることも考えられる。

そのためには、自分の個性をよく知り、自己を高めようとする努力が大切であることを理解するとともに、他者の個性を尊重することを通して、他者への思いやりを深めることが、集団生活では重要であることを理解させる必要がある。

自己の個性を総合的に捉え、将来在るべき姿を思い描き、それに向けて努力するこ

とが重要であり、自他のよさを認め合い、互いを尊重し協働することを通して、よりよい人間関係が築かれる。他者に認められる体験が、自己肯定感を高めるとともに、自己確立や自己実現の基盤となる資質・能力を身に付けることになる。

また、自己理解を一層深めるとともに、多様な他者のよさを見付け、豊かな人間関係を育て、共に将来の夢や希望をもって生きていこうとする態度の育成が望まれる。

具体的な活動には、よりよい人間関係の在り方、豊かな人間関係づくりと自己の成長、自己表現とコミュニケーション能力などの題材を設定し、体験発表を取り入れた話し合い、自己表現力やコミュニケーション能力を高める体験的な活動、ホームルーム成員相互の理解を深める活動など、様々な展開の工夫が考えられる。また、入学直後やホームルーム編成替えなどにより新たな人間関係を築くことが求められる時期には、自分の長所・短所、友人への期待と励まし、自他の個性を知りそれを生かす方法などの題材を設定し、自らを振り返ると同時にグループやホームルーム全体で話し合う活動などが考えられる。

なお、情報が氾濫し価値観が多様化している現代社会においては、自分の存在に価値を見いだせず、目標を見失いがちな生徒も少なくないことから、高校生期の発達段階に照らして、重要な内容と考えられる。こうした時期に多様な他者の価値観を認め、寛容であることは重要な意味を持っている。

高校生になると、所属する集団も増加し、人間関係もより広がる。それぞれの集団の目標や成り立ち、それぞれの人間関係の特質、場面や状況に応じたふさわしい表現や行為などについて十分に理解させた上で、集団の中での行動の仕方や生き方について考え、円滑な人間関係の確立に資するようにすることが大切である。なお、指導にあたっては、これまで集団への適応や対人関係の困難さを抱えてきた生徒に対する十分な配慮が求められる。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

この内容は、学校教育全体を通じて、人間の尊重や平等について考え、男女が共同して社会に参画することや協力して充実した生活築くことのできるようになるものである。男女相互について理解するということは、互いに相手のよさを認め合うことである。独立した一個の人格としてその尊厳を重んじ、人間としての成長と幸せを願うという点において、異性間における相互の在り方は、基本的に同性間におけるものと変わることはない。

高校生の時期は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて、異性への関心も高まり、異性との交友を望むようになり、意識する異性の対象がかなり特定化される傾向も強まってくる。そして、男女が相互に相

手を異性として強く意識するようになることが、かえって男女における身体的・精神面の違いの理解や、異性と人間関係を築くことに当たってのルールやマナーについての理解の妨げとなる場合もある。このため、男女相互の理解を一層深めるとともに、人間として互いに協力し尊重し合う態度を養うことが大切である。

ここで育成を目指す資質・能力としては、例えば、男女相互に独立した一人の人格として互いを尊重し合い、共に協力して充実した社会づくりに参画することの大切さを理解し、人間関係を築くことに当たってのルールやマナーを大切に、共に充実した学校生活をつくることができるようになること等が考えられる。また、そうした過程を通して、家庭や地域社会における男女相互の理解と協力の在り方などについて幅広く考え、共に生きる人間として豊かに成長しようとする態度を育てることも考えられる。

具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合うなど活動の工夫を行うことが考えられる。

なお、「男女相互の理解と協力」については、性に関する指導との関連を図ることが大切である。性に関する指導については、青少年の性意識の変化、性モラルの低下などが指摘されていることを十分に考慮し、特別活動全体を通して行う人間としての在り方生き方に関する指導との関連を重視するとともに、特に、保健体育科の「保健」との関連を図り、心身の発育・発達における個人差にも留意して、生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切である。

ウ 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探究しようとする事。

この内容は、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、外国の生活や文化を理解し、諸外国の人々と隔てない心で接し、互いに尊重し、積極的かつ豊かに交流し、国際社会の平和と発展に貢献することのできるようにするものである。

国際社会の中に生きる日本人としての必要な知識や考え方などは、地理歴史科に属する科目をはじめとする各教科・科目等の中で学習するが、ホームルーム活動では、こうした知識等を基盤として、国際社会に関する認識を深め、国際社会に生きる主体的な日本人としての在り方生き方を探求し、国際協調と豊かな国際交流、国際貢献の在り方を考えていくことが必要である。

この内容において育成を目指す資質・能力としては、例えば、我が国や他国の歴史や伝統・文化について理解し、共に交流、尊重し合って、国際社会に生きる主体的な日本人としての在り方生き方を探究し、国際社会の平和と発展に貢献しようとする態

度を養うことが考えられる。また、そうした過程を通して、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくことが大切である。

例えば、マスコミ等の国際理解や国際交流をテーマにした記事や番組を取り上げディスカッションしたり、外国での生活経験をもつ地域の人や国際貢献を担う人々の体験談などを聞いて話し合ったり、留学生など外国の人々との意見交換や交流会などを実施したりして、国際理解や国際交流の在り方についての考えを深めていくことなどが考えられる。

その際、高等学校段階の生徒の視点からこれらのテーマを具体的にとらえ展開するとともに、生徒自身の課題として積極的に取り組めるよう自主的で実践的な活動を促す工夫が必要である。

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする。

この内容は、青年期の傾向や発達課題を踏まえ、生徒たちが自分の不安や悩みを見つめながらも、その解決に向け、夢や希望をもって、自己確立と社会的自立を目指してたくましく生きていけるようにすることである。高校生の時期は、中学生よりさらに、親への依存から離れ、自らの行動は自ら選択決定したいという独立や自律の要求が高まる時期である。同時に、自分の将来における生き方や進路を模索している。また、様々な人々の生き方にも触れて、人間がいかに在るべきか、いかに生きるべきかについても考えるようになるが、一般的に、生徒には経験や情報が不足していたり、自分の将来を広い視野から考える力も必ずしも十分であるとはいえなかったりするため、適切に対処することが困難であることが少なくない。特に、都市化や情報化などの進展の中で、生活習慣の乱れ、ストレス及び不安感が高まっている現状も見られる。したがって、教師はこのような問題に生徒が積極的に取り組み、適切な解決策を見いだしていけるように指導を行う必要がある。

ここで育成を目指す資質・能力としては、例えば、青年期の心理、心身の発達の特徴や発達課題、性に関する情報等を正しく理解し、自己の悩みや不安を解消しながら自他の人格を尊重した行動ができるようになることが考えられる。また、そういった過程を通して、自己の行動に責任を持ち、悩みや不安に向き合う経験や学びを人間としての在り方生き方につなげようとする態度を育てることも考えられる。

一人の悩みを自分のことのように共感して考えることができる雰囲気やホームルームの中につくることも重要である。こうした活動を通して青年期特有の問題を乗り越えることによって、人間としての成長につなげることが望まれる。

具体的な活動の工夫として、自分が不安に感じること、悩みとその解決方法、青年期の理解と自己実現に関すること、身近な人の青年時代などの身近な題材を設定し、

生徒が自由に話し合ったり、資料を調べたり、社会人にインタビューして発表したり話し合ったりするなど様々な方法が考えられる。ただし、その際には、個人の内面にかかわることなので、その方法や話された内容の扱いについて十分な配慮が必要である。また、そうして「自分」の問題と向き合うことにより、一層孤立感を深める生徒が存在することにも配慮することが大切である。

青年期の心と体の発達や性については、個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから、事前に、教職員が、集団指導と個別指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また、指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら指導することも大切である。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

この内容は、心身の機能や発達、心の健康についての理解を深め、生涯にわたって積極的に健康の保持増進を目指し、安全に生活することができるようにするものである。日常の健康や安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や健康及び安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

この内容において育成を目指す資質・能力としては、例えば、現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進するために、節度ある生活を送り、自己管理を行うことの意義やそのために必要となることについて理解し、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになること。学校内外における自己の生活を見直し、自らの生活環境や健康維持に必要な生活習慣等を考えるとともに、安全に配慮した的確な行動がとれるようになることなどが考えられる。また、そうした過程を通して、主体的に生活環境の改善や健康の維持増進に努めるとともに、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

そのためには、自らの健康状態についての理解と関心を深め、望ましい生活態度や習慣の形成を図っていくことが大切である。現代社会の特有の生活習慣の乱れ、ストレス及び不安感が高まっている現状を踏まえた指導も求められている。また、日頃の備えを含め自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることが大切である。その際、安全に関わる各教科・科目等の学習との関連を十分図る必要がある。高校生には、自他の健康保持に主体的に取り組む態度や、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度を育むことが期待されている。

また、性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導することも大切であり、性的情報の氾濫する現代社会

において、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、人間尊重の精神に基づく男女相互のよりよい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが重要である。

さらに近年、高校生の飲酒や喫煙の問題の深刻化、さらには薬物乱用なども指摘されており、これらの問題に関わって、心身の健康とのかかわりや薬物乱用等に陥る心理や背景などについて具体性に富んだ取り上げ方をすることが大切であり、特に、薬物乱用については、その有害性、違法性について正しく理解させ、薬物乱用は絶対に行ってはならないし、許されることではないという認識を身に付けさせることが必要である。

具体的な活動の工夫としては、心の健康や体力の向上に関すること、口腔の衛生、生活習慣病とその予防、食事・運動・休養の効用と余暇の活用、喫煙、飲酒、薬物乱用などの害に関すること、性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、ストレスへの対処と自己管理などに関する題材を設定するとともに、科学的なデータ等を生徒自身が活用しながらこれらの問題を自分事として捉え、意見を交換できるような話合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いて展開していくことが考えられる。また、地域の安全や防災に関わる活動において、すでに高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

また、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関すること、インターネットの利用に伴う危険性や弊害などに関する題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法による活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる。

なお、心身の健康と安全に関わる指導は、学校教育全体を通じて行われる保健や安全に関する指導等との関連を図る必要があり、教職員の共通理解を図るとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することも必要である。内容によっては、養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。また、自立した生活を営むための力や共に助け合うための力を育むことは、安全に生きていくために求められる「自助」や「共助」につながっていく。さらに「公助」の視点を踏まえ、安全な地域・社会づくりに参加し貢献するために主体的に関わっていこうとする力を育み、社会参画する態度を養うことが重要である。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

この内容は、個々の生徒の将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主

体的な意思決定に基づく実践活動にまでつなげることをねらいとしている。今回の改訂においては、特別活動を要として、学校教育全体を通してキャリア教育を適切に行うことが示された。個々の生徒の将来に向けた自己の実現に関わる内容であり、一人一人の主体的な意思決定に基づく実践活動につなげる活動である。

変化の激しい社会にあって、個々の生徒が将来における職業生活に備え、学校で学ぶことと社会との接続を意識した社会的・職業的な自立に向けた資質・能力の育成は、自己実現を図る上で今日的な課題である。ここで扱う活動内容は、生徒の現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり、教育活動全体を通して行うキャリア教育や個に応じた指導、援助、相談等との関連を図ることが大切である。

「キャリア形成」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけ、その連なりや積み重ねを意味する。これからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなどして自らのキャリア形成を図ることは、これからの社会を生き抜いていく上で重要な課題である。

生徒が、将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会的・職業的に自立していくためには、生徒一人一人が、学ぶこと、働くこと、そして生きることについて考え、それらの結び付きを理解していくことで、多様な他者と協働しながら、自分なりの人生をつくっていく力を育むことが必要である。

また、活動の過程を記述し振り返ることができる教材等の作成とその活用を通して、生徒自身が自分の成長や変容を把握し、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かしたり、将来の生き方を考えたりする活動が求められる。

ホームルーム活動(3)においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことの意義や、現在の学習と将来の社会・職業生活とのつながりを考えるために、必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- 現在の自己の学習と将来の生き方や進路についての課題を見だし、主体的に学習に取り組み、働くことや社会に貢献することについて、適切な情報を得ながら考え、自己の将来像を描くとともに自らの意思と責任で進路の選択決定ができるようにする。
- 将来の生き方を描き、現在の生活や学習の在り方を振り返るとともに、働くことと学ぶことの意義を意識し、社会的・職業的な自立に向けて自己実現を図ろうとする態度を養う。

この内容の指導に当たっては、特に次の2点を踏まえることが大切である。

一つ目は、総則において、特別活動が学校におけるキャリア教育の要として学校の教育活動全体で行うこととされた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすとい

うことである。

二つ目は、ホームルーム活動(3)の内容が、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理されたということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。小学校から中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、高等学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、就業体験活動や進学や就職に向けた指導などの固定的な活動だけにならないようにすることが大切である。

ホームルーム活動(3)に関する内容には、次のようなものがある。

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

この内容は、学校における個々の学習が、それぞれのキャリア形成にどのようなつながっていくのかということに気付かせたり、社会の中で役割を果たし自立して生きていくことの意義を考えさせたりする中で、個々の生徒の学習や生活に関する意欲を高め、将来の夢や希望を前向きに実現しようとするものである。

この内容において育成を目指す資質・能力としては、例えば、現在の学習が将来の社会・職業生活の基盤になることや、他者との関わりを通して自己の将来に関する考えを深めることの大切さを理解し、自己を見つめ、これまでの活動を振り返りながら主体的に新たな学習に取り組むことができるようになることが考えられる。また、そうした過程を通して、自己実現を目指した努力と改善を積み重ね、生涯にわたって学び続けようとする態度を育てることなどが考えられる。

そのためには、ホームルーム経営の充実を図り、学習活動の基盤としてのホームルームにおける学習環境を整え、生徒の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導を充実し、生徒が自他の個性を尊重しつつ、互いに高め合うようなホームルームづくりを進めていくことが重要である。

具体的な活動の工夫としては、充実した人生と学習、学ぶことと職業などについての題材を設定し、保護者や卒業生など自分の身の回りの人、実社会で活躍する職業人などの体験談などを取り入れながら、自分自身の将来像の実現や、理想と現実などの課題解決に関わって自分なりの考えをまとめ、発表したり、互いに話し合ったりすることなどが考えられる。

また、小学校から中学校、現在までのキャリア教育に関わる諸活動について、学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオの作成と活用を通して、自身の成長や変容を自己評価したり、将来の社会生活や職業生活を展望したりする活動が求められる。

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりし、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。

この内容は、学校生活の根幹に関わる、学業について、なぜ学ぶのか、なぜ努力するのかといった本質的な意義に気付かせるとともに、生徒が、学び方を学び、勉強することの楽しさや難しさを実感したり、自分にふさわしい学習方法を見出し、学習の悩みを克服したりするなどして、個々の生徒の学習意欲を高め、主体的に学習が進められるようにするものである。

その際、自主的な学習を深める場としての学校図書館や ICT を積極的に活用する態度を養うことも、「学び」の方法を身に付ける上で大切である。

この内容において育成を目指す資質・能力としては、例えば、高等学校における各教科・科目等の学習が将来の社会・職業生活の基盤になることや、学校内外の生活で努力していることが自己の将来に深く関わることを理解し、主体的に新たな学習に取り組むことができるようになることが考えられる。また、そうした過程を通して、自己実現を目指した努力と改善を積み重ね、生涯にわたって学び続けようとする態度を育てることなどが考えられる。

特に、学校生活・学業不適應等から中途退学者や不登校となる生徒が多くなる1年生の時期には、自ら学習計画を立てて実行する中で、学習意欲を向上させ、望ましい学習習慣を確立させていくことが大切である。また、学年が進むにつれ、生徒主体の教科・科目等の学習の事後指導として、学習の過程を振り返りながら、「自ら学ぶ」ことの意義を理解する活動、学習方法の改善や予習・復習の習慣の形成について話し合い、自分にふさわしい学習方法や習慣の確立を促す活動などが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、学習意欲と学習習慣、自ら学ぶ意義や方法などについて題材を設定し、教科担任の教師との連携の下で、生徒が主体的、意欲的に取り組むことができた教科・科目等の学習などについて、その学習過程を振り返りながら、主体的、意欲的に取り組むことができた理由やそこから学ぶことができた事柄などについて話し合う活動の展開などが考えられる。その際、自主的な学習を深める場としての学校図書館等の役割に目を向け、積極的に活用する態度を養うことも大切である。

また、必要に応じて、学習相談等の個別指導を行い、学習のつまづきから学校生活への不適應が生じることがないように配慮する必要がある。

これらの指導は、各教科・科目等の学習と関連して指導したり、内容によって司書教諭や、学校図書館司書、学校図書館や ICT に関わるボランティアなどの協力を得て、実際に学校図書館の仕組みの理解や利用の仕方に関する実践的な活動を行ったり、ICT を活用しながらニーズに合った学習を深めたりするなど、中学校までの経験を生かしつつ、高校生にふさわしく指導に具体性と変化をもたせることが望ましい。

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

この内容は、勤労観・職業観を育み、集団や社会の形成者として、社会生活におけるルールやマナーについて考え、日常の生活や自己の在り方を主体的に改善しようとしたり、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択決定しようとしたりすることができるようにするものである。今日の我が国の若者の勤労観・職業観の未成熟さが指摘されていることから、社会参画意識や勤労観・職業観の醸成に関わる指導は、重要な役割を担うものと考えられる。

この内容において育成を目指す資質・能力としては、例えば、他者と協力し合いながら、自らの能力や適性を生かして仕事や役割を担うことが社会づくりにつながることなど、勤労や職業について理解を深め、勤労や職業と自己実現との関係について考え、自分なりの勤労観・職業観を醸成していくことができるようになること。また、こうした過程を通して、社会の形成者として、自らを生かした責任ある行動を取り、社会生活における課題の改善に向けて貢献しようとする態度を養うことなどが考えられる。

そのためには、様々な役割や職業がどのように社会を支えているのかに気付くとともに、集団や社会での役割を果たすことやその過程で能力を適正に生かすことの意義について実感することが大切である。また、適性や能力がどのように発揮され、社会における自分をどのように評価するのかといった自己有用感や自己肯定感などに関わる理解を促すことが重要である。

具体的な活動の工夫としては、職業と仕事、働くことの意義と目的、職業生活、働くことと生きがいなどについて題材を設定し、調査やインタビューを基に話し合ったり、発表や討議・ディベートを行ったりするなどの活動の展開が考えられる。また、家庭や地域との連携を深めながら、保護者や地域の職業人の職業や勤労にかかわる体験を聞いたり、学校行事などでの事業所や福祉施設等における就業体験活動やボランティア体験などの事前、事後の指導として、調査、話し合い、感想文の作成、発表を行ったりといった活動の展開も考えられる。

その際、各教科・科目等との有機的な関連を図った指導の充実が望まれる。

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標を持って、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

この内容は、人間としての在り方生き方や進路に関する各種の情報を収集して活用するとともに、自分自身の興味・関心などの個性を理解した上で、自分の将来の生き方や生活について見通しを持ち、進路選択を行うものである。ここでいう進路の選択決定や将来設計は、高等学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではない。高等学校卒業後も、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について具体的に検索・思考し、常に将来設計や目標を修正して、社会的な移行及び自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。

また、生徒の選択の幅の拡大といった観点から、単位制、総合学科あるいは多彩な類型やコースを設置した特色ある新しいタイプの高等学校も新設されている。生徒が、自分の興味・関心や能力をさらに伸ばす選択、将来希望する進路や職業との関連に基づく選択など、様々な選択の視点があることを理解し、自分なりの考え、理由をもって、教科・科目や類型、コースを選択することができるようにすることが期待されている。

ここで育成を目指す資質・能力としては、例えば、高等学校卒業後の進路や社会生活に関する幅広い情報を理解し、自分を見つめ、目指すべき自己の将来像を描くことができるようになることが考えられる。また、そうした過程を通して、生涯にわたって段階的な目標の達成と、自らの社会的・職業的自立に向けて努力しようとする態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、就職や進学などに関する情報だけでなく、人生と生きがい、30年後の私など、人生100年時代における学び直しを含めた自己の将来について題材を設定し、地域の職業人や福祉団体関係者等の講話とその感想文の作成、発表、話し合いといった活動の展開、ライフプランの作成や進路計画の立案を行い、発表する活動の展開などが考えられる。また、志望校・希望職業の選択、進路の選択と私の悩みなどについて題材を設定し、志望校や希望職業の選択について、進路目的の明確化、目的実現のための選択肢（各学部・学科や各企業の特徴など）の理解、各選択肢で求められる選択の条件や必要な努力についての理解、選択理由の明確化、選択の結果とその受け止め方など、選択のためのスキルを学ぶ学習の展開などが考えられる。

教科・科目の選択に当たっては、ガイダンスを充実し、ホームルーム活動の時間のみならず、教科・科目等の時間との関連を十分に図るとともに、教務、各教科及び学年の担当教師などが協力して、教科・科目や類型、コースの選択のためのオリエンテーションや体験学習、あるいは上級生の経験に学ぶ会などを計画的に実施することが大切である。また、そのような指導を踏まえて、選択教科・科目の理解と私の選択、先輩に学ぶ類型やコースの選択、などについて題材を設定し、選択教科・科目をどのような視点で選択したらよいかを話し合ったり、どのような理由で、どのような類型、コースを選択しようとしているかを互いに発表し合ったりする活動の展開が考えられる。

その際には、将来の生活における職業人、家庭人、地域社会の形成者などとしての役割や活動を知り、生徒が人生や将来の生活を具体的に描き、進路計画として立案する必要がある。目指すべき自己の将来像を暫定的に描くには、生き方や進路に関する情報を収集して活用するとともに、これまでや現在の自分を振り返り、自己の興味・関心や適性を把握することが必要である。

そのためには、進路計画の実現を目指して、生徒が卒業後の進路選択の問題を、自分自身の課題として受け止め、自ら解決するために、何を知り、どのように考え、いかに行動すべきかなどについて検討することが大切である。自らの興味・関心や適性などを生かすには、特定の職業や生き方に限定されないように、選択の幅を広げることが大切であり、将来の目標となる夢や希望とのつながりを見通すことも重要である。

なお、社会・経済の発展による産業構造・就業構造の変化に伴い、生徒の進路選択に関わる今日的な環境の変化が一層進んでいる。雇用の形態が多様化し、長期雇用や年功序列あるいは学歴による処遇といった企業の雇用慣行や雇用によらない新しい働き方等、働くことに関する概念が大きく変化している。そうした中で、人はその人生において、学び直しや転職を含めて複数回にわたるキャリアの選択を迫られるようになっており、キャリアを自ら形づくっていく時代を迎えていると言える。このような時代においては、将来の生き方や生活につながる主体的な進路の選択を実現する資質・能力の育成が一層重要となる。

また、進路選択に関しては、生徒の家庭の経済状況などで進学を断念することのないよう、奨学金等の制度について正しく理解した上で積極的に活用できるよう必要な助言を行うことも大切である。

3 ホームルーム活動の指導計画

学習指導要領第5章第3の1の(2)で、次のとおり示している。

- (2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。
- ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。
 - イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。
 - ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

ホームルーム活動の指導計画には、学校としての年間指導計画、ホームルームごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画がある。これらのホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、ここで示したことを踏まえ、特に次のようなことに配慮して作成する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

① 学校の創意工夫を生かすこと

ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、特別活動の全体計画や目標を踏まえ、学校の教師全体の創意工夫を生かすことにより、高等学校入学から卒業までの3年間を見通して、学校の目標を達成するにふさわしい指導計画とすることが大切である。次に学校全体の指導計画をもとにし、学年及びホームルームの実態に応じ、ホームルーム担任や当該学年の教師などが創意工夫を十分に生かし、それぞれの指導計画を作成する必要がある。

② 学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮すること

ホームルーム活動においては、生徒がホームルームや学校で直面する生活上の様々な問題を内容として取り上げるが、生徒の実態は学校や地域の状況などによって異なっているので、指導計画はそれらを十分に配慮して作成する必要がある。

ホームルーム活動においては、各学年に共通の活動内容が示されている。したがって、指導計画の作成に関しては、内容ごとに生徒の発達や入学から卒業までの系統性などに十分配慮する必要がある。学年ごとに題材の設定や指導の仕方などを工夫する必要がある。

また、高校生の発達段階を踏まえれば、最新の科学的なデータ等を生徒自らが活用して将来の在り方生き方やよりより社会づくりを考えることができるようにする必要もある。

特に、入学当初から卒業までの生徒の変化を十分考慮して指導計画を作成することが大切である。中学校で身に付けた資質・能力を更に発展させるとともに、生徒の社会的自立に向けて一層主体的な活動ができるような指導計画の作成が大切である。

③ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること

ホームルーム活動は、具体的な活動のねらいに沿って展開される生徒の自主的、実践的な活動である。そのためには、可能な限り生徒自らの発案、創意を大切にして、活動計画の作成や実践を進めていくことがホームルーム活動の特質である。

このような特質を十分に生かし教育的な効果を高めるためには、それぞれのホームルームの実態に即した組織を設け、生徒一人一人が役割を分担し、活動計画を立てて実践する機会を豊富に用意する必要がある。特に、高校生の時期には、自我の形成や心身の発達段階から自主独立の要求が高まることから、生徒の自発的、自治的な活動

をできるだけ尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合う集団活動を行うように導くことが大切になる。

しかし、生徒の自主性が高まるとはいえ、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない時期でもあるため、当然教師の適切な指導や個別的な援助などが必要であり、そのためには、生徒の心情をよく理解するとともに、指導の在り方の工夫に努め、生徒の自主的、実践的な活動を促していくことが大切である。

(2) 内容相互、各教科・科目等及び総合的な探究の時間などの指導との関連を図る

ホームルーム活動の指導計画を作成するに当たっては、生徒にどのような資質・能力を育むかを明確にし、それを育む上で効果的な学習内容や活動を組み立て、各教科・科目等における学びと関連付けていくことが不可欠である。各教科・科目等、総合的な探究の時間、特別活動の学習活動は、それぞれ独自の教育的意義をもちながらも、相互に関連し合っ、全体として学校の教育目標の達成を目指すものである。特別活動と各教科・科目等、総合的な探究の時間などとの関連については、本解説第2章の第2節の4において述べているが、ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、教育効果を高める観点から、他の教育活動との有機的な関連を図ることが重要である。例えば、ホームルーム活動における話し合い活動の充実のためには、国語科や公民科での学習を生かすことが必要である。また、ホームルーム活動(2)の内容項目については、家庭科、保健体育科などの学習内容とも関連する部分が多い。その関連を生かしつつ、特別活動の特質を踏まえた指導をすることが大切である。

(3) 社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実する

① 社会的な自立の意義

義務教育を終えた高等学校の生徒は、自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあるといえる。したがって、生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、自分の生き方に責任をもつとともに、他の人々や社会のために役立つことを通して自己実現を図ることが求められる。また、近い将来において、職業人、社会人として自立していくための態度や能力を身に付けていくことが求められている。急速に変化する現代の社会においては、生涯を通して自己成長を図ることが必要であるが、特に、高等学校段階は自立した職業人、社会人として生きる上での自己形成の時期として重要な意義をもっている。

② 人間としての在り方生き方に関する指導

人は誰もが社会的存在であり、社会的に自立し自己実現を図るためには、人間としての在り方生き方についての自覚を深めていくことが根底になければならない。人間としての在り方生き方に関する教育は、学習指導要領第1章総則第1款の2に示されているように、学校の教育活動全体を通じて行うこととされている。特別活動は実際

の生活経験による学習，すなわち「なすことによって学ぶ」ことを通して，全人的な人間形成を図るものであり，各教科・科目等における指導の充実と相まって，調和と統一のある人間形成を目指す上で重要である。したがって，特別活動において重点的に人間としての在り方生き方に関する指導を行うことが期待されており，道德教育の充実を図る視点から指導計画を作成していくことも重要である。

ホームルーム活動は，その特質として生徒会活動や学校行事，各教科・科目などと相互補完の機能をもっており，そこでの学習や活動がホームルーム活動によって生かされたり，逆にホームルーム活動が他の学習や活動の動機付けになったりする。したがって，人間としての在り方生き方の指導の充実は，特別活動の中ではホームルーム活動を中心にして図られることになる。ホームルーム活動の中でも，とりわけ活動内容の「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が密接に関連しているので，ここでの活動を中心として行うことが大切である。

人間としての在り方生き方に関する指導は，ホームルーム活動を中心にして行われるものであるが，特別活動の「なすことによって学ぶ」という特質を生かす意味では，生徒会活動及び学校行事などの果たす役割も大きい。実施に当たっては，相互の関連を十分図るとともに，できるだけボランティア活動や，就業体験活動など勤労にかかわる体験的な活動を取り入れ，生徒一人一人が社会とのかかわりの中で，自分自身の生き方を主体的に考え，活動していくような工夫が望まれる。また，人間としての在り方生き方に関する指導を特別活動の全体を通じて行うことは，各教科・科目や総合的な探究の時間の指導に対し特別活動の特質を十分に発揮することにもなる。

(4) 家庭や地域の人々との連携などを工夫する

生徒は，ホームルームや学校において生活を送るとともに，家庭や地域においても生活しており，ホームルーム活動の指導においては，家庭や地域等との連携・協力が重要な意味をもっている。そこで，ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫することが大切である。

例えば，ホームルーム活動の「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」や「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」などは，生徒の家庭や地域での生活との関連が深く，家庭や地域の人々と連携・協力することによって，より効果的なホームルーム活動を展開していくことが可能となる。例えば，保護者や企業，NPO等の協力を得ることが考えられる。内容によっては防災や労働，保健や医療などに関わる公的機関，大学などの専門機関との連携も想定される。

家庭や地域の人々との連携に当たっては，生徒本人や家族などの個人情報やプライバシーなどの問題に十分留意して指導計画を作成したりする必要がある。

(5) 生徒指導及び教育相談の充実を図る

学習指導要領第5章第3の1の(3)で，次のとおり示している。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

ホームルームは、学校における生徒指導を進めるための基礎的な場であり、そこでは、生徒の発達段階に即して、基本的な生活習慣の確立に関わる日常的な指導とともに、学校生活への適応や豊かな人間関係の形成、学習への主体的な取組や進路の選択など、生徒が直面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動についての指導が意図的・計画的に行われる場でもある。さらに、道徳性の育成、心身の健康・安全や食に関する指導、教育相談などが積極的かつ計画的に行われることにより、学校の教育活動全体を通じて行われる生徒指導が深められる場であるといえる。

このようにホームルームという場は、学校生活の基盤としての役割をもっている。それゆえ、教師は、学年や学校全体の協力体制の下に意図的・計画的にホームルーム経営を進め、生徒が心理的に安定して帰属できるホームルームづくりに心掛けることが大切である。

ホームルーム活動の指導において、生徒指導の機能が十分に生かされることが大切である。また、集団場面の学習成果が個別に生かされて生徒一人一人のものとなるためには、個別指導の中心的なものである教育相談が十分に行われることが必要であり、生徒の家庭との密接な連絡の下に行われることによってその効果も一層高まることになる。

このような生徒指導及び教育相談が十分に行われるようにするためには、指導計画を整備し年間を通して計画的に実施することが大切である。

(6) ガイダンスの趣旨を踏まえた指導

ガイダンスの趣旨を踏まえた指導については、学習指導要領第5章第3の2の(3)で、次のとおり示している。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目の進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。

ホームルーム活動は、学校での基礎的な生活の場であるホームルームにおいて、新しい環境の中で、豊かな人間関係を築き学校生活への意欲を高めるなど、ホームルームや学校への生活への適応とその充実・向上を図る活動である。ガイダンスの機能の充実は、

こうしたホームルームや学校生活への適応や人間関係の形成などについて、生徒が学校における諸活動や集団の意義、内容等について十分に理解し、よりよい適応や好ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養うために重要であり、主にホームルーム活動の場を中心に展開されることが必要である。

各学校において特に工夫が求められるのは、入学時、新学期といった学校生活や学年の新しい生活あるいは学習や諸活動の開始時期などにおいて、認め合い、励まし合う集団の中で、生徒がこれから始まる生活に対して、十分な情報を得、見通しをもって、学校生活に積極的に取り組む意欲がもてるよう指導することである。そのため、ホームルーム担任が各ホームルームの指導の充実に取り組むことはもとより、ホームルーム担任が連携・協力して学年全体の指導の充実を図るため、指導内容によって、学年の教師や他の教師の協力を得たり、保護者の協力あるいは上級生等の経験を活用したりすることも大切となる。

また、進路指導に当たっては、生徒が自己の個性を発見し、伸ばしていくといった観点から適切な進路選択ができるよう、上級学校等の教育内容やその特色等をよりよく理解するために必要な情報の収集・提供の在り方について、上級学校との連携による体験入学の機会や卒業生の経験の活用など、ホームルーム活動の内容・方法を工夫していくことが大切になっている。

こうした観点から、入学から卒業までを通じた系統的、発展的なガイダンスの計画を立てることが大切である。

なお、生徒の発達を支えるためには、生徒の発達の特性や教育活動の特質を踏まえて、あらかじめ適切な時期・場面において、主に集団の場面で、必要とされる同質的な指導を、全員に行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により、個々の生徒の必要度に応じて行うカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要である。

ガイダンスとカウンセリングは、課題解決のための指導の両輪である。教師には、特別活動のいずれの内容においても双方の趣旨を踏まえて指導を行うことが求められる。これらについては本解説第4章において改めて説明する。

① 高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること

高等学校生活は、それまでの中学校での生活と異なり、教師と生徒及び生徒相互の人間関係も一層多様化し、学習面でも新しい教科・科目、選択学習の拡大など、生活環境や学習環境が大きく異なってくる。また、新たな発達上の課題を抱えるようになる。

特に、高等学校入学当初は、新しい集団、新しい教科・科目などの変化に興味・関心をもち、新たな決意や目標をもちやすい時期であるとともに、生徒同士や生徒と教師の新たな人間関係や未知の事柄への不安を抱く時期でもある。その中で、新しい学習環境や人間関係につまずいて、学校生活への不適応を起こすことも少なくない。

ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、生徒の実態に応じて、高校入学

後の学校不適応等に十分配慮し、また、中学校の学級活動との接続も図って、生徒に希望や目標をもたせるとともに、達成感を味わわせることができるよう工夫するだけでなく、学校不適応等に配慮した適切な適応指導の充実が重要である。そのため、中学校との連携を深め、高等学校への体験入学、保護者等への説明会など、学校全体で取り組んでいく工夫などが大切である。

(7) 年間指導計画の作成

ホームルーム活動は、入学から卒業までの発達の段階を踏まえ、系統立てて指導するとともに、年間を通して計画的に指導する必要がある。そのためには、まず学校として入学から卒業までを見通した各学年の年間指導計画を作成する必要がある。その際には、学習指導要領でホームルーム活動の内容として示された(1)のAからウ、(2)のAからオ、(3)のAからエについて、入学から卒業までの年間指導計画に位置付ける必要がある。その場合、必要に応じて内容間の関連を図り、配当された時間の中でホームルーム活動の目標が、適時適切に達成できるように指導計画を作成することが大切である。また、学年ごとの内容の発展や深化についても配慮しなければならない。

さらに学校として作成した各学年の年間指導計画を基にして、ホームルームの実態に即したホームルームごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画を作成することが必要である。

ホームルームごとの年間指導計画は、学校として作成した各学年のホームルーム活動の年間指導計画に基づき、ホームルーム担任がホームルーム経営の観点から予想される題材や議題、学年・ホームルームや生徒個々の実態及び課題、生徒会活動や学校行事などに関わる題材や議題などを考慮して作成する計画であり、生徒が作成する活動計画のよりどころとなるものである。また、ホームルーム活動が、生徒の学校生活における学習や生活の基盤であるホームルームを単位として展開される活動であることから、ホームルーム経営や学年経営との関連を図って作成することが大切である。

学校としての年間指導計画やホームルームごとの指導計画に示す内容としては、次のようなものが考えられる。

- 学校や学年、ホームルームの指導目標
- 身に付けさせたい資質・能力
- 指導内容（予想される題材や議題）と時期
- 指導の時間配当
- 指導方法
- 指導教材（必要に応じて）
- 評価 など

なお、1単位時間の指導計画は、一般的には、「ホームルーム活動指導案」と呼ばれるものであるが、この指導計画は、生徒の学習過程などによって、その構成が異なってくる。例えば、合意形成を図る内容（ホームルーム活動の(1)）、あるいは意思決定を目指す内容（ホームルーム活動の(2)及び(3)）の違いに留意しなければならない。合意形

成を図る活動の場合には、議題をどのように設定するかということから活動が始まるが、意思決定を目指す活動の場合は、題材を教師が計画的に設定しておくことが前提となる。また、生徒が作成した活動計画や、生徒の実態に配慮した題材の設定事前及び事後の活動も含めての1単位時間における生徒の活動過程や形態等についての見通しが示されていることが大切である。

(8) ホームルーム活動に充てる授業時数

ホームルーム活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章第2款の3及び5で、次のとおり示している。

3(3) 各教科・科目等の授業時数等

ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

エ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

カ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

5 通信制の課程における教育課程の特例

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするすることができる。

特別活動のうち、ホームルーム活動に充てる標準授業時数について「原則として、1年間35単位時間以上とするものとする。」と示されている。これは、人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことが期待されているホームルーム活動については、年間35単位時間という授業時数を最低限確保すべきことを定めるとともに、ホームルーム活動の充実を図るため、さらに必要に応じて年間35単位時間を超えて授業時数を配当するよう定めたものである。そのため、「標準」ではなく、「以上」という文言が付されているのであり、ホームルーム活動の授業時数については、学校や地域、生徒の実態や発達の段階等に応じて、年間35単位時間以上（1単位時間は50分として計算する）の授業時数を適切に定める必要がある。

また、ホームルーム活動については、上記のように少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施することが明確に示されている。これは、ホームルーム活動が、生徒の、ホームルームや学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と

信頼関係を築く場や機会を十分に確保する必要があるからである。特に、高等学校では、教科担任制をとっており、ホームルーム担任が生徒と不断に接しているわけではない。そこで、ホームルーム活動については毎週実施することとし、それによってホームルーム担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実・向上を図ることが必要である。

毎日の授業の前後に「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合も少なくなく、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における指導は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは明確に区別する必要がある。

なお、定時制の課程においては、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合には、「ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。」とされており、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとの規定がある。これは第5章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制の課程において、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとするすることができるとしたものである。学校においては、ホームルーム活動に関する今回の改訂の趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、ホームルーム活動の授業時数又は内容を適切に定める必要がある。

また、通信制の課程の特別活動については、学習指導要領第1章総則第2款の5に、「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。」と示されており、ホームルーム活動の重要性を踏まえた適切な実施が必要である。併せて「なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。」との規定をしているが、このホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとの規定を追記している趣旨は定時制の課程と同様である。

●4 ホームルーム活動の内容の取扱い

ホームルーム活動は、入学から卒業までにおいて、学習指導要領第5章第2〔ホームルーム活動〕の2に示す内容を指導するものであるが、各学年の段階に応じて、生徒の発達の段階の特性や、各教科・科目等における学習状況、中学校との円滑な接続などを踏まえて、適切な内容を取り上げて計画的に指導する必要がある。

(1) 話し合い活動など中学校からの積み重ねや経験を生かす

ホームルーム活動における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章第2の3の(1)で、次のとおり示している。

(1) 内容の(1)の指導に当たっては、集団としての意見をまとめる話し合い活動など中学校からの積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることができるよう工夫すること。

ホームルーム活動の内容項目は、主に社会参画や集団活動における合意形成を図る内容(1)と個人としての意思決定を行うとする内容(2)、(3)から構成され、いずれも集団での話し合いを重視する活動である。

しかし、高等学校においても、中学校同様に、話し合い活動における学校間、教師間の取組に差が見られ、話し合い活動に対する十分な理解の下に実践が行われてきたとはいえない状況が見られる。また、高校生の発達の段階として、個人差はあるものの、自己開示に慎重になったり、相手の発言に対して意見を言うことをためらったりしがちな面も見られ、また、これからの時代を生きる力として、個々の生徒に社会参画に対する意識の高揚を図り、合意形成に関わる自治的な能力を育むことが、これまで以上に求められている。

こうしたことを踏まえ、今回の改訂は、本解説第1章第2節「特別活動改訂の要点」や本解説第2章第1節「特別活動の目標」に示したように、特別活動の「見方・考え方」や育成を目指す資質・能力を小・中・高等学校を通じて系統的・発展的に整理する中で、特に集団における話し合いに活動における発展を重視したものである。

具体的には、集団活動における話し合い活動の進め方や合意形成の仕方、チームワークの重要性や集団活動における役割分担など、集団活動を特質とする特別活動の前提に関わる基礎的な資質・能力が、中学校からの積み重ねを生かしつつ、発達段階を踏まえてさらに発展させていくことが求められている。

そのようなことから、特に(1)における話し合い活動の指導では、「知識及び技能」の系統性を踏まえ、生徒やホームルームの実態を見極め、適時・適切な指導が大切であり、このことは、特別活動全てにつながる話し合い活動の指導にも共通することである。

また、高等学校入学当初における話し合い活動の指導に当たっては、中学校からの積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることが大切である。

(2) 学習や生活の見通しを立て、振り返る教材の活用

学習指導要領第5章第2の3の(2)で、次のとおり示している。

(2) 内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

キャリア教育は特別活動を要としつつ学校教育全体で行うものである。日常の教科等

の学習指導においても、学ぶことと自己のキャリア形成の方向性とを関連付けながら、見通しをもって職業的・社会的自立に向けて基礎となる資質・能力を育成するなど、教育課程全体を通じてキャリア教育を推進する必要がある。特別活動は、学校教育全体で行うキャリア教育の要の時間としての役割を明確にするため、また、小・中・高等学校を通してキャリア教育に系統的、発展的に取り組んでいくことを明確にするため、小学校から中学校、高等学校の学級活動及びホームルーム活動において内容(3)一人一人のキャリア形成と自己実現が新たに設けられた。本項の規定は、ホームルーム活動(3)の指導において、学校での教育活動全体や、家庭、地域での生活や様々な活動を含め、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うことが必要である旨を示している。

「生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用する」とは、こうした活動を行うに当たっては、振り返って気付いたことや考えたことなどを、生徒が記述して蓄積する、いわゆるポートフォリオ的な教材のようなものを活用することを示している。特別活動や各教科等における学習の過程に関することはもとより、学校や家庭における日々の生活や、地域における様々な活動なども含めて、教師の適切な指導の下、生徒自らが記録と蓄積を行っていく教材である。

こうした教材を活用した活動を行うことには、例えば次のような三つの意義があると考えられる。

一つ目は、高等学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての特別活動の意義が明確になることである。例えば、各教科・科目等における学習や特別活動において学んだこと、体験したことを振り返り、気付いたことや考えたことなどを適時蓄積し、それらをホームルーム活動においてまとめたり、つなぎ合わせたりする活動を行うことにより、目標をもって自律的に生活できるようになったり、各教科・科目等を学ぶ意義についての自覚を深めたり、学ぶ意欲が高まったりするなど、各教科・科目等の学びと特別活動における学びが往還し、教科・科目等の枠を超えて、それぞれの学習が自己のキャリア形成につながっていくことが期待される。

二つ目は、小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進めることに資するということである。ポートフォリオ的な教材等を活用して、小学校、中学校、高等学校の各段階における学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることになると考えられる。例えば都道府県市区町村において、連続した取組が可能となるよう教材等の工夫や活用方法を共有したりすることは大変有効である。

三つ目は、生徒にとっては自己理解を深めるためのものとなり、教師にとっては生徒理解を深めるためのものとなることである。学習や生活の見通しを持ち、振り返ることを積み重ねることにより、生徒は、年間を通して、あるいは入学してから現在に至るまで、どのように成長してきたかを把握することができる。特に、気付いたことや考えたことを書き留めるだけでなく、それを基に、教師との対話をしたり、生徒同士の話し合いを行ったりすることを通して、自分自身のよき、興味関心など、多面的・多角的に自己

理解を深めることになる。また、教師にとっては、一人一人の生徒の様々な面に気づき、生徒理解を深めていくことになる。

こうした教材については、小学校から中学校、高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を越えて活用できるようなものとなるよう、各地域の実情や各学校やホームルームにおける創意工夫を生かした形での活用が期待される。国や都道府県教育委員会等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域・各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。

指導に当たっては、キャリア教育の趣旨やホームルーム活動全体の目標に照らし、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないように配慮が求められる。なお、プライバシーや個人情報保護についても適切な配慮を行うことも求められる。

第2節 生徒会活動

1 生徒会活動の目標

生徒会活動の目標は、学習指導要領第5章第2の〔生徒会活動〕の1「目標」で、次のとおり示している。

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

生徒会活動は、全校の生徒をもって組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。生徒会活動は学年、ホームルームを越えて全ての生徒から構成される集団での活動であり、異年齢の生徒同士で協力したり、よりよく交流したり、協働して目標の実現をしたりしようとする活動である。

「学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組む」とは、生徒会活動の基本的な学習過程を示したものである。学校全体の生活をよりよくするために、集団生活や人間関係などの諸問題から課題を見だし、生徒会活動の様々な場面で話し合っ計画を立て役割を分担し、その解決に向けて自分の役割や責任を果たすなど自発的、自治的に取り組むことを示している。

生徒会活動においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 生徒会やその中に置かれる委員会などの異年齢により構成される民主的かつ自治的組織における活動の意義について理解するとともに、その活動のために必要なことを理解し行動の仕方を身に付けるようにする。
- 生徒会において、学校全体の生活をよりよくするための課題を見だし、その解決のために話し合い、合意形成や意思決定することで、よりよい人間関係を形成することができるようにする。
- 自治的な集団における活動の中で身に付けたことを生かして、多様な他者と協働し、学校や社会におけるよりよい生活づくりに参画しようとする態度を養う。

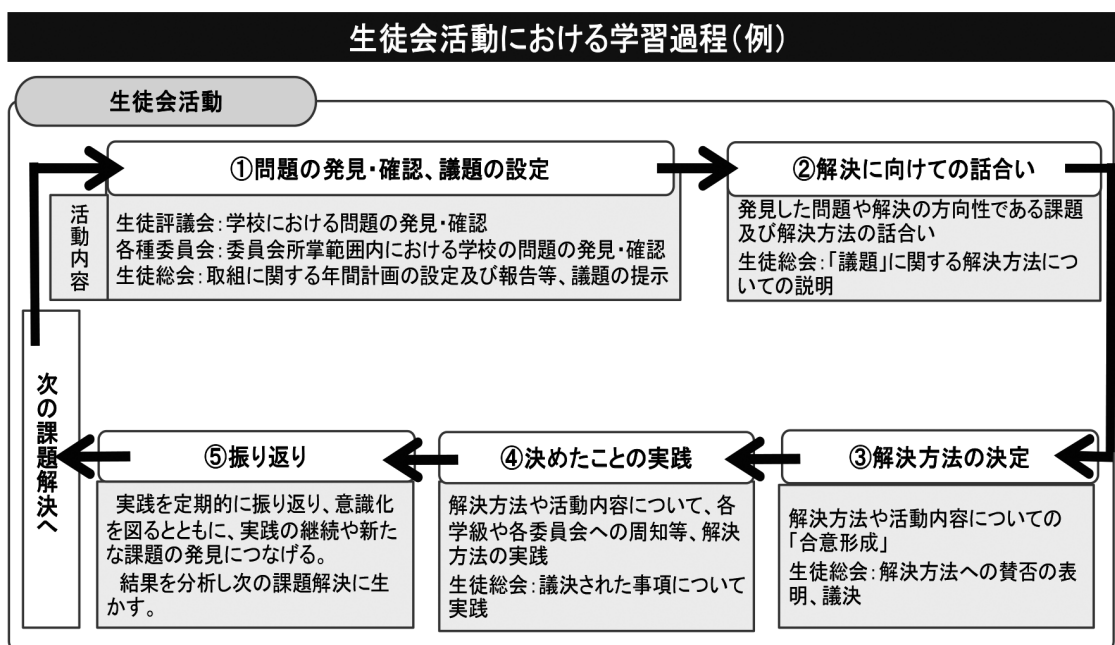
高等学校の生徒会活動においては、中学校での生徒会活動で身に付けた資質・能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的な活動に関する態度や能力を高めていくようにすることが必要であり、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、生徒がそれぞれの役割を分担し、協力し合っよりよい集団活動を進めるよう、教師が適切

に指導することが大切である。

生徒会活動は、全校の生徒が参加するものであるが、多くの活動の形があり、その関わり方によって生徒は様々なことを学び、体験する。このため、生徒会活動の学習過程を一つに言い表すことは難しいが、基本的には、特別活動の目標を踏まえて生徒会活動で育成される資質・能力は「問題の発見・確認、議題の設定」、「解決に向けての話合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」といった実践も含めた全体の学習過程の中で育まれる。

具体的には、例えば生徒総会において、生徒会として協力して取り組むべきことを合意形成して実践し、その成果等を踏まえて次の取組につなげたり、各種の委員会で取り組むことを決め、実践し、振り返って次の課題に向かったりするという活動が考えられる。いずれの活動においても、生徒が自発的、自治的なホームルームや学校の生活づくりを実感できるような一連の活動を意識して指導に当たる必要がある。生徒会活動の具体的な学習過程は、例えば次のように表すことができる。



2 生徒会活動の内容

生徒会活動の内容については、学習指導要領第5章第2の2「内容」で、次のとおり示している。

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見

いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(2) 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。

(3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

この内容は、生徒が、生徒会において主体的に組織をつくり、役割を分担し、活動の計画を立てたり、学校全体の生活の課題を見だし、それを解決するために話し合い、合意形成を図り実践したりする一連の活動を示したものである。このような目標に向けて実践する過程で、自治的な活動に必要な資質・能力を育むとともに、生徒相互の心の交流を深め、よりよい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感も育まれていく。この内容においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 学校生活の充実と向上のために、生徒の総意によって目標を設定し、役員選挙等を通じた組織作りや役割分担を行って協働して実行することの意義を理解し、そのために必要な計画や運営、合意形成の仕方などを身に付ける。
- 生徒総会や各種の委員会において、学校生活の充実と向上のための課題や生徒の提案を生かした活動の計画について考え、課題解決の方法や役割の決定、その実践に取り組むことができるようにする。
- 集団の形成者として、多様な他者と、互いの個性を生かして協力し、積極的に学校生活の充実と向上に参画しようとする態度を養う。

こうした資質・能力を生徒会活動において育成するためには、話し合いを通して、学校生活をよりよくするための課題の解決に向けて自発的、自治的に取り組む活動を充実させることが必要である。そして、全校の生徒という大きな集団で話し合いを行い、合意形成を図って実践していくためには、組織づくりが重要となる。

生徒会における組織等については、各学校の生徒の実態や特色をもって設置するものであるが、一般的には、生徒全員で話し合いを行う「生徒総会」を置くとともに、「生徒評議会（中央委員会など）」といった審議機関、「生徒会役員会（生徒会執行部など）」や各種の「委員会（常設の委員会や特別に組織される実行委員会など）」などの組織から構成することが考えられる。

生徒会活動の教育効果を高めるためには、生徒がそれぞれの役割を分担し、活動の計

画を立てて自主的に実践する場や機会が豊富であることが重要である。特に、高等学校においては、中学校での生徒会活動などの経験を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を一層高めていくことが求められる。

そこで、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、協力し合う集団活動を進めるよう指導することが大切である。しかし、生徒の発達の段階からその計画や運営は決して容易なことではない。また、生徒会活動は、その活動内容・範囲が極めて広いので、生徒会活動を活性化し、その教育的価値を高めていくためには、教師の適切な指導と、活動に必要な場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営されることが大切である。

なお、生徒会長等の生徒会役員や各種の委員会の委員長等の決定に当たっては、生徒会規則等に則って、公正な選挙等により選出されることが望まれる。生徒自らが、選挙管理規則等に従って役員選挙等を運営することにより、生徒会活動は、自治的な活動であるということを一層自覚することになる。

生徒会活動において、学校生活の改善を図る活動を全校生徒の課題として取り上げ、継続的に取り組むものとしては、例えば以下のような活動が考えられる。生徒会活動において、学校生活の改善に向けた議題を取り上げ、話し合っ生徒会全体で取り組むことを合意形成したり、各種の委員会において、それぞれの委員会ごとに課題を設定して実践し、振り返って次の活動につなげていったりすることが考えられる。

- 学校生活における規律とよき文化・校風の発展に関わる活動
- 環境の保全や美化のための活動
- 生徒の教養や情操の向上のための活動
- よりよい人間関係を形成するための活動
- 身近な課題等の解決を図る活動

また、生徒会活動は、それ自体一つの生徒の活動であるとともに、内容(2)「学校行事への協力」も含め、学校内の様々な生徒の活動についての連絡調整に関する機能をもっており、これにより学校生活の充実・向上を導く生徒の諸活動を円滑に進めることに資するものである。生徒会の学校行事との関わりにおける各ホームルームとの連絡調整、放課後等に行われる生徒の自発的、自治的な活動としての部活動などの年間を通した活動の計画の調整、利用する施設設備、活動の時間などの調整が考えられる。

なお、いじめの未然防止や暴力などの問題を生徒会として取り上げる際には、学校として、このような生徒の主体的な活動を大切にしながら、学校と家庭や地域との連携・協力を積極的に進め、その解決に全力で当たる必要がある。

(2) 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運

営に主体的に協力したりすること。

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。この内容は、日常の学習や経験を総合的に発揮し、その発展を図り、学校生活を豊かな実りあるものとするものである。

この内容においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 学校行事の意義、生徒会としての意見を生かすための組織づくりや全校生徒で協働を図る仕組みを理解し、方法を身に付ける。
- 学校行事の特質に応じて、生徒会としてどのような協力を行うことが学校行事の充実と向上につながるか考え、話し合い、決めたことに協力して実践したり、生徒会の組織を活用した学校行事の運営に取り組んだりできるようにする。
- 多様な他者と協力して、学校行事に協力する活動に取り組むことを通して、学校生活の充実と向上を図ろうとする態度を養う。

具体的には、このような生徒会の活動に可能な範囲で取り組むことにより、活動の範囲が学校内外と広範囲になり、地域・社会における大人との人間関係や社会的なルールやマナーを学ぶことや、自分たちの活動の広がりや自主的な活動の必要性について実感することができるような指導が大切である。

また、教師の適切な指導の下に、学校行事の企画や運営に関わる組織を中心として、生徒会の会員である生徒一人一人が自発的、自治的な活動として取り組むことが重要である。

これらの指導を基にした学校行事を通して、学校との連絡・調整やホームルームや学年を越えた活動の仕方や、地域の人々や幼児、高齢者等との異年齢集団による交流、障害のある人々や外国出身者など多様な他者との協働における配慮などに関わる資質・能力が身に付くばかりでなく、教師と生徒で一つの目標に向かって協働する中で、互いの信頼関係を深めたり、生徒一人一人が学校行事を創り上げていく主体者であるという意識を高めたりすることができる。そのためには、特に、事前の企画や準備、事後の振り返りを大切にすること、一部の生徒だけの活動ではなく、生徒一人一人が個性や興味・関心を生かして参画し、達成感や自己有用感をもつことができるような活動となるよう、適切に指導することが重要である。

(3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

この内容は、学校内での活動のほかに、地域のボランティア活動への参加、他校や地域の人々との交流など、学校外の活動がある。生徒会活動としては、まずは学校におけ

る生活をよりよくする活動を行うことが基本であるが、高校生の発達の段階から、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることは望ましいことであり、そうした活動を通して生徒の自己有用感の醸成や学習意欲の向上が期待でき、生徒会活動がより充実したものとなることにもつながる。

この内容においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- よりよい地域・社会づくりのために自分たちの意見を生かし、主体的に社会参画するために必要なことを理解し、仕方を身に付ける。
- 地域・社会の課題を解決するために、生徒会の組織を生かして取り組むことができる具体的な対策を考え、主体的に実践することができる。
- 地域・社会の形成者として、よりよい地域や社会の生活づくりに参画しようとする態度を養う。

そのためには、社会における問題解決が社会を担う人々による合理的な意思決定や議論を通じた意見の集約、さらにはそれら自らの判断に基づく責任ある行動によってなされているということについて理解できるような指導が大切である。

生徒会活動は、地域の行事への参加や生徒会の呼び掛けによるボランティア活動や地域の課題解決に関わる活動として、例えば地域の福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動や、有意義な社会的活動への参加・協力（地域の文化・スポーツ行事、防災や防犯、交通安全、国際交流など）、幼児や児童、高齢者との交流、障害のある人々などとの交流や共同学習など、地域や学校の実態、生徒の関心などに応じて様々な活動が考えられる。具体的な活動の工夫としては、地域活性化や防災、教育・福祉、環境の保全・保護など地域が抱えている課題解決に向けた発表会やポスターセッション、パネルディスカッションなどを行うなどの活動が挙げられる。

また、生徒会活動である以上、地域・社会の課題の解決に自分たちで主体的に取り組めるよう、適切に指導することが大切である。例えば、地域や社会に対して要望や意見を一方的に主張することではなく、地域や社会の形成者としての自分たちに何ができるかということを話し合い実践できるようにすることが望まれる。

その際、例えば、他の高等学校の生徒会や、異年齢の幼児児童生徒と協力して計画や運営に取り組むことも考えられる。また、活動を振り返るに当たって、自分たちの実践が課題解決等に役に立ったという実感が持てるよう、活動に関わった地域住民の声を取り上げるなどの工夫も望まれる。

こうした学校外の活動については、その教育的なねらいを十分に吟味し、学校の教職員全体の共通理解と適切な指導の下に、家庭や地域との連携・協力を十分に図りながら、生徒による主体的な活動として行われるよう指導・助言することが大切である。なお、生徒会活動は学校の教育活動の一環である以上、政治的中立性が求められるものであることにも留意する必要がある。

3 生徒会活動の指導計画

学習指導要領第5章第3の1の(2)で、次のとおり示している。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間等の指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

生徒会活動の指導計画については、ここに示されたことを踏まえ、特に次のようなことに配慮して作成する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

① 学校の創意工夫を生かすこと

生徒会活動の活動内容は多様であり、その実践により生徒の学校生活全般を活性化し、豊かにするとともに、学校外における様々な活動を通して学校と地域とを結び付ける役割も果たしている。それだけに、学校の創意工夫を生かし、地域の特色や生徒の実態に応じた指導計画を作成することが必要であり、それによって特色ある生徒会活動が展開され、学校生活が一層、充実・向上することになる。

また、生徒が充実した学校生活を経験するためにも、自分たちの学校に愛着をもち、その学校への所属感を深めることは大切であり、生徒会活動では、それぞれの学校の特色を生かして、よりよい校風を確立し、継承し、発展させていくことが重要である。

② 学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮すること

学校の規模をはじめ、教職員の組織や校務分掌、施設・設備などの諸条件や地域社会の実態などを考慮する必要がある。また、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒に生徒会組織の形成者としての自覚をもたせるような指導計画を作成する必要がある。中学校の生徒会活動で身に付けた態度や能力を生かすことができる

よう、生徒の自発的、自治的な活動に関する知識や経験の程度、社会性や公共性に関わる資質や能力・態度なども十分に把握して実情に即した指導計画を工夫することが大切である。

さらに、生徒の発達的な特徴を捉え、生徒の興味・関心、能力・適性に関する十分な生徒理解に基づいて、各学校における重点目標、指導の内容、活動の方針などを明確にし、それに応じた指導計画を作成するようにすることが必要である。

③ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること

生徒会活動においては、諸活動の特質に応じて、できるだけ生徒自らが活動計画を立てるように援助することが大切である。高校生という発達の段階から見れば、教師から与えられた計画に従うだけでは活動意欲が高揚しない。そこで、生徒会活動の各内容の特質に応じて、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう指導することが必要である。しかし、生徒が最初から自主的、実践的に生徒会活動に取り組むわけではない。中学校の生徒会活動の成果を生かしたり、上級生のリーダーシップを生かしたりしながら、担当教師の適切な指導の下で、活動計画を立てさせることが大切である。

(2) 内容相互及び各教科・科目及び総合的な探究の時間などの指導との関連を図る

各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動の学習活動は、それぞれ独自の教育的意義をもちながらも、相互に関連し合って、全体として学校の教育目標の達成を目指すものである。特別活動と各教科・科目、総合的な探究の時間等との関連については、本解説第2章第2節の4において述べているが、生徒会活動の指導計画の作成に当たっては、例えば、風紀委員会やボランティア委員会、新聞委員会など各種の委員会の活動方針や計画の作成等において、各教科・科目や総合的な探究の時間との関連を図り、活動のねらいを明確にしたり、活動する内容に広がりをもたせたりすることが大切である。

また、特別活動の内容相互の関連としては、以下のようなことが考えられる。

① ホームルーム活動との関連

ホームルーム活動の話合い活動などを通して育成した資質・能力は、自発的、自治的な活動を行う上で基本となるものである。こうした資質・能力を、生徒評議会や各種の委員会における話合いや日常の取組などに生かすことができる。

ホームルーム活動で、生徒は生活上の諸問題について積極的に話し合ったり、ホームルーム内の役割分担の経験を積んだり、生活を改善したりする。この過程において、自発的、自治的な活動を助長するための指導を適切に行うことで生徒会活動も活発になり、ホームルームや学校の生活をより一層充実したものにしていけるのである。

② 学校行事との関連

学校行事については、生徒会活動の内容「(2)学校行事への協力」において、それ

ぞれの内容の特質や育成する資質・能力を踏まえ、生徒会が学校行事に協力することにより、生徒会活動及び学校行事の充実に資することも考えられる。

(3) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

生徒会活動は、校内の活動はもとより、校外にも目を向けて、自主的、実践的に活動することに教育的意義がある。そこで、必要に応じて、校内の活動のみでなく、他校との相互交流を図ったり、地域社会との連携を深めたりするなど、校外での活動への広がりを図るようにすることが重要である。

そのためには、各学校が、家庭や地域との連携を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化・伝統を生かしたり、社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要である。

(4) 生徒指導との関連を図る

指導計画の作成に関わって、学習指導要領第5章第3の1で、次のとおり示している。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実に資すること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

生徒会活動においては、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を深めるようにし、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるように配慮することが大切である。特に生徒会活動が行われる諸集団において生徒一人一人が何らかの役割をもち、自己の責任や判断に基づいて仕事を遂行し、充実感や存在感を味わうための援助ができるような指導計画を作成する必要がある。

また、生徒会活動においては、様々な組織や集団に分かれて活動することが多いが、ホームルームや年齢が互いに異なる成員による活動であり、生徒は様々な悩みや問題を抱えることも少なくない。したがって、担当する教師とホームルーム担任教師とが連携して教育相談を行えるように配慮して計画を作成することが大切である。

(5) 年間指導計画の作成

生徒会活動の指導は、各種の教育活動や生徒の学校生活の流れなどとの関連を図りながら学校全体として計画的に展開されていく必要があるため、指導計画においては学校の教育活動全体の流れを明確にし、生徒自らが活動計画を作成できるよう配慮することが必要である。

そのため、指導計画の作成に当たっては、各組織別の指導の方針を明確にするとともに、生徒が作成する各組織の活動計画を十分に配慮に入れて、全教職員の共通理解と協力を基盤に指導計画を作成することが大切である。また、生徒の発達的な特徴を捉え、

生徒の希望や関心を知り、それに応じた指導計画を作成するとともに、必要に応じて、校内の活動のみでなく、他校との相互交流を図ったり、地域社会との連携を深めたりするなど、校外での活動への広がりを図る指導計画の作成にも留意することが望まれる。

生徒会活動の年間指導計画に示す内容としては、次のものが考えられる。

- 学校における生徒会活動の目標（身に付けさせたい資質・能力）
- 生徒会の組織と構成
- 活動時間の設定
- 年間に予想される主な活動
- 活動場所
- 活動に必要な備品、消耗品
- 危機管理や指導上の留意点
- 生徒会役員会、各委員会を指導する教職員の指導体制
- 評価 など

(6) 生徒会の組織

生徒会の組織は各学校の実情に即して作られるので、その名称や内容については学校により違いがあるが、一般的には、「生徒総会」及び「生徒評議会（中央委員会など）」、「生徒会役員会（生徒会執行部など）」、「各種委員会（常設の委員会や特別に組織される実行委員会など）」などの組織から成り立っている場合が多い。これらの組織の役割は、おおむね次のとおりになっている。

「生徒総会」は、全校の生徒による生徒会の最高審議機関であり、年間の活動計画の決定、年間の活動の結果の報告や承認、生徒会規約の改正など、全生徒の参加の下に、生徒会としての基本的な事項についての審議を行う。

「生徒評議会」は、生徒総会に次ぐ審議機関として、生徒総会に提出する議案などの審議、ホームルームや各種の委員会から出される諸問題の解決、ホームルーム活動や部活動などに関する連絡調整など、生徒会活動に関する種々の計画やその実施の審議に当たる。

「生徒会役員会」は、年間の活動の企画と計画の作成、審議を必要とする議題の提出、各種の委員会の招集など、生徒会全体の運営や執行に当たる。また、学校の生徒を代表する組織として、様々な取組の推進的な役割や学校の良さや特徴などの情報を学校外に発信するなどの役割を担う。

「各種の委員会」は、例えば、生活規律に関する委員会、健康・安全や学校給食に関する委員会、ボランティアに関する委員会、環境美化に関する委員会、さらに合唱祭や文化祭、体育祭などの実行委員会など、学校の実情や伝統によって種々設けられ、生徒会活動における実践活動の推進の役割を担っている。

このように生徒会の組織は、学校の全生徒に関わる広がりを持ち、その運営はホームルーム活動や他の生徒の諸活動とも深く関連するなど多面的である。生徒会活動の教育効果を高めるためには、生徒がそれぞれの役割を分担し、活動の計画を立てて自主的に

実践する場や機会が豊富であることが重要である。特に、高等学校においては、中学校での生徒会活動などの経験を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくことが求められる。そこで、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、協力し合う集団活動を進めるよう指導することが大切である。しかし、生徒の発達段階からいってもその計画や運営は決して容易なことではない。また、生徒会活動は、その活動内容・範囲が極めて広いので、生徒会活動を活性化し、その教育的価値を高めていくためには、教師の適切な指導と、活動に必要な場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

(7) 生徒会活動に充てる授業時数

生徒会活動に充てる授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章第2款の3及び5で、次のとおり示している。

3 (3) 各教科・科目等の授業時数等

オ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

カ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

5 通信制の課程における教育課程の特例

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の伸長に深く結び付く活動であり、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、ホームルーム活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会について年間を通じて計画的に確保するよう留意すべきである。

そのためには、例えば、各種の委員会の話合いの時間を、放課後等に定期的に設定するなど、生徒会活動の活性化を図る取組が重要である。また、活動計画を全校生徒に周知していく機会を設けていくことも大切である。学校全体、あるいは学年などを単位とした適切な指導計画と授業時数を充てることが大切であり、学校の創意工夫が望まれる。

また、生徒会役員選挙等では、選挙管理規則の周知、立候補に関する事務処理、選挙活動、立会演説会、投開票等に必要な時間を適切に充てるなど主権者教育の観点からの工夫が必要である。

なお、定時制及び通信制の課程においては、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合には、「ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。」とされている。これは第5章特別活動で取り組むべき内容に

ついて具体的に明示しており、定時制及び通信制の課程において、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとする事ができるとしたものである。学校においては、生徒会活動に関する今回の改訂の趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、生徒会活動の授業時数又は内容を適切に定める必要がある。

4 生徒会活動の内容の取扱い

学習指導要領第5章第3の2の(1)で、次のとおり示している。

(1) ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。

2 生徒会活動

(1) 生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする

生徒会活動は、「生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする」必要がある。具体的には、生徒が教師の適切な指導の下に、全校の生徒の活動であることを理解し、学校の諸問題について話し合い、生徒評議会や各種の委員会として意見をまとめ、合意形成したことについて自己の責任を果たし、実現できるようにする活動の機会を適切に設定することである。また、その活動内容が活発に展開できるように指導する必要がある。その際、学校全体の生活をよりよくするために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実することも大切である。

このことは、将来、多様な他者と協働しながら、地域の課題を自分のこととして捉えて主体的にその解決に関わり、社会に積極的に関わっていくために必要な資質・能力を育成するという主権者教育の視点からも重要である。

ここでの「適切な指導」とは、生徒の自発的、自治的な活動を助長する指導である。生徒会の役割や意義を生徒に十分理解させるよう指導するとともに、生徒を中心に置き、必要な情報や資料を十分に提供し、生徒の自主的な活動を側面から援助することが大切であり、受容的な態度で、根気よく継続して指導を続けることが必要である。また、活動の過程にあって起こってくる様々な問題や困難への対応についても、適切な指導を与えるようにすることが必要である。

また一方、この自発的、自治的な活動は特別活動の目標の達成のために必要な学習活動の形態の一つであり、その活動には、一定の制限や範囲があることについても生徒に理解させ、必要な場合には的確な助言や指示を行うなど適切に指導をしていくことが大切である。このような指導が効果的に行われていくためには、日頃から教師と生徒との触れ合いを深め、信頼関係を築いていくことが大切である。

生徒会活動においては、学校生活における課題を解決したり、学校生活をよりよくし

たりするための、生徒の自発的、自治的な諸活動を充実させる必要がある。そのためには、生徒会を構成する各組織が、校内の生活規律の充実や美化活動、あいさつ運動や遅刻防止運動など、具体的な目標を立て、よりよい学校生活づくりに参画するような取組を推進することが必要である。

① 集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動を充実する

集団における諸活動を充実させるためには、民主的な手続きとしての話し合い活動により、集団の総意の下に取り組むことが大切である。集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動の充実には、生徒会活動に生徒が自発的、自治的に取り組んだという自信と意欲につながることから、話し合いの意義や内容、方法、手順などを集団の成員が共通理解できるように、教師が適切に指導することが大切である。

集団としての意見をまとめるためには、集団の形成者に方針を周知するとともに、集団全体の多様な意見を吸い上げ、互いのよさや可能性を発揮し合わなければならない。そうした話し合い活動を進めていくためには、中学校での学級活動や生徒会活動における話し合い活動の経験を生かすとともに、担当の教師の指導の下、生徒会役員や各種の委員会の委員長等がリーダーシップを十分発揮して、話し合いの準備を進める必要がある。そのため、生徒会のリーダー研修会や会議運営の講習会等を計画的に実施していくことも考えられる。

また、生徒総会や行事等の実行委員会、各種の委員会での話し合い活動を充実させるためには、各ホームルームにおける話し合い活動が重要な役割を担うことになる。そのためにも、生徒会活動とホームルーム活動とを十分に関連させながら指導することが大切である。

② 自分たちできまりをつくって守る活動を充実する

高校生期には、規範意識の社会的意義を十分に理解し、主体的に集団のルールをつくり、守ることについて自覚と責任が求められる。学校生活上の問題を解決するために、学校生活を充実・改善するために、また自主的な学校生活の充実と向上のために、きまりをつくることが大切である。自分たちが、学校や学年のきまりをつくって守る活動を行うことで、自発的、自治的に活動に取り組む態度が育ち、次の活動への自信と意欲にもつながる。そこで、学校生活における課題を解決するための活動や、学校生活を充実・向上させるための実践的な活動などを、教師の適切な指導の下で、生徒会役員会や各種の委員会及びホームルームなどが連携し合って創意工夫していくようにすることが大切である。

具体的には、学校生活の規律を守るためのきまり、校内の美化を保持するためのきまりなどをつくって守る活動が考えられるが、これらの活動は、各種の委員会や学年などの限られた集団だけで取り組むのではなく、生徒会全体として生徒一人一人ができることは何かを考えていくことが大切で、それが生徒の役割の自覚と責任の遂行につながる。ここでも教師の働きかけが重要で、担当の教師同士が連携し、生徒が自主

的、自発的に活動していると実感できる指導が必要である。

③ 人間関係を形成する力を養う活動を充実する

生徒会活動は、ホームルームや学年の枠を超えて、異年齢の人と関わるという特質をもっている。具体的には、生徒総会や各種の委員会など、他の学年の人と関わる活動、ボランティア活動など、学校外の人と関わる活動が考えられる。こうした活動を生徒が自発的、自治的に行うことを通して、学校生活をより豊かな充実したものにするとともに、生徒一人一人が人間関係の構築や自主性、自発性の伸長を図り、自主的、実践的な態度を高め、豊かな人間形成を図っていくことが望まれる。

そこで、生徒会の活動においても、人との関わりや人の在り方生き方を学ぶなど、人間関係を形成する力を養う活動を意識して指導することが大切である。そのためには、リーダー研修会や各種委員会で社会的な礼儀・作法等の向上に関わる研修、そのための広報活動の充実などの工夫も考えられる。

(2) 内容相互の関連を図るようになる

自発的、自治的な活動が積極的に展開されるためには、第一に、活動に必要な場や機会について入学や卒業までに計画的に確保できるよう各学校が工夫することが大切である。例えば、「生徒総会」や「生徒会役員選挙」、「新入生を迎える会」や「卒業生を送る会」などの生徒会の行事は、その準備の時間も含め、ホームルーム活動や学校行事などとの関連も図って、学校の年間計画の中に位置付けることも必要となる。また、生徒評議会や各種の委員会の活動については、ホームルーム活動との関連を図り、特定の曜日などを決めて開催したり、その活動内容を発表する機会をもつようにしたりするなどの工夫が一層必要である。さらに、学校生活の充実や改善・向上を図るための活動としての生徒集会やボランティア活動などについても、学校の創意を生かし内容相互の関連を図るような工夫が大切である。

(3) 異年齢集団による交流

学習指導要領第5章の第3の2で、次のとおり示している。

(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

生徒会活動としては、生徒総会や各種の委員会など校内における「異年齢集団による交流」と、地域のボランティア活動への参加、他校や他校種との交流、地域の人々との交流など、生徒の学校生活全体の充実・向上に結び付くような校外の活動も、その活動内容として挙げられる。

もちろん、生徒会活動としては、学校内の活動がまず挙げられるが、高校生の発達の段階から見て、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることは望ましいことである。

特に、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参画に関する活動は、生徒が地域社会の形成者であるということの自覚と役割意識を深め、人間尊重の精神に立って社会の中で共に生きる豊かな人間性を培うとともに、自分を見つめ直し自己実現に向かって人生を切り拓く力を育む上で大切な活動である。

具体的な活動の工夫としては、生徒会の呼び掛けなどによるボランティア活動、例えば、地域の福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、また、有意義な社会的活動への参加・協力（地域の文化・スポーツ行事、防災や交通安全など）、さらに、学校間の交流、幼児や高齢者との交流、障害のある人々などとの交流及び共同学習など、地域や学校、生徒の実態に応じて多様な活動が考えられる。

こうした学校外の活動については、その教育的ねらいを十分に吟味し、学校の教職員全体の共通理解と適切な指導の下に、家庭や地域との連携・協力を十分に図りながら、生徒の自主的、自発的な活動が助長されることが必要である。

(4) その他の指導上の留意事項

生徒会活動の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

- ア 教師の適切な指導の下に、生徒が主体的に考え、判断し、自主的に実践し、さらに活動の結果についても自ら評価し、生徒会活動全体の充実や改善・向上を図ることができるようにすること。このため、生徒会の各組織が活動計画を作成する際には、各ホームルームなどの意見を十分に取り入れるようにすること。
- イ 生徒会の組織は、学校や生徒の実態に即して適切に定め、個々の生徒のもつ考えや意見を十分に反映し、学校生活における規律と、望ましい校風を築く活動となるようにすること。なお、生徒会役員選挙等では、選挙管理全般を生徒自らが主体的に行えるよう工夫し、生徒が生徒会の一員としての自覚を高められるような活動が重要である。
- ウ 生徒会活動においては、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒に生徒会組織の一員としての自覚をもたせ、中学校での生徒会活動で身に付けた態度や能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすること。また、活動内容・範囲が広いので、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営すること。
- エ 活動の計画や内容は、生徒会の会報や生徒会だよりの発行、校内放送や掲示板の活用などの広報活動を通して、常に全校生徒に周知するとともに、新入生に対して、生徒会活動への理解を深める機会を設けるなど、生徒会活動についての関心や意識を高めるように工夫すること。
- オ 全校又は学年の集会を計画する際には、各ホームルームの意見や希望を尊重する。さらに、生徒それぞれの役割を分担するとともに、参加する生徒に集会のねらいを明

確に示し、協力し合う集団活動が進められるようにすること。

カ 生徒会役員会や各種の委員会等における活動目標の設定や活動計画の作成，実施方法の決定などが，生徒の自発的，自治的な活動として適正に行われるよう適切な指導を行うこと。

キ 生徒会活動のねらいが達成できるよう，生徒会活動と，ホームルーム活動及び学校行事等との関連を十分に図るようにすること。

ク 教職員の協力体制を確立するとともに，活動内容に応じて，積極的に家庭や地域との交流が進められるよう適切に指導すること。また，学校外の活動では，生徒の安全配慮に十分留意すること。

第3節 学校行事

1 学校行事の目標

学校行事の目標は、学習指導要領第5章第2の1「目標」で次のとおり示している。

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として行われる活動である。「全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し」とは、学校行事が、ホームルームの集団だけではなく、全校や学年などの大きな集団で、生徒が協力して行う活動であることを示している。ここで言う「全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団」とは、例えば、ホームルームの集団だけではなく、全校や学年及び学科などの生徒を成員とした大きな集団で行う活動であることを示し、異なる複数の学年を組み合わせた異学年で構成される集団で行うものなど様々な形が含まれる。これらの集団において、学校行事の事前の計画・準備・実践・事後の活動に分担して取り組んだり、活動をよりよくするための意見や考えを出し合ったり話し合ったり、課題や困難な状況を乗り越え、解決したりすることを示している。

「よりよい学校生活を築くための体験的な活動」とは、日常の学校生活に秩序と変化を与え、学校生活を更に充実、発展させるための実践を通して、地域や自然と関わったり、多様な文化や人と触れ合ったりすることを示している。

「集団への所属感や連帯感を深め」とは、学校行事の実践において、全校や学年などの大きな集団の構成者であることを自覚し、集団における人と人との触れ合いやつながりを深めていくことを示している。

「公共の精神を養い」とは、学校行事において、個人の尊厳が重んじられるとともに、他者を重んじる態度を養い、主体的にその形成に参画することを示している。また、この「公共の精神を養い」は、教育基本法第二条（教育の目標）第三号の「公共の精神に基づき」を受けて、第1章総則第1の2の(2)において「公共の精神を尊び」と表されたことと併せて位置付けられた。

学校行事においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 各学校行事の意義や行事における活動のために必要なことを理解するとともに、規律ある行動の仕方や習慣を身に付けるようにする。
- 学校行事を通して集団や自己の生活上の課題を結び付け、人間としての在り方生き方について考えを深め、場面に応じた適切な判断をしたり、人間関係や集団をよりよく形成したりすることができるようになる。
- 学校行事を通して身に付けたことを生かして、集団や社会の形成者としての自覚を深

め、多様な他者を尊重しながら協働し、公共の精神を養い、よりよい生活をつくろうとする態度を養う。

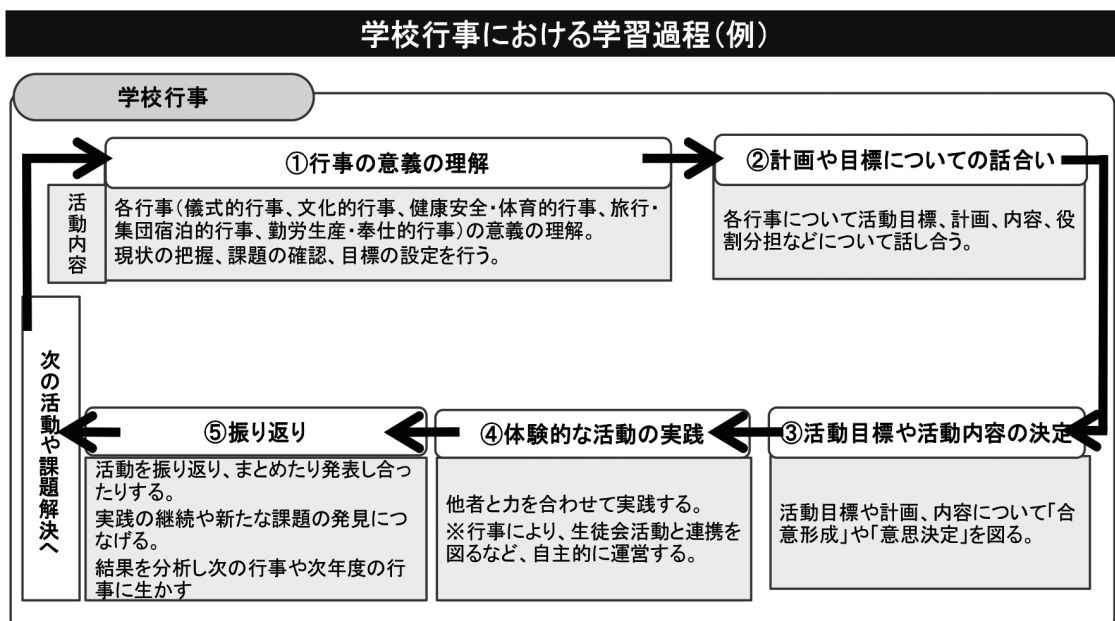
学校行事においては、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力して行う、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して身に付けたことを生かして、学校や社会への所属意識をもち、多様な他者を尊重し、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする連帯感を養うことができる。学校集団としての活力を高め、生徒の学校生活に張りをもたせることができる。さらには、学校の文化や伝統及びよりよい校風をつくり、愛校心を高めることにもつながる。

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。したがって、一連の過程を通して、学校行事の意義を十分に理解した上で、教師の適切な指導により、行事の特質や、生徒の実態に応じて、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。

学校行事は、それぞれ異なる意義をもつ行事の総体であるため、育成される資質・能力や、その過程も様々である。学校行事の目標に掲げられている資質・能力は、「行事の意義の理解」、「計画や目標についての話し合い」、「活動目標や活動内容の決定」、「体験的な活動の実践」、「振り返り」といった実践も含めた全体の学習過程の中で育まれると言える。

全校若しくは学年又はそれらに準ずる大きな集団の中で、生徒自身が、学校生活の充実を図り、人間関係をよりよく形成するという学校行事の意義を理解した上で、目標を設定したり課題を見いだしたりする。また、その課題の解決を目指し、考え、話し合い、全校や学年などの大きな集団による活動や体験的な活動に、自主的、実践的に協力して取り組む。さらに、実践したことを振り返って自他のよさに気づき、認め合ったり、新たな課題を見いだしたりするなど、人間としての生き方についての自覚を深め、学校生活の更なる向上を目指していく。

こうした学校行事の具体的な活動の過程は、例えば次のように表すことができる。



● 2 学校行事の内容

学習指導要領第5章第2の2「内容」で、次のとおり示している。

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに関する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

この「体験的な活動」、あるいは「学校生活に秩序と変化を与え」とは、他の教育活動では容易に得られない教育的価値を実現する内容としての学校行事の特質を述べたものである。特に、学校行事における様々な体験は、生徒の心を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育む機会になるとともに、ホームルーム集団はもとより学年や全校の集団を育成し、よりよい人間関係を形成する上でも効果的な場となる。

また、この体験的な活動は、ともすると単調になりがちな学校生活に望ましい秩序と変化を与え、折り目を付け、より生き生きとした生活を実現することになる。

学校行事の種類には、それぞれの意義や特質がある。各行事の実施に当たっては、生徒が各行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解するとともに、自分の目標

を意識して体験的な活動に参加し、主体的に考えて実践できるよう、事前に十分な指導を行う必要がある。

「学校生活の充実と発展」は、学校行事だけで達成できるものではない。学校行事も他の教育活動と相まって高等学校教育の目標の達成を目指すものである。したがって、学校行事が他の教育活動における学習なり経験なりを総合的に取り入れ、その発展を図り、効果的に展開されるようにする必要がある。また、日常の各教科・科目等の学習を充実したものによって学校行事も成果をあげ、学校教育全体の調和を図り真に学校生活を豊かな実りあるものにするのである。

これらのことを踏まえ、学習指導要領には、入学から卒業までに取り組むべき次の五つの種類の内容を示している。それぞれの種類の行事のねらいや実施上の留意点は次のとおりであるが、生徒の入学から卒業までを見通した学校としての全体的な計画の下に実施することが必要である。

(1) 儀式的行事

① 儀式的行事のねらいと内容

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

儀式的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

生徒の学校生活に一つの転機を与え、生徒が相互に祝い合い励まし合って喜びを共にし、決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付けを行い、学校、社会、国家などへの所属感を深めるとともに、厳かな機会を通して集団の場における規律、気品のある態度を育てる。

儀式的行事においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 儀式的行事の意義や、場面にふさわしい参加の仕方について理解し、厳粛な場における儀礼やマナー等の規律や気品ある行動の仕方などを身に付けるようにする。
- 学校生活の節目の場において将来を見通したり、これまでの生活を振り返ったりしながら、新たな生活への自覚を高め、気品ある行動をとることができるようにする。
- 厳粛で清新な気分を味わい、行事を節目としてこれまでの生活を振り返り、新たな生活への希望や意欲につなげようとする態度を養う。

儀式的行事は、一般的に全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う教育活動であり、その内容には、入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式などが考えられる。

② 実施上の留意点

- ア 儀式的行事は学校の教育目標との関連を図り、実施する個々の行事のねらいを明確にし、行事を通して育成する資質・能力を系統的・発展的に整理すること。また、これを生徒に十分に理解させるとともに、できる限り生徒会と連携し、生徒に多様な役割を分担させ、使命感や責任感の重要性についての自覚を深める機会とすること。
- イ 儀式的行事の教育効果は、生徒の参加意欲とその儀式から受ける感銘の度合いによって大きく左右される。したがって、いたずらに形式に流れたり、厳粛な雰囲気をも損なったりすることなく、各行事のねらいを明確にし、絶えず行事の内容に工夫を加えること。
- ウ 儀式の種類によっては、単に学校や地域社会の一員としての連帯感の育成にとどまらず、国民としての自覚を高めるとともに、広く国際理解や人類愛の精神の涵養に役立つ機会とすること。
- エ 入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱すること。その取扱いについては、本解説第4章第3節「入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い」を参照すること。
- オ 行事参加への心構えや、行事を主体的に受け止め、自己の生活改善のきっかけにできるよう、事前の準備の段階からの指導の工夫をすること。

(2) 文化的行事

① 文化的行事のねらいと内容

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

文化的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

生徒が学校生活を楽しく豊かなものにするため、互いに努力を認めながら協力して、美しいもの、よりよいものをつくり出し、互いに発表し合うことにより、自他のよさを見付け合う喜びを感得するとともに、自己の成長を振り返り、自己のよさを伸ばそうとする意欲をもつことができるようにする。また、多様な文化や芸術に親しみ、美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てる。

文化的行事においては、例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

- 他の生徒と協力して日頃の学習や活動の成果を発表したり、美しいものや優れたものを創り出し、自ら発表し合ったり、芸術的なものや伝統文化を鑑賞したりする活動に必要な知識や技能を身に付けるようにする。
- 他の生徒と協力して日頃の学習や活動の成果を発表したり、美しいものや優れたもの、芸術的なものや地域や我が国の伝統文化に触れたりして、自他の個性を認め、互いに高め合うことができるようにする。
- 生涯にわたって、多様な文化芸術に親しむとともに、集団や社会の形成者として

伝統文化の継承や新たな文化の創造に寄与しようとする態度や、自己の成長を振り返り、自己を一層伸長させようとする態度を養う。

文化的行事には、生徒が各教科等における日頃の学習や活動の成果を総合的に発展させ、発表し合い、互いに鑑賞する行事と、外部の文化的な作品や催し物を鑑賞するなどの行事とがある。前者には、文化祭（学校祭）、音楽会（合唱祭）、弁論大会などがあり、後者には、音楽鑑賞会、映画や演劇の鑑賞会、伝統芸能等の鑑賞会や講演会などが考えられる。

② 実施上の留意点

- ア 日頃の学習活動の成果の発表を通して、各教科・科目等で習得した知識や技能を更に深めさせるとともに、発表する能力を育てたり、他者の発表等を見たり聞いたりする際の望ましい態度を養うこと。また、自己の成長を振り返り、自己を一層伸長させようとする意欲を高める自己評価の在り方を工夫すること。
- イ 様々な文化的な活動を通して個性を伸ばし、自主性、創造性を高めるとともに、目的に向かい協力してやり遂げることにより成就感や連帯感を味わい、責任感と協力の態度を養うこと。また、異学年相互の交流を図りながら、学校独自の文化と伝統を継承し、特色ある学校づくりを推進するとともに、生徒の学習活動の成果を学校の内外で発表することにより、家庭や地域の人々との交流を深め、学校への理解と協力を促進する機会とすること。
- ウ 本物の文化や芸術に直接触れる体験を通して、情操を高め、豊かな教養の育成に資するとともに、生涯にわたって、文化や芸術に親しんだり、集団や社会の一員として伝統文化の継承に寄与しようとする態度を育むこと。
- エ 生徒の発達の段階や実態に配慮し、生徒の希望や意見を生かし、この行事の一部については、生徒が自ら活動の計画を立て、意欲的に活動できるように援助すること。
- オ 文化的行事の中には、事前の準備や事後の片付けにある程度の時間を必要とするものもあるが、生徒に過重な負担の掛かることのないように配慮するとともに、秩序ある活動を進め、調和のとれた指導計画を作成すること。

(3) 健康安全・体育的行事

① 健康安全・体育的行事のねらいと内容

健康安全・体育的行事については、学習指導要領第5章第2で、次のとおり示している。

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の^{かん}涵養、体力の向上などに資するようにすること。

健康安全・体育的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

生徒自らが自己の発育や健康状態について関心をもち、心身の健康の保持増進に努めるとともに、身の回りの危険を予測・回避し、安全な生活に対する理解を深める。また、体育的な集団活動を通して、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。さらに、生徒が運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図る。

健康安全・体育的行事においては、例えば次のとおりの資質・能力を育成することが考えられる。

- 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等の非常時から身を守ることの意義を理解し、必要な行動の仕方などを身に付ける。また、体育的な集団活動の意義を理解し、規律ある集団行動の仕方などを身に付けるようにする。
- 自己の生活を振り返り、健康、安全、防災、運動や体力の向上に関する課題と解決策について考え、他者と協力して、適切に判断し行動することができるようにする。また、運動することのよさについて考え、集団で協力して取り組むことができるようにする。
- 生涯にわたって、心身ともに健康で安全な生活を実践したりしようとする態度を養う。また、運動に親しみ、体力の向上に積極的に取り組もうとする態度を養う。

健康安全・体育的行事としては、健康診断、疾病予防、薬物乱用防止指導、防犯指導、交通安全指導、避難訓練や防災訓練、健康・安全に関する意識や実践意欲を高める行事、体育祭（運動会）、各種の球技大会や競技会などが考えられる。

これらの行事の中には、学校保健安全法や消防法の規定に従って実施されるものもあるが、いずれも学校教育の内容として取り上げる以上、それぞれのねらいを明らかにし、教育的な価値を十分に生かすように配慮することが大切である。

② 実施上の留意点

ア 健康安全に関する行事において、例えば、健康診断を実施する場合には、健康診断や健康な生活のもつ意義、人間の生命の尊さ、異性の尊重、健康と環境との関連などについて、ホームルーム活動、生徒会活動及び各教科・科目などの内容との密接な関連を図り、健康・安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。

その際、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにするとともに、事後においては、例えば、体に疾病などが発見された生徒の措置、事故や災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。

イ 健康安全に関する行事については、最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

ウ 体育に関する行事においては、生徒の活動の意欲を高めるように工夫するとともに、全体として調和のとれたものとし、特に生徒の負担の度合いなどに慎重に配慮すること。また、学校全体として、健康や安全についての指導の徹底を期すること、特に事故の発生の際に備えて、その防止、万一の場合の準備や緊急時の対策などについても、あらかじめ十分に配慮すること。

エ 体育に関する行事を実施する場合には、運動に親しみつつ体力を向上させるというねらいが十分に達せられるようにするとともに、教育的な価値を発揮するように努めること。また、日頃の学習の成果を学校内外に公開し、発表することによって、学校に対する家庭や地域社会の理解と協力を促進する機会とすること。

なお、この行事には、家庭や地域との結び付きの強いもの、他校や他機関との関連において実施するものなどがある。これらの機会を通して、相互の理解や連携を促進することはもとより、積極的に改善を図るなど、学校行事として、また生徒の集団活動としての教育的価値を高めるようにすること。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

① 旅行・集団宿泊的行事のねらいと内容

旅行・集団宿泊的行事については、学習指導要領第5章第2で、次のとおり示している。

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

旅行・集団宿泊的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実発展させる。また、校外における集団活動を通して、教師と生徒が寝食を共にすることによって、教師と生徒、生徒相互の人間的な触れ合いや信頼関係の大切さを経験し、楽しい思い出をつくることことができる。さらに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、集団生活のきまりや社会生活上のルールについて考え、実践し、互いを思いやり、共に協力し合ったりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を育てる。

旅行・集団宿泊的行事においては、例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

- 豊かな自然や文化・社会に親しむことの意義を理解するとともに、校外における集団生活の在り方や社会生活上のルール、公衆道徳などについて理解し、必要な行動の仕方を身に付けるようにする。
- 日常とは異なる生活環境の中での集団生活の在り方や公衆道徳について考え、学校生活や学習活動の成果を活用するように考えることができるようにする。

- 日常とは異なる環境や集団生活において、自然や文化・社会に親しみ、新たな視点から学校生活や学習活動の意義を考えようとする態度を養う。

旅行・集団宿泊の行事としては、遠足、修学旅行、集団宿泊、野外活動などが考えられる。

② 実施上の留意点

- ア 生徒の自主的な活動の場や機会を十分に考慮し、生徒の役割分担、生徒相互の協力、きまり・約束の遵守、人間関係を深める活動などの充実を図ること。また、文化的行事や健康安全・体育的行事、勤労生産・奉仕的行事との関連などを重視して、単なる物見遊山に終わることのない有意義な旅行・集団宿泊の行事を計画・実施するよう十分に留意すること。
- イ 指導計画の作成とその実施に当たっては、行事の目的やねらいを明確にした上で、その内容に応じて各教科・科目、総合的な探究の時間、ホームルーム活動などとの関連を工夫すること。また、事前の学習や、事後のまとめや発表などを工夫し、体験したことがより深まるような活動とすること。
- ウ ホームルーム活動などにおいて、事前に、目的、日程、活動内容などについて指導を十分に行い、生徒の参加意欲を高めるとともに、保護者にも必要事項について知らせること。
- エ 実施に当たっては、地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫し、十分に自然や文化などに触れられるよう配慮すること。
- オ 生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに充分配慮し、学校や生徒の実態を踏まえた活動となるよう工夫すること。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をすること。また、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにすること。(なお、計画の実施に関しては、「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」(昭和43年10月2日付け、文初中第450号文部省初等中等教育局長通達)、「修学旅行における安全確保の徹底について」(昭和63年3月31日付け、文初高第139号文部事務次官通達)などを参照すること。)

(5) 勤労生産・奉仕的行事

① 勤労生産・奉仕的行事のねらいと内容

勤労生産・奉仕的行事については、学習指導要領第5章第2で、次のとおり示している。

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに関する体験が得られるようにするとともに、共に助

け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

勤労生産・奉仕的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

学校内外の生活の中で、勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって、勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる。

勤労生産・奉仕的行事においては、例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

- 勤労の意義と尊さ、社会的・職業的な自立について理解し、ボランティア活動などの体験活動の仕方について必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- 勤労生産や奉仕に関して集団や社会に必要なことを見だし、自分のできることを判断し、多様な他者とともに考え、協働して実践できるようにする。
- 進んで勤労生産や奉仕に関わる活動に積極的に取り組み、人間としての在り方生き方に関する自覚を深めたり、勤労観や職業観を醸成したりして、社会に貢献しようとする態度を養う。

勤労生産・奉仕的行事としては、就業体験活動、各種の生産活動、上級学校や職場の訪問・見学、全校美化の行事、地域社会への協力や学校内外のボランティア活動などが考えられる。

生徒の発達の段階や、卒業後の主体的な進路選択等を踏まえると、高等学校段階においては、就業体験活動を重点的に推進することが望まれる。これまで主に高等学校卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開が期待される。

② 実施上の留意点

ア 指導計画の作成とその実施に当たっては、行事の目的やねらいを明確にした上で、その内容に応じて各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、学校教育全体として豊かな教育活動を構築するよう十分留意すること。また、事前の活動や、事後のまとめや発表などを工夫し、体験したことがより深まるような活動を工夫すること。

イ 今日の高校生の生活の実態や社会の要請からみて、学校行事における就業体験活動など、勤労観や職業観を育成する活動は、学校教育全体として行うキャリア教育の一環として位置づけ、自己の能力・適性等についての理解を深め、職業や進路、人間としての在り方生き方にかかわる啓発的な体験が行われるようにすること。就

業体験活動やボランティア活動などについては、その教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行われるよう努めること。なお、各学校で職業教育を実施するに当たっては、キャリア教育の推進の観点から、各教科・科目、総合的な探究の時間や特別活動において、産業現場における長期間の実習を取り入れること。

ウ 学校行事におけるボランティア活動は、生徒がボランティア活動について学んだり、体験したりして、ボランティア精神を養い、自己の生き方を見つめ、将来社会人としてボランティア活動に積極的に参加していく意欲や態度を養うことに意義があり、ボランティア教育（ボランティア学習）を含めた教育活動として広く捉えること。その際、生徒の自主性・主体性が発揮されるように工夫すること。

エ 生徒の発達の段階や特性、これまでの経験などに留意しながら、生徒の入学から卒業までを見通した学校としての計画的、系統的な教育活動の展開を図ること。また、家庭や地域の人々、関係機関、事業所や企業、ボランティア関係団体、社会教育施設、自治会等との連携を深め、豊かな教育活動を進めること。

オ 就業体験活動や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては、生徒の心身の発達の段階や適性等を考慮して計画し、実施すること。その際、生徒の安全に対する配慮を十分に行うこと。

3 学校行事の指導計画

学習指導要領第5章第3の1の(2)で、次のとおり示している。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

学校行事の指導計画については、特別活動の全体計画に基づき、各種類の学校行事の特質を踏まえ、特に次のようなことを配慮した年間指導計画を作成する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

学校行事は、各学校の創意工夫を生かしやすく、特色ある学校づくりを進める上でも有効な教育活動であるので、全教職員が共通理解を深め、協力してよりよい計画を生み出すようにすることが大切である。具体的には、学校の教育目標や指導の重点、地域の特色や学校の伝統などから、行事の重点化を図るなど自校の実態に即した特色ある学校行事の指導計画を作成することである。

例えば、学校の教育目標やその年度の指導の重点が「責任を自覚し、粘り強く取り組む生徒」であれば、その具現化を図るために、各教科・科目等における授業の改善や学校生活全体での心の教育の充実とともに、道徳教育の充実を図る観点から勤労生産・奉仕的行事の充実を図ることも考えられる。このことによって、「責任を自覚し、粘り強く取り組む生徒」に向けて生徒の平素の生活態度の向上の契機とすることが期待できる。このように、学校行事の年間指導計画作成に当たっては、学校の教育目標の実現を図る教育活動の一つとして十分に検討することが大切である。

「ホームルームや学校、地域の実態などを考慮する」とは、学校の規模の大小、指導に当たる教師の組織や特質をはじめ、体育館や運動場などの施設や設備の実態、更に学校の所在する地域の自然的、地理的、文化的な環境、施設・設備の状況、地域の人々の学校教育への理解と協力の可能性、及びこれらについての今後の見通しなどについて配慮することを示している。

「生徒の発達の段階などを考慮する」とは、学年ごとの生徒の心身の発達の状況に応じて学校行事への参加、協力の可能性や程度、学校行事の種類の特質などに応じての自主的な活動の可能性や程度などを十分に把握して指導計画を作成する必要がある。特に生徒の健康・安全に留意し、無理のない活動ができるように配慮することを示している。

また、学校行事については、生徒の入学から卒業までを見通し、学校全体としての計画的、発展的な指導計画を作成することが必要なことはもとより、中学校段階での学校行事の成果や生徒の経験を生かしてより発展的な教育活動を展開していくことが必要である。

(2) 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

学校行事の指導においても、生徒が積極的に活動できるようにするため、事前・事後の指導について十分に留意し、指導の効果を高めるように配慮する。その際、学校行事の種類によって、生徒の意見や希望も指導計画に反映させるとともに、生徒の自主的な活動も可能な限り行えるよう配慮し、生徒が主体的に参加できるようにすることが大切である。

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が参加し協力することによって行われる教育活動である。また学校行事は、内容の種類や特質に応じて生徒の自主的な参加の仕方や程度は異なるが、多くの行事では、生徒による自発的な活動を幅広く取り入れることができる。

具体的には、文化祭などにおいては、積極的に自分たちで作上げていこうとする自主的、実践的な活動が期待できる。したがって、行事の特質や、生徒の実態に応じて、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。その際、放任になることがないよう、また、発達の段階からいって生徒が活動のために必要な基礎的な知識や技能を十分身に付けていない場合もあるので、教師の適切な指導・助言が当然必要である。さらに、生徒が行事の意義を十分に理解した上で、自発的に参加し協力できるように指導することが大切である。

また、ホームルーム活動(1)ホームルームや学校における生活作りへの参画の「ウ学校における多様な集団の生活の向上」において、例えば体育祭や文化祭などの内容の一部において、ホームルームとして取り組むことを話し合い、生徒の創意工夫を生かすということも考えられる。その場合、行事に向けた単なる準備や片付けなどの時間にならないように十分留意する必要がある。さらに、生徒会活動の内容(2)学校行事への協力において、生徒会の立場から自主的、積極的な協力ができるようにすることが考えられる。

(3) 内容相互及び各教科・科目及び総合的な探究の時間などの指導との関連を図る

学校行事においては、「第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る」ことが大切である。具体的には、特別活動の他の内容や各教科・科目等で身に付けた資質・能力などを、学校行事においてよりよく活用できるようにすることである。また、学校行事で身に付けた資質・能力を各教科・科目等の学習に生かすことである。

特に学校行事は、平素の教育活動の総合的な発展の場であるから、日常の教育活動の成果が生かされるようにすることが大切である。したがって、学校行事の指導計画も、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の他の内容などの指導計画と有機的に関連し合うように作成することが大切である。

さらに、その際、総合的な探究の時間や各教科・科目等において行われる入学から卒業までにわたる体験活動の相互の関連やバランスを考えるとともに、接続する中学校において実施された体験活動との関連にも留意し、よりよい集団づくりを進めていく上で、価値ある学校行事が重点化して行われるよう配慮する必要がある。

(4) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

学校行事において、体験的な活動を効果的に展開するために、家庭や地域の協力を得たり、社会教育施設を活用したりするなどの工夫をすることが大切である。

例えば、学校が地域社会と協力して教育効果を上げるために、学校の教育について積極的に地域の人々に対して学校行事を公開し、理解してもらう必要がある。そのため、文化的行事や健康安全・体育的行事などを実施する際に、地域社会の人々が参観しやすいように、期日などを考慮して計画することも必要である。地域の伝統文化に触れる活動や地域の行事と学校行事との関連を図って実施するなどの工夫も考えられる。

また、勤労生産・奉仕の行事などを実施する際には、保護者や地域の関係団体の協力

を得るなど地域の人々との連携を図ったり、家庭への積極的な参加を呼び掛けたりしながら、生徒の体験的な活動を豊かなものとするように計画することも望ましい。

さらに、学校行事の計画に当たっては、学校の所在する地域の特性を十分に考慮することが大切である。市街地で生活する生徒の多い学校、地域の社会教育施設に近接した学校、自然に恵まれた地域の学校、国際理解教育をはじめとする多様な文化との交流が盛んな地域の学校など、学校の所在するそれぞれの地域の特性を考慮し、内容を工夫する必要がある。

(5) 生徒指導の機能を生かす

学習指導要領第5章第3の1で、次のとおり示している。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

学校行事は生徒の学校生活の流れに望ましい変化をもたらし、学校生活に色彩を添え、折目目を付け、学校生活をより豊かなものにするという意義を有している。さらに、生徒が協力して活動することによって、成就感や充足感を味わうことができる教育活動である。

学校行事を通して生徒が確かな自己存在感をもつとともに、自己実現の喜びを味わうことができるようにするために、学校行事における事前から事後にかけての活動の過程において、全ての生徒が何らかの役割や分担をもち、それを自己の選択や判断に基づいて遂行する体験を重ねることができるよう配慮することが大切である。そのためには、生徒一人一人が行事中での人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にもった指導計画の作成が大切である。

また、学校行事においては、他のホームルームや学年の生徒との接触や交流が行われるとともに、通常のホームルーム生活だけでは得られない、幅広い人間関係を経験することができる。このことは、学校の中で起こりがちな他の学年やホームルームなどに対する排他的な態度や感情が生ずることを防ぎ、よりよい人間関係を育てることにつながるものであり、学校行事においても生徒指導の機能を生かすことが望まれる。

(6) 年間指導計画の作成

学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団による教育活動である。したがって、その実施に当たっては、学校の全教職員が行事の目標や指導の重点などを共通理解し、一体となって指導に当たらなくてはならないことから、全教職員が関わって入学から卒業までを見通した適切な年間指導計画を作成し、学校全体の協力的な指導体制を確立して、組織的に指導に当たる必要がある。

学校行事の指導計画には、年間の学校行事全体にわたる年間指導計画と個々の行事に

ついでにより具体的な個別の行事指導計画がある。

年間指導計画には、学期ごと、月ごとなどに、実施予定の行事名、指導時数、参加の対象、目標及び育成したい「資質・能力」、実施の内容、他の教育活動との関連などを取り上げるのが通例である。これらのほかに、行事全体の実施に要する経費や、学校の施設・設備の活用の計画や危機管理、評価の観点など必要である。

また、個別の行事指導計画においては、ねらい及び育成したい「資質・能力」、内容（事前、当日、事後）、実施の時期、場所、時間、指導上の留意事項、評価の観点などを取り上げるのが一般的である。このほか、所要経費や準備日程、役割分担などを明確にした、実施上の具体的な計画が必要である。

(7) 学校行事に充てる授業時数

学校行事の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章第2款の3で、次のとおり示している。

(3) 各教科・科目の授業時数等

オ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

学校行事は、体験的な活動を通して、特別活動の目標を達成していく学校全体の教育活動である。そこでは、生徒の安全の確保等にも十分配慮しつつ、学習指導要領に示された学校行事のねらいが実現できるよう、各教科・科目等との関連も図りつつ、各学校が創意工夫を発揮して適切な授業時数を充てる必要がある。

なお、学校行事については、勤労生産・奉仕的行事や旅行・集団宿泊的行事などで様々な体験活動が取り組まれているが、それらは特別活動以外の他の教育活動との関連を図って実施されている場合もある。例えば、就業体験活動などが、総合的な探究の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な探究の時間の趣旨を踏まえ、自己の生き方を考える学習活動として行われる場合があるが、このような就業体験活動は、同時に「勤労の尊さや職業に関わる啓発的な体験が得られるようにする」という特別活動の勤労生産的な行事と同様の成果も期待できる場合も多い。その際は、特別活動と総合的な探究の時間のそれぞれの特質を生かし、活動のねらいを明確にした上で、各学校の教育の全体像を踏まえて両者の活動を有機的に関連させ、より教育的意義の高い教育活動を構築することが必要である。

● 4 学校行事の内容の取扱い

学習指導要領第5章第2の3の(1)で、次のとおり示している。

(1) 生徒や学校、地域の実態に応じて、内容に示す行事の種類ごとに、行事及びその内

容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実させるとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

(1) 学校行事の内容の取扱いに関する留意事項

ア 行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図る

各学校においては、学校行事の目標を達成するにふさわしい個々の行事を種類ごとに精選したり、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、各種類に教育上必要とされるものに精選したりすることが大切である。また、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど学校の創意工夫を生かして実施する必要がある。

そこで、学校行事には、各種類に多様な内容が含まれていることから、学校の方針や学年の発達の段階に即して取り上げる内容を絞るなど重点化や内容の統合が必要になる。

例えば、文化的行事の例として、文化祭（学校祭）、音楽会（合唱祭）、弁論大会、音楽鑑賞会、映画や演劇の鑑賞会、伝統芸能等の鑑賞会や講演会などが考えられるが、その全てを行うことは適切ではない。そこで、生徒が各教科・科目等における日頃の学習の成果を総合的に発展させ、発表し合い、互いに鑑賞し合う行事として文化祭を実施し、生徒の手によらない作品や催し物を鑑賞する行事として地域の伝統文化等の鑑賞会を実施するなど、重点化することである。

学校行事における「行事間の関連を図る」とは、別々の学校行事を同じ時期に実施するなど指導の関連を図り、より効果的、効率的に学校行事の目標を追求しようとすることである。例えば、儀式的行事の教職員の離任式において、音楽会の成果を生かして、生徒の合唱曲を披露するなどの関連である。

学校行事における「行事間の統合」とは、別々の学校行事を一つの学校行事に組み合わせるなど、学校行事に充てる授業時数を精選し、より効果的、効率的に目標を達成しようとすることである。例えば、旅行・集団宿泊的行事において集団宿泊を行う場合、登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的行事として清掃活動を行うなど、旅行・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施することが考えられる。

なお、その際、学習指導要領において、勤労生産・奉仕的行事については、「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること」と示されていることから、勤労の尊さを体得する内容だけでなく生産の喜びを体得する内容の学校行事を別に実施する必要があることに留意する必要がある。その際、その場限りの体験的な活動で終わらせることなく、事前にそのねらいや意義を生徒が十分に理解できるようにし、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることができるようにする。

イ 体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりする活動を充実する

学校行事においては、特に言語力の育成や体験したことからより多くのことを体得させる観点から、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実する」ことが求められる。その際、その場限りの体験活動で終わらせることなく、事前にそのねらいや意義を生徒に十分に理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることができるようにするとともに、活動の節目や事後に、話す、聞く、読む、書く、などの活動を効果的に取り入れることが求められる。例えば、集団宿泊の実施に伴って、感想文をまとめたり、お世話になった方々に手紙を書いたり、発表会をしたり、他の学年の生徒、保護者や地域の住民に対する報告会を開催したりすることが考えられる。

また、体験活動を通して自分自身について考えたことを、ホームルーム活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」において、生徒が活動を記録し蓄積する、いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用した学習と関連付けることも考えられる。

(2) 異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを充実する

学習指導要領第5章第3の2の(4)で次のとおり示している。

(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

学校行事においては、「異年齢集団による交流」を充実することが求められる。具体的には、複数の学年が一緒に参加する学校行事をより多く計画し、異年齢の生徒をはじめとする多様な人々と積極的に人間関係を築く態度の形成を図ろうとすることである。例えば、体育祭や文化祭、大掃除などの奉仕活動を異年齢で実施することであり、様々な学校行事における工夫が考えられる。

また、学校行事においては、「幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを充実する」ことも求められる。具体的には、地域の幼児や児童、高齢者、学校内外の障害のある生徒や人々などと触れ合う活動をより多く計画し、多様な人々との人間関係を築く態度の形成を図ろうとすることである。例えば、学校行事として幼稚園や保育所等、小学校、中学校、介護施設、特別支援学校などと交流を図ったり、集団宿泊などにおいて、異年齢の生徒や異なる学校に在籍する生徒が共に生活したりすることができるようにするなどの工夫である。

(3) その他の指導上の留意事項

学校行事の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

- ア 実施する行事のねらいを明確にし、その意義を理解させ、綿密な計画の下に、積極的、実践的な活動の意欲を育成すること。その際、ホームルーム活動との関連を図り、事前・事後の指導についても十分留意し、体験活動を振り返り、そこから学んだことを記述する活動を充実するなど、指導の効果を高めるように配慮すること。
- イ 学校行事においては、教師間の十分な連携協力に基づく指導体制の下に、生徒の健康や安全を考慮し、特に負担過重にならないようにすること。
- ウ 教師の指導の下に、生徒の創意をできるだけ生かすとともに、秩序やルールを守り品位のある活動によって校風が高められるようにすること。
- エ 生徒一人一人が集団の中での人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にすること。その際、個々の生徒の特性等を配慮した役割分担にも留意すること。
- オ 学校行事の計画、準備、実施、その評価などの各過程において、生徒会活動などとの関連を図りつつ、生徒にとって可能な範囲で自主的な活動を行わせ、個々の生徒に積極的な活動を促し、自主的な協力や自律的な態度を養うこと。
- カ 個々の行事の特質に応じて家庭や地域社会との連携を深めながら、学校の特色や創意を生かした行事を工夫すること。

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

1 特別活動における生徒の主体的・対話的で深い学び

学習指導要領第5章第3の1の(1)で、次のように示している。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

この事項は、特別活動の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、特別活動の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、「(1)知識及び技能」が習得されること、「(2)思考力、判断力、表現力等」を育成すること、「(3)学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学

び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

以上が全教科・科目等共通的な考え方になるが、特別活動における主体的・対話的で深い学びについては、第2章第1節の2で「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」それぞれについて示してきたところである。本項では、特別活動の特質に応じた主体的・対話的で深い学びを実現するために、特に留意すべきことを示している。

「特別活動の各活動及び学校行事を見通して」とは、各活動・学校行事の全体を通して主体的・対話的で深い学びの実現を図るということである。他の教科等のように「単元」や時間のまとまりがあるわけではなく、各活動・学校行事が順番に行われるわけでもない。また、各活動・学校行事が同時並行的に行われるものであるということを踏まえ、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のそれぞれの年間指導計画の作成に当たり、各活動・学校行事を通して、主体的・対話的で深い学びが実現するように組み立てるということである。

「よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう」とは、第2章でも説明した、特別活動で重視する三つの視点である。三つの視点は育成することを目指す資質・能力に関わるものであると同時に、それらを育成する学習の過程においても重要な意味をもつものである。

「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む」ためには、各活動・学校行事の特質や内容を踏まえつつ、活動の内容を生徒が選択・決定することや、活動に必要な資料や情報等を生徒が集め、活動の成果についても生徒自ら評価するなど、主体的な活動を可能にすることが大切である。

「互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにする」とは、課題を解決するために話し合い、合意形成を図る場合には、他者の考え方を認め、自他の考えをつなぎながら、新たなものを構成員全員で生み出していけるようにすることである。特定の生徒の発言によって決まったり、同調圧力となったりしないように、少数意見も大事にするなどの工夫をして、合意形成することが大切である。また、合意形成を図るだけでなく、ホームルーム全員で役割を担い、決めたことを実践できるように、あらかじめ、学習の過程を綿密に構想した年間指導計画の作成が求められる。

このような「互いのよさや個性、多様な考え方を認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担う」特別活動の経験が、卒業後、一人一人の存在が尊重される集団づくりや平和で民主的な国家、社会を形成する人間を育成することになる。

2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画

学習指導要領第5章第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事

の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標の達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成することが大切である。

ここで示した「特別活動の全体計画」とは、特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するために各学校が作成する、特別活動の全体の指導計画のことである。

このような特別活動の全体計画を作成する際には、全教職員が指導に当たるため、全教職員の共通理解と協力体制が確立されるよう、例えば、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりするなど、教育課程における位置付けを明確にすることが大切である。

また、特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにしておくことも大切である。さらに、生徒や地域の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成することが求められる。

特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

- 学校の教育目標
- 特別活動の重点目標（育成すべき「資質・能力」）
- 各教科・科目等との関連（教育課程外の活動等との関連を含む）や危機管理との関連
- 各活動・学校行事の目標と指導の方針
- 特別活動に充てる授業時数等
- 特別活動を推進する校内組織
- 評価 など

学校教育には、教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きく、特別活動と関連が深い「ショートホームルーム」（朝の会や帰りの会など）、日常に行われている清掃や日直などの当番の活動、さらに、放課後等に生徒の自主的、自発的な参加により行われ

る部活動などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切である。なお、部活動の教育的な意義等については、学習指導要領第1章総則第6款の1のウに示されている。

この特別活動の全体計画に基づいて、年間を通じたホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものが、「各活動・学校行事の年間指導計画」である。それらの年間指導計画の作成においては、以下のようなことに配慮することが必要である。

(1) 学校の創意工夫を生かす

特別活動は、その特質や内容からみて、学校ごとに、それぞれの特色を生かした創意ある指導計画を立てて実施することが、特に期待されている。そのためには、まず、地域や学校、生徒の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にし、それに即した創意ある計画を立てることが重要である。

各学校における創意工夫は、地域の特色、学校や生徒の実態、そしてこれまでの実施の経験や反省などを生かして発揮されていくものであり、指導計画の作成に当たって学校としての校内体制を確立していくとともに、学校の創意や工夫を生かした教育活動を行うために必要な時間が確保できるよう、全教師が協力していくことが大切である。

学校や地域の特色を生かした各活動・学校行事の実施のために、各活動や行事のつながりを常に意識し、組織的に年間を通した「編成」、「実施」、「評価」、「改善」に取り組むことが重要である。

特別活動そのものを「編成」、「実施」、「評価」、「改善」とは、例えば、以下のようなものがある。

- ・ 校長のリーダーシップの下、組織的に教育計画の一環としての特別活動全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画を作成する。(編成)
- ・ 年間指導計画に従い、各活動・学校行事を実施する。(実施)
- ・ 学期や年度を単位として、各活動・学校行事の評価を実施する。その際、例えば「学校が示した目標の有効性」、「各活動・学校行事それぞれの実施状況」、「生徒の変容」、「集団の変容」、「目標の達成・評価」等について、その成果と課題を明らかにする。(評価)
- ・ 次年度の教育計画には、教育計画編成の視点及び改善の方向を明確にし、前段階(評価)の結果を十分に考慮し、改善を図る。(改善)

当然、特別活動の特質を踏まえ、生徒や教職員にとどまらず、保護者や地域住民の声を生かした「実施」、「評価」を推進することが望まれる。

(2) ホームルームや学校、地域の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮する

ホームルームや学校、地域の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮して指導計画を作成することは、各教科・科目等の指導計画においても大切なことであるが、生徒の

自主的、実践的な活動を助長する特別活動においては、特に重要である。したがって、指導計画を作成するためには、生徒の興味・関心、能力・適性等に関する十分な生徒理解に基づいて、各学校や各学年における重点目標、指導の内容、活動の方法などを明確にしておくことが大切である。

また、特に自発的、自治的な活動については、年齢による成熟だけでなく、中学校までの経験を含め、生徒がこれまでどのような集団による実践的な活動をどれだけ経験してきたのか、ホームルームや学校の諸問題を自分たちで解決するために合意形成を図ったり、意思決定したりする力がどの程度育ってきているのかということによる差も大きい。画一的に、学年によってこうしなければならないと固定的に考えるのではなく、生徒の実態を把握し、それを特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画に反映させることが大切である。

(3) 各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る

第2章でも説明したように、特別活動の指導に当たっては、カリキュラム・マネジメントの観点に立ち、各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図った資質・能力の育成が大切である。具体的には、各教科・科目等で育成された能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに、特別活動で培われた協力的で実践的な資質・能力が各教科・科目等の学習に生かされるようにする関連である。

また、学習指導要領第1章総則第3款の1の(5)で「各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること」と示されたように、特別活動の体験活動と各教科・科目、総合的な探究の時間で目指す資質・能力や学習活動との関連性がある場合には、相互に関連させて展開するよう配慮することが大切である。体験的な活動は全教育活動で配慮することが必要であるが、とりわけ、特別活動と総合的な探究の時間はその特質から関連に十分配慮し、体験活動を行うことが求められる。また、両者には、人間としての在り方生き方について考えを深めることが共通に求められているところであり、道徳的实践の指導の充実が重視される特別活動においては、積極的に道徳教育との関連を図る必要がある。そのことによって、特別活動と総合的な探究の時間それぞれのねらいが一層生かされ、特色ある教育活動づくりが推進されることにもなる。

これらのことを踏まえ、各学校が教育目標の具現化に向けて、特別活動と各教科・科目、総合的な探究の時間などとの関連を図った独自の全体計画を作成するためには、学校の実態を十分に考慮し、特別活動として何を重視すべきかなど重点目標を定め、それぞれの役割を明確にしておく必要がある。

なお、このようなカリキュラム・マネジメントの視点に立った生徒の活動を可能にする指導計画の作成は、教科外領域としての、特別活動固有の特質そのものといえる。

(4) 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

特別活動においては、教師の適切な指導の下に生徒による自主的、実践的な活動が助

長され、そうした活動を通して特別活動の目標の実現が目指されるものである。そこで、できるだけ生徒自身による計画に基づく活動を生かし、生徒が自覚と責任をもち、自ら進んで活動を行うように指導する必要がある。特に、高校生ともなれば、他から与えられた計画に従わせるだけでは活動意欲を失わせることにもなるので、特別活動の各内容及び活動内容の特質に応じて、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように指導することが必要になってくる。すなわち、生徒の主體的・対話的で深い学びを実現するためには、生徒が活動の計画を立てて実践するように配慮することが大切であり、そのことが特別活動の指導における極めて重要な基本といえる。

(5) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

特別活動は、家庭や地域等との連携・協力が重要な意味をもつ教育活動である。節度ある生活習慣や健康・安全に関することは、日々の家庭での生活において実践されてこそ意味があるものであるし、生徒会活動や学校行事を通して、地域・社会の様々な活動に参画したり、就業体験活動などの社会体験を積んだりするためには、地域の協力を得ることが不可欠である。家庭や地域の幅広い教育力を活用した学校内外での体験活動は、生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに人間としての在り方生き方についての自覚を深める上で、極めて重要である。そのためには、各学校が、家庭や地域との連携や交流を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化・伝統を生かしたり、社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要である。また、地域の課題に関わる取組を進めるに当たって、地域の福祉関係の団体や、教育委員会のみならず首長部局とも積極的に連携することが重要である。コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等の枠組みを積極的に活用することも望まれる。特別活動の指導計画の作成に当たっては、カリキュラム・マネジメントの視点から、地域や学校の特色を生かした指導計画の作成に配慮することが大切である。

さらに、体験を通して学ぶことを重視する特別活動の特質に鑑み、社会教育施設の活用については、青少年教育施設、公民館や公共図書館、資料館や博物館、美術館、科学館、劇場・音楽堂など地域の実態に応じて積極的に活用していくことが求められる。その際、各施設の活用により、どのような体験を通して資質・能力を育てようとするのか、ねらいを施設側と十分に共有しておくことが重要である。

(6) 特別活動の授業時数

特別活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章第2款の3及び5で、次のとおり示している。

3(3) 各教科・科目等の授業時数等

ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合

を含む。)に行うことができる。

エ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

カ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

5 通信制の課程における教育課程の特例

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

なお、ホームルーム活動においては年間35単位時間以上と示されている。

各学校においては、これらの規定に基づいて、学校や生徒などの実態を考慮し、ホームルーム活動以外の特別活動の授業時数を配当することになる。実際には、年間の授業に充て得る総授業時数から各教科・科目等別に示された時数を除いた中から配当することになる。具体的には、本解説第3章において生徒会活動、学校行事について示していることを踏まえ、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして、全体計画を作成することとする。

なお、学習指導要領解説総則編においても説明している通り、ホームルーム活動については、毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

3 ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連

ホームルーム活動の充実と生徒指導との関連については、学習指導要領第5章第3の1の(3)で、次のように示している。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

(1) ホームルーム経営とホームルーム活動における生徒の自治的な活動

ホームルーム経営とは、一般的に、その担任教師が学校の教育目標やホームルームの実態を踏まえて作成したホームルーム経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行い運営・展開されるものと考えられる。

ホームルーム経営の充実については、学習指導要領第1章総則第5款の1の(1)で「学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係

を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。」と示されている。

本解説第2章において説明したように、ホームルーム経営の充実は、生徒理解に基づく教師と生徒との信頼関係や、生徒同士の信頼関係が重要であり、ホームルーム活動における自発的、自治的な活動が重要な意味をもつ。

ホームルーム活動における自治的な活動は、よりよいホームルームや学校の生活を築き、ホームルームや学校の文化を創造するため、集団として問題発見や合意形成をするための話し合い活動や、話し合いで決まったことを協力して実践したりする活動である。ホームルームでの合意形成を行う話し合い活動は、ホームルーム活動や生徒会活動の中心となる活動であるが、特に高等学校においては学校行事を充実させるために、ホームルームにおける提案や取組の在り方などを話し合い、合意形成を行う上でも重要な機能を担っている。これらの話し合い活動を通じて醸成される自治的な活動は、ホームルームや学校をよりよいものへとする生徒の文化の創造や人間関係形成、社会参画につながるものである。そのため、自治的な活動の充実は、休み時間、放課後などにおいても、生徒の人間関係等により影響をもたらしている。

今回の改訂では、「ホームルーム経営の充実」が中学校及び高等学校学習指導要領の総則及び特別活動において新たに示された。これは、学校での学習や生活において、その基盤となるホームルームとしての集団の役割が、生徒の今日的な様々な状況から、一層認識されてきたためであり、このような視点から、「ホームルーム活動における生徒の自治的な活動」を中心として、ホームルーム経営の充実が求められるのである。

ホームルーム活動の指導において、生徒会活動や学校行事とも関連付けながら、生徒相互及び教師と生徒との人間関係を構築し、個々の生徒のキャリア形成・進路指導、学業指導の実践、道徳性、社会性の涵養かんなどに加え、ホームルームや学校の文化の創造が図られる。

また、ホームルーム活動の目標の実現を目指し、各内容の特質を生かした指導を充実するには、教師個々のホームルーム経営のみならず、学年の教師が互いに協力し合う学年経営や学科及びコース経営の充実も不可欠である。ホームルーム経営と学年経営は相互に補完し合い、高め合っていく関係にあることから、教師が互いの役割や考えを尊重し協力し合うことが大切である。そのため、学校経営や学年経営との調和を図ったホームルーム経営の充実は、生徒会活動や学校行事における生徒の自主的、実践的な活動をより一層促すものでもあるが、今回の改訂の趣旨を踏まえ、改めてホームルーム経営の充実を意識することが求められる。

(2) 特別活動といじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連

生徒指導とは、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。学習指導要領第1章総則第5款の1の(2)では「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導

の充実を図ること。」と示されている。

我が国のいじめの背景には、ホームルーム内の人間関係に起因する問題が多く指摘されていることから、ホームルーム経営と生徒指導の関連を図った、ホームルーム活動の充実がいじめの未然防止の観点からも一層重要になる。ホームルーム内の人間関係に起因する問題に対しては、ホームルームでの自治的な活動や様々な体験活動を通して、多様な他者を尊重する態度を養うことはもとより、一人一人の自己肯定感を高める指導が重要である。

特別活動の指導も生徒指導も、自らの課題を見だし、改善しようとするなどの自己指導能力の育成、究極的には生徒一人一人の望ましい人格形成を図ることをねらいとしているものである。生徒指導は個別場面と集団場面の両方の場面における指導が基本となる。一方、特別活動は、主に集団場面において生徒の集団活動の指導を通じて行われことになるが、ホームルーム活動等で学んだ内容を、生徒一人一人が身に付けるためには、集団場面が続いてあるいは並行しての個別場面における指導が必要である。

具体的には、ホームルーム活動の各内容を通じて、個々の生徒が生活や学習に関わる目標を自ら立て、目標に向かって粘り強く取り組み、振り返り、改善点を見出すことができるよう、集団の場面における指導や個別の場面における援助に努めることが大切である。

● 4 障害のある生徒など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫

学習指導要領第5章第3の1の(4)で次のように示している。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常のホームルーム、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常のホームルームにおいても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に

生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、特別活動の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

具体的には、特別活動における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な生徒には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。
- 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの回り方についての指導をする。
- 学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動・学校行事のねらいや活動の内容、役割（得意なこと）の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の生徒に協力を依頼しておく。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

5 道徳教育との関連

学習指導要領第5章第3の1の(5)で、次のように示している。

(5) 第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

道徳教育との関連については、本解説第2章の第2節の4の(2)に示したように、特別活動における道徳性の育成を目指して、各学校の道徳教育との関連を考慮しながら指導計画を作成することが大切である。特に、特別活動の「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら直面する課題を解決する」という特質を生かし、道徳的実践の指導の充実を図ることが必要である。

各活動・学校行事の指導計画の作成に当たっては、それぞれの活動の準備から振り返りまでの過程で、生徒が主体的に行動し、よりよい人間関係を形成できる活動等を振り返り、自己の生き方を考える場面を意図的に準備することが大切である。また、生徒が主体

的な判断の下に集団生活における課題の解決や社会への参画ができるように配慮することが必要である。さらに活動を通して、自己の生き方を考え、自己の実現を図るために必要な指導の在り方を具体的に指導計画で明らかにすることが大切である。

第2節 内容の取扱いについての配慮事項

1 生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開

学習指導要領第5章第3の2の(1)では、次のように示している。

(1) ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。

(1) 指導内容の特質に応じた生徒の自発的、自治的な活動の展開

ここで示している「指導内容の特質に応じて」とは、教師の適切な指導の下に行われる生徒の自発的、自治的な活動を特質とする内容と、教師の指導を中心とした生徒の自主的、実践的な活動を特質とする内容を区別して指導することを示したものである。

特別活動の目標に明示されているように、「自主的、実践的な活動」を行うことは、特別活動の全ての内容に共通している。その上で、「自発的、自治的な活動」は、「自主的、実践的」であることに加えて、目的をもって編制された集団において、生徒が自ら課題等を見だし、その解決方法などについての合意形成を図り、協力して目標を達成していくものである。生徒の自発的、自治的な活動を特質としている内容は、ホームルーム活動の「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」及び生徒会活動である。

これに対して、ホームルーム活動の「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」と「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」及び学校行事は、教師の指導を中心とした生徒の自主的、実践的活動を特質とする内容である。これらの活動や学校行事は、年間指導計画に沿ってねらいや具体的な活動が設定され、自分に合った解決方法を意思決定する。ホームルームや学校として実践することを、生徒が提案し、合意形成を図ることによって決める「自発的、自治的な活動」とは異なる学習過程となる。この場合においても、学習指導要領第5章第3の1の(2)に示したように、生徒の自主的、実践的な活動の助長には特に留意しなければならない。

自発的、自治的な活動は、特別活動固有の特質であり、中でもホームルーム活動の、「(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画」は、特別活動における自発的、自治的な活動の基本となるものである。特に、「ホームルームや学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。」の指導が充実するように努める必要がある。中学校までの積み重ねを生かしてホームルームにおける自治的な活動に取り組んでいくことが、生徒会活動における自発的、自治的な活動を効果的に展開する上で基盤となる。

本項で示している「効果的に展開されるようにする」には、以下に述べるような指導

に留意することが大切である。

ア 生徒の自発的、自治的な活動を助長する指導

自発的、自治的な活動の助長には、生徒の主体的な活動場面をできるだけ多く取り入れることと、合意形成のための話し合い活動の充実や実践活動の場・機会と時間の確保、評価や励まし等の工夫が必要である。

教師は、ホームルーム活動や生徒会活動の意義を生徒に十分理解できるように指導するとともに、生徒を活動の中心に置き、不足した情報や資料を補い、生徒の自主的な活動を側面から援助することが大切であり、受容的な態度で、根気よく継続して指導を続けることが必要である。また、活動の過程にあって起こってくる様々な課題や障害への対応についても、適切な指導を与えるようにすることが大切である。

イ 自発的、自治的な活動には、一定の制限や範囲があることについても生徒に理解させ、必要な場合には的確な助言や指示を行うなどの指導

自発的、自治的な活動における「自治的」と「自治」との違いやその活動の最終的な責任者は校長であることを理解させることも大切である。このような指導が効果的に行われていくためには、自分たちの可能性が活かされ、任されているという認識の下に、意欲的・積極的に参加できるような日常的な指導に加え日頃から教師と生徒の触れあいを深め、信頼関係を築いていくことが大切である。

ウ 育成を目指す資質・能力を明確にした指導

生徒の自発的、自治的な活動を展開するに当たって、特別活動で育成を目指す資質・能力のうち、主として何をを目指すのかについて、ホームルームや生徒会活動の各種委員会活動等の質的な状況や発達段階、ホームルームや生徒会活動の置かれている実態や解決を図らなければならない課題等から適切に判断し、それらに即した内容の焦点化・重点化を図り、生徒の活動を明確にする指導である。

エ 内容相互の関連を図った指導

内容相互の関連付けについては、学習指導要領第5章第3の1の(3)、及び2の(2)で示した通りである。ホームルーム経営におけるホームルーム活動の自発的、自治的な活動は、特に生徒会活動や学校行事の要としての役割を果たす。したがって、カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、相互の関連を図った自発的、自治的な活動の創意ある展開は、効果的な指導を可能にするばかりでなく、生徒個々の深い学びを実現することになり、極めて重要な活動といえる。

例えば、生徒会活動においても「生徒総会」や「生徒会役員選挙」、「新入生を迎える会」や「卒業生を送る会」などの行事は、その準備の時間も含め、ホームルーム活動や学校行事などとの関連も図って、学校の年間計画の中に位置付けることも必要となる。また、生徒評議会（中央委員会など）や各種の委員会の活動については、ホー

ムルーム活動との関連を図り、特定の曜日などを決めて開催したり、その活動内容を発表する機会をもつようにしたりするなどの工夫が必要である。さらに、学校生活の充実と向上を図るための活動や社会参画に関わる活動としての生徒集会やボランティア活動などについても、学校の創意を生かし内容相互の関連を図るような工夫が大切である。

(2) 「自分たちできまりをつくって守る活動などの充実」

ホームルームや学校という集団生活においては、生徒はホームルームや学校における様々なきまりを守って生活する必要がある。高等学校では一般的にルールと呼ぶことが多い。例えば、各学校の実態に応じて生徒指導上必要とされる校則などがあり、また、生徒会規約や生徒会活動の目標達成に必要なルール、ホームルームの目標の達成に関わるルールのように、生徒自らがホームルームや学校におけるよりよい生活のために定めるものもある。

生徒自らが、自分たちの話し合い活動により適切なきまりをつくりそれを守る活動は、まさしく自発的、自治的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない。このように集団の合意形成に主体的に関わり、その決定を尊重するという活動を通して、生徒は集団の形成者としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていくのである。このような活動の充実を図ることにより、生徒の規範意識や社会性、社会的な実践力が育成されるのである。

2 指導内容の重点化と内容間の関連や統合

学習指導要領第5章第3の2の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒及び学校の実態並びに第1章第7款の1に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。

(1) 道德教育の重点などを踏まえた指導内容の重点化

高等学校における道德教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述がある。

特に公民科に新たに必修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道德教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

道德教育と特別活動の関係については、本解説第2章で説明した通りである。

道徳教育の重点については、学習指導要領第1章総則第7款の1において、「各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。」とある。また、「全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。」と示した。併せて、高等学校における道徳教育推進上の配慮事項として、学習指導要領第1章総則第7款の2の後段には「自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。」としている。

ホームルーム活動は、学校における基礎的な生活集団としてのホームルームを基盤に営まれる活動であり、そこでの活動の内容として示している(1)から(3)までの内容については、入学から卒業までの間で取り扱うことが求められるものであるが、どの内容にどのくらいの時間を掛けるかということは定められていない。各学校の目指す生徒像や教育理念、生徒の実態など、それぞれの実情に応じて、道徳教育の重点を踏まえた指導の重点化を図り、育成することを目指す資質・能力を明確にし、それに沿った指導内容や方法を工夫することは、大切な配慮事項の一つである。具体的には、例えば、各学校の当該年度の教育目標や特色ある学校づくりに関わる具体的な課題、生徒指導上の課題やホームルームにおける集団生活の課題、生徒個々が抱えている問題や悩みなどを十分に踏まえ、題材のねらいの設定やその指導などに役立てることが大切である。

生徒会活動、学校行事においても、それぞれの活動、行事の特質に応じた配慮が行われることが期待される。

また、道徳教育が、生徒の日常生活に生かされるようにすることで、いじめの未然防止や安全の確保等にも資することとなる。

(2) 内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりする

高等学校のホームルーム活動は、(1)、(2)、(3)の活動内容に整理され、それぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して取り扱うものとして複数の項目が示されている。

ホームルーム活動の内容については、それぞれの内容項目の指導に何単位時間を充てなければならないということは定められていない。前項で説明したように、生徒の実態等を踏まえて各学校で重点化を図っていく中で、活動の特質や育成すべき資質・能力の関連を明らかにした上で、効果的と考えられる場合は、いくつかの内容項目を統合した

り、内容の関連を図って指導したりすることも考えられる。いずれの場合にも、学校や生徒の実態を十分に考慮した上で、入学から卒業までの見通しの上に指導計画に盛り込むことが重要である。

生徒の実際のホームルームや学校の生活において、学習指導要領第5章特別活動第2の2に示された(1)、(2)、(3)の活動内容は、いずれも人間関係形成、社会参画、自己実現という三つの視点に関わるものであるということから、相互に関連し合っている面もあり、年間指導計画を作成する際には、それぞれの学習過程の違いや、育成を目指す資質・能力を踏まえ、学校、生徒の実態に応じて内容間の関連を図ることが重要である。具体的には、それぞれの内容において育てられる資質・能力を次の活動に生かすことができるように、内容の配列を工夫するということが考えられる。

また、活動のねらいを十分に検討し、効果が期待される場合は、二つの活動内容を統合させて指導することも考えられる。しかし、本解説第3章で説明したとおり、ホームルーム活動の(1)、(2)、(3)は、それぞれ異なる学習過程を前提とするものであり、(1)と(2)、又は(1)と(3)の内容を1単位時間の中で、同時に扱うということは、基本的に想定されない。特に今回の改訂では、第1章で説明したように、ホームルーム活動の内容(2)及び(3)の下に置かれていた各内容項目を整理することにより、ホームルーム活動(1)に係る活動の時間を十分に確保し、その充実を図っていくこととした趣旨を十分に配慮することが望まれる。

さらに、学習指導要領第1章総則第7款の1に示された重点を踏まえた上で、ホームルーム活動の目標を達成するための効果が期待される場合には、ホームルーム活動の活動内容(1)、(2)、(3)に示されていない内容を加えて指導することも可能である。

いずれの場合にも、各内容で育成を目指す資質・能力や、内容に応じた学習過程について理解し、かつ学校や生徒の実態を十分に考慮した上で、指導計画の作成に取り組むことが重要である。

生徒会活動は、学校の全生徒をもって組織する生徒会が、学校内及び地域や社会の様々な課題について考え、その解決を図ろうという活動であり、指導内容は、相互に深く関連している。生徒会活動の各内容の指導に当たっては、自発的、自治的な活動が展開され、よりよい人間関係が形成され、地域や社会への参画ができるよう十分な指導が大切であり、これらの活動で得た体験が人間としての在り方生き方を考える基となり、自己を実現しようとする態度につながる。生徒会活動の各内容を個別のものと捉えず、生徒総会などで決定した活動方針等と常に関連付け、活動相互のつながりを意識できるような指導内容の取扱いが必要である。

学校行事は、5種類が示されているが、年間指導計画作成の段階から、各行事で育成しようとしている資質・能力の関連を明確にし、それぞれの行事の指導内容を考える必要がある。例えば、体育的行事で育ったよりよい人間関係を合唱コンクール等の学校行事の取組の基盤とし、さらなる人間関係の深まりをねらいとしたり、文化祭で身に付けた個と集団の関わりに関する考え方が、地域や社会における奉仕活動への参画につながったりするような指導内容の取扱いが大切である。これらの関連を図ることにより、

次の学びに向かう力が高められていく。

3 ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る

学習指導要領第5章第3の2の(3)で、次のように示している。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。

ガイダンスとカウンセリングを通して、生徒の発達を促すには、次の事項に留意することが必要である。

ガイダンスとカウンセリングの充実は、学習指導要領第1章総則第5款の1の(1)で、「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。」と示している。ガイダンスとカウンセリングは、生徒一人一人の学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択決定などを実現するために行われる教育活動である。単にガイダンスやカウンセリングに多くの時間を費やせばよいというものではなく、生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけとしての両輪として捉えることが大切である。

ア ガイダンス

ガイダンスは、生徒のよりよい適応や成長、人間関係の形成、進路等の選択等に関わる、主に集団の場面で行われる案内や説明であり、ガイダンスの機能とは、そのような案内や説明等を基に、生徒一人一人の可能性を最大限に発揮できるような働きかけ、すなわち、ガイダンスの目的を達成するための指導を意味するものである。

具体的には、生徒のホームルームや学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、教師が生徒やホームルームの実態に応じて、計画的、組織的に行う情報提供や案内、説明及びそれらに基づいて行われる学習や活動などを通して、課題等の解決・解消を図ることができるようになることである。したがって、ガイダンスの機能を充実するための工夫とは、日々の指導について、ねらいをもち、その実現のための指導をより適時、適切な場や機会を設け、よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることであり、また、そのための指導計画を立て、教師の共通理解と協力により、その効果を高めるようにするということである。

イ カウンセリング

学校におけるカウンセリングは、生徒一人一人の生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行う教育活動である。生徒一人一人の発達を促すためには、個別の指導を適切に行うことが大切であり、特に、就職や上級学校への進学など、現実的に進路の選択決定が迫られる高等学校の段階では、一人一人に対するきめ細かな指導は極めて重要である。

特別活動におけるカウンセリングとは専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく、教師が日頃行う意図的な対話や言葉掛けのことである。

ウ ガイダンスとカウンセリングの関係

生徒の発達を支えるためには、生徒の発達の特性や教育活動の特質を踏まえて、あらかじめ適切な時期・場面において、主に集団の場面で、必要とされる同質的な指導を、全員に行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により、個々の生徒の必要度に応じて行うカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要である。

ガイダンスとカウンセリングは、課題解決のための指導の両輪である。教師には、特別活動のいずれの内容においても双方の趣旨を踏まえて指導を行うことが求められる。

これらの共通的な価値を有する教育活動を特別活動において、相互に関連して計画的に行うことに意義があると言える。

4 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視

学習指導要領第5章第3の2の(4)で、次のように示している。

(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

(1) 異年齢集団による交流の重視

特別活動における異年齢集団による交流は、各活動・学校行事において大変重要である。具体的には、例えば生徒会活動における各種の委員会などの活動や、生徒会として取り組む地域清掃などのボランティア活動、学校行事では体育祭や文化祭などの場面で異学年の生徒が協力・協働することなどである。異年齢集団の交流は、他者の役に立つ

喜びを体得，自己肯定感の醸成にも寄与する。学年を越えた取組となるため全教師の共通理解に基づき，指導計画の工夫を行うことが求められる。

(2) 幼児，高齢者，障害のある人々などとの交流や対話，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して協働することや，他者の役に立ったり，社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の充実

交流及び共同学習については，学習指導要領第1章総則第6款の2のアで「学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。」と示され，イでは「他の高等学校や，幼稚園，認定こども園，保育所，小学校，中学校，特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。」と示されている。

交流や共同学習は，学校教育全体で行うものであるが，特別活動については，その目標を実現する上で，多様な人々との交流や対話などは大変重要な意義をもつ。交流等の内容としては，例えば，近隣の幼稚園，認定こども園，保育園の幼児や，小中学校の児童生徒，老人介護施設の高齢者や障害者福祉施設の人々を学校行事に招待したり交流会を開催したりすることもある。近隣の特別支援学校の児童生徒と，生徒会活動や学校行事において共同学習をすることもできる。

生徒は，このような交流や共同学習を通して，自他の尊重や共に力を合わせて生活することの大切さを学ぶことができる。

高校生という発達の段階を踏まえ，「社会に開かれた教育課程」を実現し，活力ある未来を切り拓く資質・能力をもった生徒を育成するために，学校が，意図的，計画的な教育活動の一環として，学校内外において多様な他者と交流し，協働して活動できる機会と場を設定し，豊かな人間性の育成を保障することが求められているのである。

とりわけ，生徒の自主的，実践的な集団活動を通して，それ自体が一つの社会であるホームルームや学校のよりよい生活づくりに資する体験的な学びを展開する特別活動には，そのような機会と場を多様に設けることが期待されている。

特別活動のいずれの活動も，互いに協力し合い，認め合う中で自分が有用であることを実感するとともに自信を持つ機会となっている。教師は各活動・学校行事の特質を生かし，一人一人の生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるように指導を工夫するとともに，自分のよさや可能性を発揮してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な活動を設定することが大切である。

5 学校給食に関する取扱い

学習指導要領第5章第3の2の(5)で，次のように示している。

(5) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。

規則正しく調和のとれた食生活は、健康の保持増進の基本であり、近年の生徒等の食生活の乱れが、生活習慣病はもとより心の健康問題にも発展するなど食に起因する新たな健康課題を生起していることから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることは極めて重要な課題となっている。

高等学校の時期は、男女ともに心身の発育・発達が著しいことから、食育の観点を踏まえ、自己の健康を管理し改善していく資質や能力の基礎を育成するため、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯を通じた望ましい食習慣の形成と食事を通して望ましい人間関係や明るい社交性がはぐくまれるよう指導する必要がある。

高等学校における学校給食は、現在主として定時制の課程において行われているが、その教育課程上の位置付けとしては、学校の指導の方針、施設・設備、生徒の実態などに応じて異なっているので、それぞれの学校の実態に即した教育活動として行われている。生徒の自発的な活動を醸成する機会として役立てることを含めて、ホームルーム活動、学校行事などの特別活動の一環として、そのいずれかの指導計画の中で実施されている場合もある。いずれの場合であっても、食事に対する理解や望ましい食習慣を育成することに役立つばかりでなく、健康についての指導や、食事に対する自己管理の能力を育成するための重要な機会であるため、特に「特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。」と示している。

生徒たちが心を開き、明るい雰囲気の中で、望ましい食習慣と豊かな人間関係を育成するように配慮して実施することが大切である。

なお、学校給食を実施していない学校においては、ホームルーム活動の健康・安全に関する指導のなかで、食に関する望ましい習慣の形成について、指導の充実を図ることが大切であることは言うまでもない。

第3節 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

学習指導要領第5章第3の3では、次のように示している。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、体育祭、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

国旗及び国歌の指導については、中学校社会科において、「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うよう配慮すること」としている。

入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、このような中学校社会科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

第4節 特別活動の指導を担当する教師

特別活動の内容は多様であり、このため指導に当たる教師については、対象になる生徒の集団の種類や規模に応じて、適正な役割の分担が必要である。したがって、特別活動の各内容の特質に応じて、教師間の望ましい指導の組織と役割の分担を明確にし、指導計画の作成・実施の過程を重視して、協力体制の確立を図っていくことが必要である。

(1) ホームルーム活動の場合

ホームルーム活動については、日常のホームルームの生徒の実態を十分に把握し、それに即した指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このために、指導に当たっては、ホームルームの生徒を最もよく理解できる立場にあるホームルーム担任が適しており、ホームルーム経営の充実を図る観点から、適切なホームルーム活動を実施することが重要である。同時に、活動する内容によっては、ホームルーム担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。例えば、生徒指導に関わる問題、進路に関する問題、健康・安全や食の問題を取り上げる場合は、各内容に応じて、生徒指導主事、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などが、ホームルーム担任や学年及び学科・コースの教師集団とともに指導に当たることにより一層の効果をあげることもできる。

また、学習指導や生徒指導・進路指導などのガイダンスに当たっては、学年全体そして学校全体として、共通に取り組むことも大切であり、学年の協働体制、他の教職員の協力体制、さらに家庭や地域等の教育力の活用など、ホームルーム活動の充実のための各学校の創意工夫が極めて重要である。

ホームルーム活動をはじめ、特別活動の教育的な成果のいかんは、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが極めて大きい。そこで、以下、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき諸点を挙げてみることにする。

- ア 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であること。
- イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。
- ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること。
- エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があること。
- オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること。
- カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること。

(2) ホームルーム活動以外の場合

ホームルーム活動以外には、生徒会活動及び学校行事があり、いずれもホームルームや学年の所属を離れた集団による活動となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれば、臨時に編成する集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、教師間の連携・協力が特に大切であり、全教師の共通理解に基づいて、次のような配慮の下に指導することが重要である。

- ア 生徒会活動の場合、全校の生徒の組織としての活動であるから、生徒会活動の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこと。
- イ 学校行事の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科・科目等の学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの学校行事の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにすること。

第5節 特別活動における評価

評価については、学習指導要領第1章第3款の2の(1)で、次のように示している。

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくということである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。そのため、生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることができるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価するなどの工夫が求められる。なお、生徒の自己評価や相互評価は学習活動であり、それをそのまま学習評価とすることは適切ではないが、学習評価の参考資料として適切に活用することにより、生徒の学習意欲の向上につなげることができる。自己評価の活動としては、学習指導要領第5章第2の3の(2)において、ホームルーム活動の内容(3)について、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。」とされたことを活用することが考えられる。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を重視することが重要である。評価を通して教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。

特に、特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある。その際、特に学習過程についての評価を大切にするとともに、生徒会活動や学校行事における生徒の姿をホームルーム担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにすることが大切である。